

会 報

第 109 号

国立大学協会

昭和 60 年 8 月

(第35卷第3号 通卷第109号)

会報

第109号

8
月
号

国立大学協会事務局

目 次

●エッセー

健康談義 大阪大学長 山村 雄一 7

事業報告

諸会議議事要録（5月～6月）

理事会（6.3）

会務報告

「定年制度施行に伴う退職者の不補充措置」の経過について／臨時教育審議会における意見陳述について／大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて／昭和61年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について／大学設置審議会(大学設置分科会)委員候補者の推薦について／特別会計制度協議会について／日教組との会見について／国大協宛要望書について

協 議

理事候補者について
常置委員会委員（教員）の選任について
常置委員会委員（代表者）候補者の選考について
昭和59年度国立大学協会歳入歳出決算について
第76回総会の日程について
委員の交代について
臨時教育審議会の審議状況について
各委員会委員長報告と協議

理事会（6.19）

会長、副会長の互選について
常置委員会委員（代表者）候補者の確認について
監事候補者の選考について
第77回総会の日時・場所等について

第76回総会〔第1日目〕（6.19）

会務報告

協議事項

昭和59年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について
昭和59年度国立大学協会歳入歳出決算について
昭和60年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について
理事の選任について
各委員会委員長報告と協議
会長、副会長互選の結果報告
常置委員会委員の選任について

入試改善について

第76回総会〔第2日目〕（6.20）	37
各常置委員会委員長の選出結果について	
監事の選任について	
各常置委員会委員長報告と協議	
入試改善について	
大学の当面する諸問題について	
各地区学長会議の報告について	
第43回事務連絡会議（6.22）	45
総会状況報告	
第1常置委員会（5.21）	47
第1常置委員会中間報告(案)について	
小委員会の報告書(案)について	
第1常置委員会（6.11）	49
「大学の在り方の検討小委員会報告」の取りまとめについて	
「大学の在り方について（中間報告）」の取りまとめについて	
第1常置委員会（6.20）	51
委員長の選出について	
今後の審議事項について	
第2常置委員会（5.28）	53
入試改善に伴う実施方法の検討について	
「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ(案)」について	
第2常置委員会（6.20）	58
委員長の選任について	
共通第1次学力試験の改革に伴う実施方法の検討について	
受験機会の複数化について	
第3常置委員会（5.15）	61
ヘルスケアシステムについて	
保健管理センターの整備充実について	
第3常置委員会（6.20）	63
委員長の選出について	
保健管理センターのあり方について	
就職協定について	

第4常置委員会（5.10）	68
人事院勧告の取扱いに関する要望書について	
国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について	
研究技術専門官制度の問題について	
第4常置委員会（6.20）	70
委員長の選出について	
研究技術専門官制度の問題について	
給与制度の見直し等について	
第5常置委員会（5.27）	74
アメリカ州立大学協会学長団の来日について	
昭和60年度の外国学長（インドネシア）招致事業について	
西ドイツとの学長交流について	
「国際大学都市（仮称）の創設」に関する要望書について	
第5常置委員会（6.20）	77
委員長の選出について	
委員会の今後の審議について	
高等教育の国際化について	
ドイツ連邦共和国との学長交流について	
第6常置委員会（5.9）	79
昭和61年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針について	
教員委員の改選について	
特別会計制度のあり方に関する問題について	
授業料の問題について	
特別会計制度協議会への意見具申について	
第6常置委員会（6.20）	82
委員長の選出について	
委員会の今後の審議について	
医学教育に関する特別委員会（5.24）	84
「将来の医師需給に関する検討委員会中間意見」に関する各大学の意見 のまとめについて	
教養課程に関する特別委員会（5.28）	87
教養課程の今後のあり方に関する問題点について	
卒業生を対象とした「一般教育に関するアンケート調査」の結果のま とめについて	

大学院問題特別委員会 (5.24)	88
大学院博士課程の新設拡充・改善充実について	
委員長の交代について	
図書館特別委員会 (5.27)	90
昭和61年度予算概算要求について	
学術情報システムについて	
大学図書館のあり方について	
教員養成制度特別委員会 (5.17)	92
今後の教員養成に関する諸問題について	
試補制度について	
(第18回) 入試改善特別委員会 (5.30)	97
アンケートの集約および入試改革案の取りまとめについて	
特別会計制度協議会 (5.17)	98
昭和61年度国立学校特別会計予算概算要求の基本方針について	
●第76回総会国立大学協会事業報告	101
諸会合 (各委員会主要審議事項)	
要望書その他の諸活動 (対外的諸活動/各大学への意見照会等/資料・	
連絡強化等)	
要望書の受理	
刊行物	
●諸 会 合 (昭和60年5月～6月末までの開催会議)	110

決 算 等

昭和59年度国立大学協会歳入・歳出決算	111
財産目録	112

要 望 書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書	113
人事院勧告の取扱いに関する要望書	115
国際大学都市 (仮称) の創設に関する要望書	116
大学院博士課程の新設拡充に関する要望書	117

資 料

国立大学入学者選抜方法の改革について	118
国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ	118
「大学の使命と国立大学の役割」京都大学総長 沢田敏男	121

名 簿

理事会	151
常置委員会	151
特別委員会	154
特別会計制度協議会	157

そ の 他

学長等の異動	158
寄贈図書	159

■編集後記

健康談義

大阪大学長 山村雄一

*

学長という激職はスポーツの10種競技、いやそれどころか20種もしくは30種競技の選手にも似た健康と体力とが要求される。つまり一つの競技にのみすぐれていることでは不十分であって、多種多様な競技をこなす遂行しなければならない。全勝する必要はないが、恥ずかしくない試合をしなければならない。しかも自らの専門とする学問に対しても、一定のレベルを保ちながら努力と情熱を失ってはならない。研究者としての自信が無くなれば、学長としての迫力が弱くなるからである。私は6年間にわたる多忙な学長職を通じて、学長にとって最も大切な素質として「健康」ということをしみじみと考えさせられた。

健康とは何か

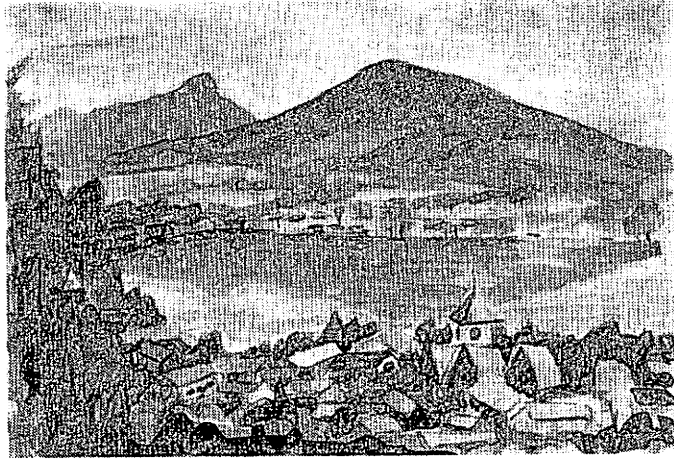
世の中には健康についての刊行物が氾濫し、正体不明の健康食が店頭を飾っているのにもかかわらず、健康ということを人間は正確かつ深刻に考えていないのではないか。第一国民の健康に対して最も責任を感じなければならない医師が、真剣に健康のことを考えたことがあるだろうか。医師は原則として病気を介して健康を考える。つまり病気でない状態を健康としてとらえ、真正面から健康にとりくむということはない。一体健康とはどんなものをいうのだろうか。そもそも健康と病気という状態を明確に区別することはできない。人間は100パーセント健康な状態から病気にむかってふらりふらりとゆれ動きながら毎日を暮している。一点非のうちどころのない完全無欠の健康者というのはほとんどいない。少なくとも人間のからだのどこかでは健康な状態を維持するために、病気から健康

な状態へ復元させる努力が行われている。からだのどこかに小さな感染巣を持つ人、物理的な傷による炎症のできている人、食べ過ぎ、飲み過ぎによる一過性の胃障害などを考えると、小さな病気はからだのどこかでいつも起っている。人間は病気の方へ傾き動いてゆくが、直ちに復元する力を持っている。しかし、ときには傾きが強くなって、はっきりとした症状を示すようになり、完全に顕在性の病気となるが、それでも適切な治療を行えば健康に近づく。だが不幸な例では病気への傾きは非可逆的なものとなって、傾斜は進行して人間は死に至ってしまう。このような健康を中心としたゆれ動きと、病気への傾斜の増減はたえずダイナミックに変化しているのが人間の健康というものなのである。従って健康は確固不動で堅牢なものではない。

癌という病気は最も悪性の病気で、一度この病気にかかると、余程のことがない限り死に至ると信じられている。その癌でも潜伏癌またはスリーピング癌とよばれる癌がある。10年近く前に乳癌の手術を受けた患者に、ある日肋骨の骨折がおこった。しらべてみると切除してしまっただ癌の転移した癌がそこにみつかったという様な例である。一体その間この転移癌はどうしていたのであろうか。眠り続けて増殖しなかった潜伏癌と考えるより仕方がない。事故死をした60歳以上の男性の前立腺を病理学的にしらべると15パーセントに、70歳以上では実に40パーセントという高率で立派な癌細胞の集団がみついている。だが、現実には前立腺癌によって死亡する男性はその数千分の1である。

大体60歳を越えた人達のからだを念入りにしらべると、どこかに病気がみつかるものである。80歳以上の老人を死後丁寧に頭の上から足の先まで病理組織学的にしらべると、その約半数に癌組織がみつかったという報告があるくらいである。

病気を持っていても、人間は健康な生活を送ることができることを、上にあげ



た例は示している。たとえ癌という恐ろしい病気の場合であってももしかりである。そしてしばしば人間は、自分が持っていて心配していた病気では死なないで、その他の思いがけない病気で死んでしまう。ただ何か一つの病気を持っていて、そのことに注意を払っていると、からだ全体に配慮することにつながり、結局は長生きをすることもある。こんなことから「一病息災」という言葉が生れたのであろう。一病と共存共栄するという健康もあるのだ。

健康は個人的である

健康は年齢によっても、性によってもちがう。子供は成長しなければ健康ではない。女性は月経の発来や妊娠の可能性を持っていなければ健康ではない。こんなことは今更指摘する必要もないくらいであるが、子供と壮年の者、老人とはそれぞれの年齢に応じた健康がある。

だがこんな明瞭なことであっても、簡単にわり切ってしまうことができないことがある。私は次のような患者に出あって、そのことを思い知らされた。

患者は美しい17歳の女性である。すらりと伸びた脚、発達した乳房、滑らかな皮膚、均整のとれたうら若い美女である。ところが当然あってしかるべき月経がない。それに奇妙なことに最近口のまわりに男性の髭に似た毛が生え、足の膈毛

が濃くなってきたという。どこかおかしいと思って診察を受けに来た。

よくしらべてみると、この患者は性染色体の上では明らかに男性である。つまり生物学的には男性で、表現型が女性である。性器をしらべると、外性器としては小さなペニスがあり、膣の形をしたものはあるが、子宮はない。そのかわり睾丸はあるが、腹の中にとどまっていた外にあらわれてきていない。

生れたときの性器の形から、この患者は女性として戸籍上登録されている。従って女の子として育てられている。もちろん本人もそのつもりで大きくなり、女性の好きになる料理や編物などが得意である。「貴方は男性と女性とどちらの人と結婚生活をしたいか」と聞いてみると、「男性」と明快な答が返ってきた。つまり、この患者は医学や生物学の示すところでは明らかに男性であるが、心情的には美しい女性なのである。

この場合、この患者に対し医師の行うべきことはただ一つで、睾丸をとり去り、外性器をより女性的なものとするのである。今ではこの男性は、女性として幸福な結婚生活を送っているときいている。

この人にとっては女性として生きることが幸せであった。それがこの男性の健康だったわけで、生物学的には異った性のなかにこそ健康があったわけである。

私はこのような健康のあり方をホモやレスピの世界まで拡大するつもりはないが、健康というものは、個人によって大きな差があり、ときには性差を越えるものさえ存在することを指摘したかったのである。つまり健康のあり方は人間すべてに共通したものではなく、人間個々に異ったもので、個人的なものである。

健康法も個々別々

健康そのものが個人的であれば、健康法も個々別々であるのは当然である。も

っとも健康法にはある程度共通したものがある。その一つは、くよくよしないで脳に快い刺激を与えることである。職業と趣味とが一致している人には長生でいつまでも元気な人が多い。例えばすぐれた芸術家があげられる。他の一つは自らの体力に適した運動をすること、つまり物理的に筋肉を使うことである。

この二つの共通健康法も実は条件つきであって、個人的に異っていることが多い。前者の脳に対して快い事は人によっていちじるしく異っているからである。結婚式や会議が好きだという奇特な人もときにはいるであろう。後者の運動については個人によって大差のあることは銘記すべきである。心臓に異常のある人には、一定の運動負荷を行ってその後に心電図をしらべて異常の増加の有無をしらべるのは医師の常識である。それなのに友人や隣の人がやっているからといって、いきなりジョギングを始める人があるが、乱暴で向う見ずなことである。

その他世に報じられる各種各様の健康法はほとんどが個人的なものである。その方法が個人の健康にぴったりと合っておればそれで結構なことである。ただし他人が真似て実行しても適切であるかどうか。まして他人に強要すべきものではない。

こころの健康

世界保健機構（WHO）の定義によると、健康とはからだの健康とともに、こころの健康、さらに社会的にも健康な生活を営むことがふくまれている。性転換を行って幸福に生きている例に見られる如く、こころの健康は生物学的に異性になり変っても遂げたい健康である。

現在先進国の国民のなかにはおびただしい数の心身症と呼ばれる、こころとからだが相関している患者が存在している。一過性の強いストレスが加わったため

に高血圧，狭心症，胃や十二指腸の潰瘍を発病する人も数多い。そのことはかつての大学紛争のときに経験したところである。

私は太平洋戦争に海軍の軍医として参加し，終戦一年前に戦場から帰国して内地の海軍病院に勤務した。そこには戦地では見られない変わった患者がいたのである。神経学的には正常であるのに下半身が動けない者，海に叩きこまれたとき全身の痛覚が全く消失した者，同じ様な経験の下に聴覚の障害とともに言葉まで云えなくなった者，全身が硬直してしまっているのに右手のみは動く者，いずれも戦争神経症と診断される者である。戦争という極限状態で死を怖れないものはない。しかし多くの人達は自らの意志で死の恐怖を抑え，もしくは忘れて健康な戦士として戦場にむかっていった。しかし中にはそれに耐えることができず，からだの病気の中に逃げこみ，戦争の恐怖からの離脱をはかる。その複雑な心理過程は本人自身知るところではないので，この病気は神経症であるが，詐病つまり嘘詐りに作った病気ではない。いわば戦争が作り出したところの病気である。私は医学的に辻褄の合わないさまざまな症状を示す患者のこころを思って暗然となるとともに，こころの健康がいかに大切であるかを学んだ。これらの患者に対する最善の治療法は，兵役免除の診断書であり，それを手にした患者は退院の日が近づく症状は消失し喜々として故郷へ帰っていった。

*

人間の健康は実に多種多様であって，一様ではない。完全な健康状態を中心にピッチングとローリングをくり返しながら動いている。そのことをよく心得て自らの健康法を考え，からだもこころも共に健康な一生を送りたいものである。

事業報告

諸会議議事要録

理 事 会

日 時 昭和60年6月3日(月) 14:00~18:30
場 所 国立大学協会会議室
出席者 沢田会長
松田, 山村各副会長
有江, 牧野, 石田, 井出, 森, 種瀬, 横山, 猪,
柳田, 金子, 飯島, 新野, 山田, 大藤, 坂上,
田中, 山川, 石神各理事
世良(第3), 黒木(第4), 鈴木(第5)各常置
委員会委員長
松山(図書館), 須甲(教養課程), 井沢(教員養
成)各特別委員会委員長
福田, 天野各監事
(大学入試センター) 堯天所長, 白石管理部長

沢田会長主宰のもとに開会。

初めに、会長から次のように挨拶があった。

本日は、本協会の前年度決算ならびに来る6月総会における役員・委員の改選に関する事項等についてご審議願うためにお集まりいただいた。

なお、このたび平野理事(東京大学長)に代り森東京大学長が、また野村理事(横浜国立大学長)に代り横山横浜国立大学長がそれぞれ新たに理事に就任されたのでご紹介する。

また諸星東京農工大学長の学長退任に伴い第4常置委員会委員長には黒木茨城大学長が就任されたので、併せてご紹介する。

なお、山村副会長には、このたびの副会長就任に伴いこれまで務めておられた第1常置委員会委員長を退任されることになるが(「会長及び副会長は常置委員会の委員にはならない」との規定による。)、たまたま同委員会では、一昨

年以来検討を続けてきた“大学のあり方”の問題についての取りまとめの段階にあるため、同委員会の総意により、山村学長にはこの作業が一段落するまで「委員長代行」という形で引き続きご尽力を願うこととされたので、ご了承いただきたい。

なお、本日は議題との関係から各特別委員会の委員長にもご出席願ったので、よろしくご了承いただきたい。

以上の挨拶ならびに報告があったのち、竹下事務局次長より配付資料の説明があり、議事に入った。

I 会務報告

会長より、会務報告については「資料4」にその概要が記載されているので、ここでは簡単にご報告したいと述べられ、その要点について説明があった。(資料4の内容は下記のとおり)

1. 「定年制度施行に伴う退職者の不補充措置」の経過について

第二次臨時行政調査会の最終答申に基づく政府の「行政改革に関する当面の実施方針について」の閣議決定（59.1.25）によって、“定年制度施行による退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わないこととする”との抑制措置が取られたが、この措置は特に国立大学に深刻な影響を及ぼすことになるため、昨年5月以降、会長、副会長、関係委員長等が再三に亘り関係省庁に対し抑制緩和の要望を行ってきた。

この問題のその後の経過について、過般（60.1.24）開催された特別会計制度協議会の際、文部省人事課長より次のような説明があったので、この機会にご報告申し上げる。

国立学校関係では、59年度末に2,527人の定年退職者が生ずるが、総務庁との折衝の結果、1,663人が不補充ということになった。そして、そのうち1,104人は第6次定削に充当し、その残りの559人については政府全体の方針に基づく「事務・事業の見直し等に伴う定員減」として措置することとした。

このように、国立学校は2,527人の定年退職者に対し559人の定員減で、その割合は22%となっており、政府全体の場合の27%という比率に比べると国立学校関係はその負担が軽減されたことになる。

以上のような結果となったので、ご了承いただきたい。

2. 臨時教育審議会における意見陳述について

前回（2.28）の理事会の際、臨時教育審議会から当協会に対し再三意見陳述の要請があったこと、及びこのような状況に鑑み臨教審への対応のため「臨教審問題懇談会」を臨時に設置し

たこと、等についてご報告したが、その後3月6日に開催された臨教審総会における「教育改革に関する提言等」の意見発表には、私と大藤理事（岡山大学長）、田中理事（九州大学長）の3名が出席し、私が総括的な提言を行い、ついで大藤理事より「地方国立大学の役割」について、また田中理事より「大学院の充実」について、それぞれ提言を行った。

ついで3月18日には、臨教審第4部会よりの要請により松田副会長（入試改善特別委員会委員長）が出席して「大学入試問題」に関し意見陳述を行った。

なお、以上の2回の意見陳述に先立ち、2月27日に第2部会からの要請により山村第1常置委員長が「学歴社会」の問題について意見陳述を行ったことは前回報告のとおりである。

なお、過日第4部会より「高等教育の国際化」の問題について当協会の意見を求めてきているので、これへの対応について後刻ご協議いただきたいと思う。

3. 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和60年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公立大学・高専11団体の申合せについては、昨年11月以降大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討した結果、60年度（61年3月卒業）においても昨年同様10月—11月の線（企業と学生との接触—会社訪問等—は卒業前年の10月1日以降、選考開始は11月1日以降）で実施することになった。

なお、このことについては去る3月28日付会長名をもって各国立大学長宛に通知し、趣旨の徹底方についてご配慮をお願いしたが、各大学におかれては「就職協定」の遵守に格段のご努

力をお願いしたい。

4. 昭和61年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について

昭和61年度共通第1次学力試験の追試験は2地区（東日本と西日本）で行われることになったが、このことに関し大学入試センター所長より、これの実施大学の選定について依頼があったので、猪第2常置委員長とも協議し、東京芸術大学と京都大学に受諾方を要請することとし、その結果両大学のご承諾が得られたので、ここにご報告する。

5. 大学設置審議会（大学設置分科会）委員候補者の推薦について

本協会から推薦した大学設置審議会（大学設置分科会）委員4名のうち、このたび学長任期満了により委員を退任された幡香川大学長の後任補充について、文部省より3月20日までに候補者（定員を上回る数）を推薦されたい旨依頼があったので、会長・両副会長において協議し、従来の推薦方針に基づき次の2人の学長を推薦することとした。

黒木茨城大学長

加藤静岡大学長

またその後、来る7月末をもって委員の任期が満了になる猪新潟大学長の後任補充について、5月31日までに候補者を推薦されたい旨の依頼があったので、前回同様の手続きにより次の2名の学長を推薦することとした。

丸井愛知教育大学長

添田徳島大学長

以上のように処置したのでよろしくご了承いただきたい。

6. 特別会計制度協議会について

去る5月17日、第55回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和61年度概算要求の基

本方針」について説明をきき、隔意のない意見交換を行った。

7. 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る3月15日、諸星第4常置委員長と黒木委員が山川副委員長ほか3名と会見し、研究技術専門官制度の問題について意見交換を行った。

8. 国大協宛要望書について

前回理事会に報告した以後に当協会宛提出された要望書は「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付したのでご報告する。

II 協 議

1. 理事候補者について

会長から次のとおり述べられた。

前回理事会の際にご依頼した各地区世話大学から、各地区において互選された新理事候補者について「資料7」のとおり報告があったので、この名簿のとおり6月の総会に提出してよろしいかお諮りする。

これについて協議の結果、これを総会に提案することを承認した。

2. 常置委員会委員（教員）の選任について

常置委員会の教員委員（各委員会に3名宛配属）の改選に当っては、これまで“特別の事情のない限り現任者に再任をお願いする”方針としてきたが、今回は現任者の再任について各常置委員長のご意見を徴したうえ、現任者の所属大学長および本人に対し再任依頼を行うこととした。その結果、いずれも再任受諾の回答があった。

なお、現任者のうち、定年退官による1名と、本人の都合により予め辞意表明のあった3

名の後任については、それぞれ現任者の所属大学長に推薦方を依頼した。

以上の結果を整理して「資料8」のとおり教員委員候補者名簿をまとめたので、このとおり認めてよろしいかお諮りする。

これについて、とくに異議なく承認されたので、直ちに委嘱の手続きをとることとした。

3. 常置委員会委員（代表者）候補者の選考について

常置委員会委員（代表者）候補者の選考については、本日正午より開催した「委員等選考役員会」において、「資料10」の選考方針に基づいて選考の結果「資料11」の案を得たので、これを6月の総会に提案してよろしいかお諮りする。

ついで、竹下事務局次長より「資料9—12」について詳細な説明があり、審議の結果異議なく承認されたので、これを総会の際、新理事会で再確認のうえ総会に付議することとした。

4. 昭和59年度国立大学協会歳入歳出決算について

会長から、昭和59年度国立大学協会歳入歳出決算についてご審議願いたいと述べられ、ついで事務局より決算報告書について説明があった。

以上の説明があったのち、福田監事より、会計監査の結果適正に処理されている旨の報告があり、これについて審議の結果異議なく承認されたので、これを6月総会に付議し追認を得ることとした。

5. 第76回総会の日程について

会長から、来る6月19、20日両日開催の第76

回総会の日程を「資料14」のとおりとしたいかお諮りすると述べられ、ついで竹下事務局次長より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

なお、会長より、総会第1日の正午から開催の新理事会で会長、副会長の互選が行われるが、新会長、副会長は6月総会終了後から執務するという前例になっているのでご了承願いたいと述べられた。

6. 委員の交代について

会長から、定年退官等による常置委員会教員委員および特別委員会委員の補充について「資料6」のとおりとしたいかお諮りすると述べられ、ついで竹下事務局次長より資料について説明があり、異議なく原案どおり承認された。

7. 臨時教育審議会の審議情況について

会長よりの要請に基づき飯島理事（臨教審第4部会長）より、これまでの臨教審における高等教育関係の審議の模様について次の事項を中心に説明があった。

- (1) 入試制度の改革について
- (2) 大学の国際化について
- (3) 教育の自由化ならびに大学財政のあり方等について
- (4) 今後進められると思われる検討課題について

以上の説明があったのち、同審議会の審議の状況や臨時行政改革推進審議会の動向等に鑑み、国大協として特に「国立大学の存在意義について」について十分に検討し積極的提言をされるよう要請があった。

以上の説明に関し、同審議会が大学入試の改

革案として構想している「共通テスト」の考え
方、国立大学のあり方の問題等について意見の
交換があった。

8. 各委員会委員長報告と協議

各委員長からの報告に先立ち、会長から次の
ように述べられた。

これより「各委員会委員長報告と協議」に移
るが、入試関係事項については、その改革案を
今次の総会に提案する関係もあり十分にご審議
願いたいので、第2常置委員会と入試改善特別
委員会の報告は最後に回すことにしたい。

以上のように述べられたのち、各委員長から
それぞれ次のとおり報告があり、協議が行われ
た。

(1) 第1常置委員会（山村委員長）

前回の総会以降主として行った審議は「大学
のあり方」に関する問題である。この問題を検
討するに当たり、本委員会の中に小委員会を設
けることを57年12月14日の委員会で決定し、兩
来今日までに27回の小委員会を開き、延べ85時
間あまりの時間を費やして討議を重ねてきた。
その間、小委員会の作業の進行に対応して本委
員会も16回開いて審議を行ってきたが、この辺
で中間報告を出すことにしてはどうかというこ
とで、現在そのまとめの作業を行っている。

中間報告の目標とするところは「大学の活性
化」ということであるが、その検討内容は、次
の3つの事項を柱としている。

- ①教養と一般教育
- ②専門分野別教育
- ③大学の評価

これについて小委員会では大部の報告書(案)
をまとめ本委員会に提出してきているので、第

1常置委員会としては、この小委員会の報告書
(案)を基にこれを要約した中間報告をまと
め、これに小委員会の報告書(案)を添えて今
次の総会に提出したいと考えている。

(2) 第3常置委員会（世良委員長）

前回の理事会で、小委員会において作成した
「学生の精神的健康維持機構の整備につい
て(案)」について報告したが、これについては
その後本委員会を開いてこの報告(案)を正式
に承認した。

なお、その後は「保健管理センターの整備充
実」という問題を取り上げて検討を進めてい
る。

(3) 第4常置委員会（黒木委員長）

昨年秋の総会以後小委員会を含めて6回委員
会を開催し、次の事項について審議した。

1) 研究技術専門官制度について

このことについて、3月15日に開催した委員
会の際に文部省の関係官より、人事院からの公
式の見解として、「今年8月に行われる人事院
勧告に盛り込む「専門技術職俸給表」の対象に
は、国立大学関係の職員は取り入れないことと
した」旨の報告が行われた。

このような状況になったので、委員会とし
て、このことを各国立大学に早急に連絡するこ
ととした(60.3.26事務連絡)。

人事院がこのような措置をとったのは、今回
新たに設けた「専門技術職俸給表」の対象は①
きわめて高度な専門性をもち、②その職務がき
わめて均一であること、を条件とする職種に限
定したためであるが、これによって国立学校関
係の教室系技術職員の本俸給表適用の途が閉ざ
されたわけではなく、若干の期間(1~2年)

をかけて、これらの職員の組織化等が進めば、その時点でこれへの繰り入れを考慮することである。それで、本委員会としても継続審議して検討していくつもりであり、また文部省も省内に「技術職員待遇改善検討会」というものを発足させて検討し、所期の目的を達成するよう努力するということである。

2) 要望書の提出について

本委員会では去る5月10日の委員会において、来る6月総会に提案する次の二つの要望書(案)を取りまとめた。

① 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書(案)

② 人事院勧告の取扱いに関する要望書(案)

この二つの要望書は、いずれも昨年にも提出したものであるが、その後の情勢の推移を勘案し若干その内容を改めた。これについては本日も承認が得られれば総会に諮ったうえ関係方面に提出したいので、よろしくご審議をお願いする。

以上の説明ののち、本要望書案について審議の結果、今総会に提出することを承認した。

(4) 第5常置委員会(鈴木委員長)

前回の理事会以後5月27日に委員会を開催した。その際の主な審議事項は次のとおりである。

1) アメリカ州立大学長の来日について

これについては国大協事務局と訪問先大学(地区代表大学)との事務レベルで協議した案(資料18)に基づいて、先方と連絡折衝中である。

2) インドネシア大学長の招致について

本年度の外国学長招致事業はインドネシアから学長を招致することに決まったが、このほど

次の3学長が来日する旨の連絡があった。

A. マツラダ(タドラコ大学長)

Y. ウィラサスミタ(バジャジャラン大学長)

R. トルミンケン(チェンデラワシ大学長)

3) 西ドイツとの学長交流について

西ドイツのDAAD(ドイツ学術交流会)から申し入れのあった日独両国の学長交流については、本年度は日本側が訪独、来年度は西独側が来日、ということになり、本年度の訪独については、現在西独の大学と学術・教育の交流を行っている大学から選ぶこととし、北海道大学、千葉大学、広島大学、東京外国語大学の4大学長を候補とした。

なお、これにもう一校追加されることになるかもしれない。

4) 国際大学都市(仮称)の創設に関する要望書の提出について

この「国際大学都市(仮称)の創設」という問題は、過般(3月6日)の臨教審における「教育改革についての提言等」についてのヒヤリングの際、本協会を代表して出席された沢田副会長(当時)が教育改革のための方策の一つとして提言されたものであるが、この構想の実現の促進を図るため、関係方面に要望を行うことについて本委員会で検討されたい旨沢田会長より要請があったものである。これについて委員会で審議の結果、配付資料のような要望書(案)をまとめたので、これについてご審議をお願いしたい。

これについて協議が行われた結果、この要望書(案)の総会提出を承認した。

なお、以上のほか、委員会において話題となった次の事項について報告があった。

○ 留学生の受入れに関して、大学推薦による

分の枠の増大を図られたいこと。

- 学長の海外出張について特別な予算措置を講じられたいこと。
- 若手教官の在外研究員の年齢制限（35歳以下）を緩和されたいこと。

なお、以上の委員長報告に関連し、石塚事務局長より、アメリカ州立大学長の来日に関わる訪問先大学の所要経費の一部を「特別積立金」より補助したい旨の提案があり、了承された。

(5) 第6常置委員会（有江委員長）

前回総会以後小委員会を2回、常置委員会を3回開催したが、そこで審議した事項は次のとおりである。

1) 1月24日および5月17日に開催された特別会計制度協議会に先立ち、それぞれ「昭和60年度予算」、「昭和61年度概算要求の基本方針」について文部省の説明をきき、意見交換を行った。

2) 授業料問題について

国立大学の授業料の問題は予てからの検討課題となっているが、その値上げを抑止するには“国立大学の使命・役割”に基づいた立論が必要と考え、その取りまとめを進めている。11月総会には提出したいと考えている。

3) 特別会計制度のあり方問題について

国立学校特別会計の現状に鑑み、これのよりよい運用の方途を探るため、本委員会として諸種の資料を集めて調査検討を行っている。

(6) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

前回の総会以後、小委員会を5回、大学院に関する調査研究会議との合同会議を1回、本委員会を1回開催して次のような問題について審議した。

1) 要望書の提出について

本委員会では、大学院の新設拡充および旧設大学院の改善充実について検討を重ねているが、その結果に基づいて、今回「大学院博士課程の新設拡充・改善充実に関する要望書」を提出することとし、その案文を取りまとめた。

本日、そのご承認を得ることができれば来る第76回総会に「新設大学院の拡充についての要望書」（資料20）として提出したい。なお、「旧設大学院の改善の要望書」については次回の総会に提出することにしたい。

2) 委員長の交代について

5月24日の委員会において、第76回総会後本特別委員会の委員長は大藤真委員（岡山大学長）と交代することを協議のうえ承認した。

(7) 医学教育に関する特別委員会（猪委員）

吉利委員長欠席のため代って猪委員より本委員会の審議経過について次のように報告があった。

本委員会では、先程公表された厚生省の「将来の医師需給に関する検討委員会中間意見」に対する検討を行い、この問題に対する一応の見解を用意しておくことにした。

(8) 教養課程に関する特別委員会

（須甲委員長）

前回の総会以後、小委員会を2回、本委員会を1回開いて、教養課程に関する諸問題について審議した。教養課程に関する今後のあり方の問題については、これまでに一通りの意見が出揃ったと思われるので、この辺で一度大きく整理すべきであると考えている。

これまで審議してきたところでは、一般教育についての不要論はほとんどなく、問題点とす

るところは教養課程の教育組織と教育体系の改善に限られるのではないと思われる。したがって、大学教育の発展に車の両輪として専門教育と連携を保っている一般教育をさらに効果的に実施させるための前向きの問題点を、下記の事項に絞って検討を進めることとした。

- ① 一般教育と専門基礎との関係
- ② 教育体系の理想的なあり方
- ③ 教育組織の運営上の工夫
- ④ 教養課程の質的向上の必要性
- ⑤ 入学生の意識の変化に対する方策
- ⑥ 現代の社会的要求に対する適応

(9) 教員養成制度特別委員会（井沢委員長）

本委員会では、これからの検討課題として次の二つの問題を取り上げることとした。

1) 今後の人口動態の変化に伴う教員就職の困難化に対する対応の検討

このことについては、名古屋大学の潮木教授、文部省の城倉教育大学室長より教員の需給の将来の見通しについて説明を伺った。

教員の将来の需要は都道府県によりかなりの差があるので、現在のところ大学としての対応は、地域の教員需給の状態を考慮して、新しい課程、コースの創設を含めて現在の課程別の定員の弾力化や自由化、カリキュラムの多様化、大学内の他学部との相互乗り入れなどによる他学部の協力等が考えられる。またこれらと関連して教育学部の今後のあり方や、免許法の内容などについて検討が必要である。

2) いわゆる試補制度について

現在臨教審で審議中の試補制度については、特別の身分としての試補制度は賛成できないが、初任者研修という性格のものとするれば、委員会としては、採用した初任者に対する指導研

修の充実が必要と考え、このような見地からこれのあり方について検討を進めている。

(10) 図書館特別委員会（松山委員長）

5月27日に本特別委員会を開催し、文部省より昭和60年度学術情報関係予算の概要および学術情報システムの整備・充実について説明を受け、質疑を行った。

その質疑の主なる事項は次のとおりである。

- ① 外国図書購入費の増額について
- ② 学術情報システムの早期予算化について
- ③ 各大学のソフトサイドの対応について

上述のとおり本委員会としては、学術情報システムの早期実現を図りたいので、要望書の提出を含め秋の総会に向けて作業を進めたいと考えている。

(11) 第2常置委員会（猪委員長）

前回理事会以後、小委員会等を含め4回会議を開き、次のような問題について審議した。

1) 入試改善特別委員会の審議の経過に対応して、出題および解答の対象とする教科・科目について小委員会と入試教科目改訂専門委員会の合同会議で検討した。

2) 入試改善特別委員会の「中間報告」の内容に対応して、改善の具体的内容および実施の細目等の取扱いについて、早目に検討しておく必要があるとの判断から、第2常置委員会小委員会と大学入試センターの実施方法専門委員会関係者との合同会議を設け、これまでの2回の会合で次のような事項について検討した。

- ① 出題および解答の対象とする教科・科目について
- ② 職業科出身受験生に対する措置について

③ 5教科5科目とした場合の配点、試験時間等について

④ 受験機会の複数化の実施に伴う実施上の諸問題について

なお、第2常置委員会はあくまでも入試改善実施の具体的な面について検討する委員会であるので、今後もさらにこれらの問題について検討を続け、入試改善特別委員会とも緊密な連絡をとりながら、第2常置委員会としての意見も伝えて良き結論に導きたいと思っている。

3) 昭和61年度共通第1次学力試験の追試験の実施大学について

このことについては、会長報告にもあったとおりである。

なお、このことについては本日の理事会でご了承を得たので、追って入試センター所長に通知することとする。

4) 「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ(案)」について

この案(資料22)については、随分長い間本委員会でも検討し、各大学の意見も徴し、また理事会にも諮ったうえ、それらの意見を盛り込んで今回改めて最終的な案としてまとめたものである。

なお、この案は国立大学間の資料の交流に関する取り決めを内容とするものであるが、各国立大学と大学入試センターとの間の資料の交流および研究成果の公開に関しても本申合せの趣旨に基づき相互に協力するものとし、その旨を本申合せの「附帯了解事項」として末尾に附記することにした。

ついで、この案について堯天入試センター所長からも特に異論はない旨の報告があり、本案を承認した。

(12) 入試改善特別委員会(松田委員長)

1) 入試改善に関するアンケートの結果について

前回理事会で、本委員会としての入試改革案とその説明資料を「中間報告」として報告し了承を得たのち、この改革に関連するアンケートを設計して4月4日に各大学に発送し、5月25日を目途に回答を回収し、これの集計を行った。その概要は配付資料のとおりである。

以上の説明ののち、配付資料を基に、その内容について説明があった。

2) 国立大学入学者選抜方法の改革(案)について

以上のアンケート結果からして、本委員会の入試改革案が賛成多数を得たと考え、提案どおりの内容を骨子とする改革案を「資料21」のとおりまとめたので、これについてご審議をお願いしたい。

なお、この改革の実施時期は昭和62年度からとしているが、これは現在のところ「教科・科目の問題」だけについてであって、「受験機会の複数化の問題」については、なお詰めを要する点があるので、11月の総会において決定できるよう取り運びたいと考えている。

なお今後の段取りについてであるが、本日提出の「アンケートの結果」をさらに整理してコメントも付した上これを各大学に送り、各学長がこれを見た上で総会に臨めるよう取り計らいたいと考えている。

以上の説明ののち、概ね次のような意見の交換があった。

○ 今回の改革案で「現代社会」と「理科I」を普通科高等学校出身受験者の試験科目から外したことについては、この二つの科目が設けられた経緯に鑑み、これを除外したことの

納得のいく説明が必要だと思う。また、この2科目の出題は、国大協が十分審議して60年度から実施したばかりなので、いま直ちに除外を決めるのは尚早ではなかろうか。

- 受験生の負担軽減というだけの理由で試験実施教科・科目の軽減を図ることについては、私の大学では強い反論もあるので、この改革案を総会にかけるときには慎重に扱ってほしい。
- 今まで5教科7科目で実施してきたものを何故この時点で5教科5科目としたかについては、共通1次試験の理念に照らして十分検討する必要がある。
- 「現代社会」と「理科I」を試験科目から除外することについては、第2常置委員会においてもこれを疑問視する意見もあったので、このような意見は総会でも出るのではないかと考えられる。それで、これに対する納得のいく説明を用意しておく必要がある。なお、この2科目は職業科高校出身受験者には実施することになっているが、普通科高校関係者の間では、普通科高校出身者に対してもこの科目を選択できるような措置を講じてほしいとの意見が出されている。
- 受験機会の複数化の問題については、その中身がはっきりしないと賛否が決められないのではなかろうか。
- 複数化の具体的方法は、第2常置委員会が検討しなければならない問題であるので、11

月までにその結論が出せるよう努力したい。

概ね以上のような意見の交換があったのち、会長より次のように述べられ、了承された。

この改革案については、はじめに委員長からも詳しく説明があったとおりで、いろいろと意見もあろうが、入試改善特別委員会では最善の努力をしていただいたものとして総会へ提出することにはいかがであろうか。

(13) そ の 他

◎ 臨教審における意見陳述について

これについて会長より次のように述べられ、了承された。

「資料15」にあるように、臨教審第4部会より「高等教育の国際化」の問題について当協会の意見を求めてきているので、これの処置についてお諮りしたいが、そのテーマが「国際化の問題」ということであるので、第5常置委員長の鈴木東京外国語大学長にお願いすることにはいかがであろうか。

以上で本日の協議を終わり、最後に会長より、学長任期満了のため本月末をもって退任される柳田理事(富山大学長)に対し謝辞が述べられ、これに対し同学長より退任の挨拶があった。

以上をもって、本日の議事を終了した。

理 事 会

日 時 昭和60年6月19日(水) 12:00~13:00

場 所 国立教育会館中会議室

出席者 沢田会長

松田, 山村各副会長

有江, 牧野, 石田, 小野, 井出, 森, 種瀬, 猪,

金子, 吉利, 飯島, 新野, 高木, 沖原, 関田,

田中, 松山, 遠藤各理事

世良(第3), 黒木(第4), 鈴木(第5)各常置
委員長

福田, 天野各監事

本日、午前の総会において選任された新理事による理事会が開催され、慣例に従い沢田会長を議長に選出して議事に入った。

[議 事]

1. 会長、副会長の互選について

初めに沢田議長より次のとおり述べられた。

新しい理事会として会長、副会長の互選をお諮りする。なお、互選の結果、会長、副会長の交代があった場合には、新任の会長、副会長は今回の総会関係の行事が終了した時点から執務するという前例となっているのでお含みおき願いたい。

ついで、これの選出方法について協議の結果、投票によることになり、開票立会人は理事を兼ねない常置委員会委員長の方々にお願いすることにした。

(1) 会長の互選について

出席21名の理事により、単記無記名投票(大学名を記載)を行った結果、森理事(東京大学)が得票多数をもって会長に選任された。

(2) 副会長の互選について

沢田議長より次のように述べられた。

副会長については2名とも旧帝大より選出されないようにという従来の慣例があるが、これでよしいかどうか、また選出方法を投票にす

るという場合に2名連記によるか、あるいは1名ごとに行うかにつきお諮りする。

これについて協議の結果、副会長の選出は旧帝大とその他の大学というように区別して1名ずつ2回に分けて投票を行うこととした。

以上の要領により投票が行われた結果、沢田理事(京都大学)、松田理事(東京工業大学)の両理事が得票多数をもって副会長に選任された。

このあと、新会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

2. 常置委員会委員(代表者)候補者の確認について

新会長、副会長の決定に伴い、本日午後選任が行われる常置委員会委員(代表者)候補者の名簿の確認を行った結果、森(新)会長の選任に伴う第1常置委員会の委員1名の入れ替えを行ったうえ、この案を総会に提案することにした。(なお、この確認は、会長、副会長は常置委員会の委員にはならないので、新会長、副会長が委員として重複していないかどうかを確かめるための措置である。)

3. 監事候補者の選考について

沢田議長より次のように述べられた。

監事はこれまで筑波大学長と東京水産大学長を煩わしていたが、引続きお願いすることで総会に提案してよろしいか。なお、以上の学長が常置委員会委員長に選任された場合には、東京学芸大学長とお茶の水女子大学長にお願いすることにしたい。(了承)

(監事は理事および常置委員長を兼ねることができないので、明日午前中に新常置委員会の委員長に互選された場合は、当然に候補者でなくなり、その他の方の中から自動的にこの順序

で選任されることになる。)

4. 第77回総会の日時・場所等について

来る11月総会の日時・場所を次のとおりとすることが了承された。(資料5)

日時：昭和60年11月13日(水)、14日(木)

なお、事務連絡会議は15日(金)とする。

場所：学士会館

以上をもって本日の議事を終了した。

第76回総会(第1日)

日時 昭和60年6月19日(水) 10:00~17:00

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

初めに沢田会長から開会の挨拶があり、ついで次のように述べられた。

まず、会長、副会長の交代についてご報告する。平野会長退任(60.3.31)に伴う後任の会長については、去る2月28日開催の理事会で互選の結果、4月1日以降今総会終了までは私が務めさせていただくことになった。また、それに伴い新たに山村大阪大学長が副会長に就任した。なお、本日、正午から開催の新理事会で役員改選に伴う会長、副会長の互選が行われるが、新会長及び副会長は今総会終了後から執務するという慣例になっているのでご了承いただきたい。

次に、今総会の主要議題は、ご案内のように「役員・委員等の改選」及び「本協会の予算・決算の承認」その他「各委員会の審議状況報告と協議」などであるが、入試改善特別委員会検討中の「大学入試の改善問題」は当面の重要課題であるので独立の議題として審議することにしたい。また、明日の自由討議では、現在、

議論の高まっている「高等教育のあり方」および「国立大学の役割」について、設置形態の問題も含めてご審議を願う予定である。この問題に対しては、「大学の使命と国立大学の役割」という資料を配付してあるが、その理念等についてもご審議をいただきたい。

以上の挨拶ののち、代理出席者について、長岡技術科学大学から中村正久副学長、山梨医科大学から岩井正二病院長、大阪教育大学から小西正三補導部長及び宮崎医科大学から松崎吉彦副学長が出席された旨の紹介があった。

(1) 会議資料について

事務局から今回総会の配付資料について説明があった。

(2) 総会の日程について

会長から今回総会の日程について去る6月3日開催の理事会において協議した結果、別紙(資料3)により取り運ぶことになった旨の説明があり了承された。

I 会務報告

会長から、以下の事項について次のとおり報告があった。

1. 前総会以後における学長の交代および再任について

(1) 交代

(大学名)	(前任)	(新任)
東京大	平野 龍一	森 亘
東京農工大	諸星静次郎	喜多 勲
横浜国立大	野村 正七	横山 亨
富山大	柳田 友道	大井 信一
大阪教育大	田中 敏隆	西田 文夫
神戸大	堯天 義久	新野幸次郎
広島大	頼実 正弘	沖原 豊
香川大	幡 克美	木村 等

(2) 再任

(大学名)	(前任)	(新任)
北海道大	有江 幹男	
お茶の水女子大	藤巻 正生	
上越教育大	辰野 千寿	
静岡大	加藤 一夫	
滋賀医科大	脇坂 行一	
大阪外国語大	林 栄一	
兵庫教育大	谷口 澄夫	
奈良女子大	後藤 和夫	
島根大	山田 一郎	
岡山大	大藤 真	
徳島大	添田 喬	
愛媛大	坂上 英	
熊本大	松山 公一	
鹿児島大	石神 兼文	

2. 前総会以後における委員長の交代について

(委員会名)	(前任)	(新任)
第4常置	諸星静次郎 (東京農工大)	黒木剛司郎 (茨城大)

医学教育に関する特別 猪 初男 (新潟大) 吉利 和 (浜松医大)

3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

(1) 要望書の提出について

1) 勤労学生控除制度に関する要望書について
勤労学生控除制度の存続とその改善に関し、一昨年11月に要望書を提出したが、その後の情勢に鑑み、更に要望を行う必要があると思料されたので、昨年12月2日、再度要望書を文部大臣宛に提出した。

2) 研究技術専門官制度に関する要望について
予て本協会がその実現方を要望してきた「研究技術専門官制度の新設」に関し、人事院は、国家公務員の給与制度の見直しを進める中で、「専門技術職俸給表(仮称)」の新設を構想するに至ったが、この人事院構想と本協会提案の「研究技術専門官制度」との間には、その考え方に相当な隔たりがありその調整が必要となったので、このことに関し、昨年11月28日、松田副会長、諸星第4常置委員会委員長等が人事院を訪れて加藤人事官と面談し、大学の事情を説明のうえ配慮方を要望した。

3) 「定年制度施行に伴う退職者の不補充措置」に対する要望について

第二次臨時行政調査会の最終答申に基づく政府の「行政改革に関する当面の実施方針について」の閣議決定(59.1.25)によって、「定年制度施行による退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わないこととする」との抑制措置が取られたが、この措置は特に国立大学に深刻な響影を及ぼすことになるため、昨年5月以降、会長、副会長、関係委員長等が再三に互り関係省庁に対し抑制緩和の要望を行った。

(2) 文部大臣との懇談について

松永文部大臣の就任に当り、当面の大学問題について本協会関係者と懇談したい旨の申し越しがあったので、昨年11月16日、キャピトル東急ホテルにおいて本協会関係者（会長、両副会長以下理事会メンバー10名）と松永文部大臣（事務次官、官房長、高等教育局長、同審議官、学術国際局長、同審議官等陪席）とが会談し、種々意見交換を行った。

(3) 臨時教育審議会における意見陳述について

臨時教育審議会においては、教育改革の審議に資するため広く関係方面の意見聴取を行っているが、当協会に対しても再三に亘り意見陳述の申し入れがあった。

最初の要請（60.1.24）は、第2部会からの「学歴社会の問題」についての意見陳述（2月27日）であり、この件については、会長、副会長において協議のうえ第1常置委員会の山村委員長にご出席をお願いすることとしたが、その後引続き（60.2.1）同審議会（総会）から、「教育改革に関する提案」についての意見陳述（3月6日）の要請があった。

以上のような経緯を鑑み、当協会としてもこの際、臨教審への対応のための態勢を整える必要があると思料し、このたび理事会構成員より選出した11名のメンバーによる「臨教審問題懇談会」を臨時に設置して対処することとした。

その第1回の会合を去る2月14日に開催し、「当面の意見陳述要請に対する処置および今後の対応方針」などについて協議した。その結果、3月6日の意見陳述は沢田副会長（当時）、大藤理事（岡山大学長）、田中理事（九州大学長）の3人の方をお願いすることになった。そして、3月6日には私が総括的な提言を行い、ついで大藤理事より「地方国立大学の役割」に

ついて、また田中理事より「大学院の充実」について、それぞれ提言を行った。この内容については、各国立大学長あてに文書で配付した。

ついで3月18日には、臨教審第4部会よりの要請により松田副会長（入試改善特別委員会委員長）が出席して、「大学入試問題」に関し意見陳述を行った。

なお、その後第4部会より、「高等教育の国際化」の問題について当協会の意見を求めてきているので、過般の理事会でこれへの対応について協議し、7月15日の意見陳述には鈴木第5常置委員長にご出席願うことにした。

(4) 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

昭和60年度大学・高専卒業予定者のための就職事務に関する国公私立大学・高専11団体の申合せについては、昨年11月以降大学団体側あるいは大学側と企業側との懇談会を開いて検討した結果、60年度（61年3月卒業）においても昨年同様10月—11月の線（企業と学生の接触—会社訪問等—は卒業前年の10月1日以降、選考開始は11月1日以降）で実施することになった。

なお、このことについては去る3月28日付会長名をもって国立大学長宛に通知し、趣旨の徹底方についてご配慮をお願いしたが、各大学におかれては「就職協定」の遵守に格段のご努力をお願いしたい。

(5) 昭和61年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について

昭和61年度共通第1次学力試験の追試験は2地区（東日本と西日本）で行われることになったが、このことに関し大学入試センター所長より、これの実施大学の選定について依頼があったので、猪第2常置委員長とも協議し、東京芸

術大学と京都大学に受諾方を要請することとし、その結果両大学のご承諾が得られたので、ここにご報告し、ご了承を得たい。

(6) イギリス国大学学長の招待について

予て計画を進めていたイギリス国大学学長の招待については、その後、各訪問予定大学・機関等との折衝を重ね、その受け入れの具体的計画が決定され、準備が整えられた。

これに基づき、イギリス国大学学長団一行5人は去る12月16日に来日され、所定のスケジュールに従って諸大学（東京大学、京都大学、早稲田大学）、諸機関（文部省、日本学術振興会）等を訪問視察し、8日間の訪日日程を終えて12月23日無事帰国された。なお、帰国前の21日に国大協主催の懇談会および送別パーティーを催した。

なお、本年度はインドネシア国の大学長を招待する計画で準備が進められている。

(7) 特制会計制度協議会について

去る1月24日、第54回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和60年度予算」について説明をきき、種々意見の交換を行った。また、去る5月17日、第55回特別会計制度協議会を開催し、文部省から「昭和61年度概算要求の基本方針」について説明をきき、隔意のない意見交換を行った。

(8) 日教組との会見について

日教組大学部からの申し入れにより、去る3月15日、諸星第4常置委員長と黒木委員が山川副委員長ほか3名と会見し、研究技術専門官制度の問題について意見交換を行った。

なお、以上のほか、その他の事項については配付の「第76回総会国立大学協会事業報告」をご参照いただきたい。

II 協議事項

1. 昭和59年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局から、「昭和59年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」(資料6)について説明があったのち、会長から、本案は理事会に事前に諮り承認を得ているが、総会には従来慣行により事後承認をお願いすることに理事会でも了承されているので承認願いたい旨述べられ、異議なく承認された。

2. 昭和59年度国立大学協会歳入歳出決算について

事務局から、「昭和59年度国立大学協会歳入・歳出決算」(資料7)について説明があったのち、福田監事から、監査の結果適正に処理されている旨報告があり、異議なく承認された。

3. 昭和60年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局から、「昭和60年度国立大学協会歳入・歳出予算(案)」(資料8)について説明があったのち、会長から、本案についても理事会には事前に諮り承認を得ているが、総会には従来慣行により6月開催の総会でお諮りすることに理事会でも了承されているので追認願いたい旨説明があり、異議なく承認された。

4. 理事の選任について

会長から、本総会では役員、委員の改選を行うことになっているが、まず理事の選任をお願いしたい。「理事は、各地区毎にその候補者を互選し、これを総会に諮って決定する」と定めており、これに基づいて、先般来各地区で互選

願った理事候補者は別紙（資料9）のとおりであるので、これについて選任願いたい旨諮られ、異議なく承認された。

5. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に入るに先だち、会長から次のように述べられた。

委員会の審議状況の概要を各委員長に取りまとめて頂き会議資料（資料24）として配付してあるのでこれをご参照のうえご協議いただきたい。なお、先程の「総会日程」の説明の際述べたとおり、入試関係事項についてはその改革案が本総会に提案される関係もあり十分に審議願いたいので第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は最後に回すことにしたい。ついで、前総会以後の各委員会の審議状況について、各委員長から大略次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（山村委員長代行）

近年国立大学のあり方に関する社会的関心が急速に高まり、大学の内外から種々の検討が行われるようになった。

このような状況に答えて、国立大学協会は、主として国立大学のあり方について第1常置委員会において検討することを定め、これを受けて本委員会は昭和57年12月14日、国立大学の現状解析と将来のあり方について集中的に討議するために、本委員会の中に「大学のあり方の検討小委員会」を設け、小委員長に藤巻正生お茶の水女子大学長が選任された。

以来小委員会は27回、延べ85時間余りにおよぶ討議を重ね、小委員会報告の取りまとめを進めてきた。その間、第1常置委員会は16回開催され、そのつど提出される小委員会報告を並行的に検討し、両者の意見交換と報告内容につい

での討議を行った。その結果に基づき、このたび小委員会報告をもとに委員会としての中間報告を作成した。

本中間答申においては、これまで精力的に行われてきた小委員会の検討結果の報告を基礎として、中間答申の目標を「大学の活性化」に対する方策の提示に定め、限られた時間内に討議が終了した範囲において、大学の在り方にかかわる諸問題を指摘するとともに共通の同意が得られた結果を報告することとした。

また検討の内容としては、(1)教養と一般教育、(2)専門分野別教育、(3)大学における評価、の三つの主要な問題に分類して検討した。その際すでに国立大学協会として、それぞれの問題を取り扱う委員会が設置されている場合には、討議内容が著しく重複することのないように務めた。

以上の前置きののち、上述の3つの検討事項の内容について、報告書に即して詳細な説明があり、さらに今後の検討課題として、「国立大学としての大学のあり方」について検討を進める必要がある旨の提言があった。

(2) 第3常置委員会（世良委員長）

前回総会以後、委員会を2回、小委員会を1回開き、次の事項を審議した。

① 「学生の精神的健康維持機構の整備について」について第3常置委員会としての見解をとりまとめた。最近の学生には、精神的・心理的な情緒障害、精神障害などがとみに増加しつつあるが、この中には、専門的医療の対象となる精神疾患や症候群のほか、「無気力学生」と総称される目的喪失型の半健康学生も多数含まれており、後者の中には適切なアドバイスによって回復しうるものも少なくない。これらの

学生に適切に対処することは、単に学生の健康管理の面だけではなく、大学としての教育効果をあげてゆく上からも重要である。これに関し本委員会は次の二つの提案をしている。

a) 全学的なヘルスケアシステムの確立。

問題の学生が自発的に保健管理センターや学生相談所に来談することは稀なので、ゼミ担当教官、クラス担当教官、補導教官、学生相談係教官、教務・学生係事務職員、さらに家族や友人を加えた全学的な協力システムを作り、問題学生をできるかぎり早期に発見し、適切な助言、援助、治療をなしうる体制のモデルを作った。各大学が、その実情に応じてこのモデルに必要な修正を加えて、利用されることを期待している。

b) 学生に対する健康教育の充実。

保健管理センター教官や心理学者が、講義その他の方法で、精神的・肉体的健康についての学生の自己管理能力を向上させること。

② 保健管理センターの整備・充実。この問題については検討を始めたばかりであり、問題点を拾いつつある。

③ 就職問題。昨年度は、大学側からの企業OB訪問は自粛されたが、逆に求人側OBの学生への働きかけが激しくなり、求人活動の早期化を招いた。本年度も「10—11協定」を存続させることになっており、協定遵守の条件整備を検討中である。

(3) 第4常置委員会(黒木委員長)

昭和59年11月の総会以降、本委員会として処理した事項は次のとおりである。

① 研究技術専門官制度について

国大協では、教室系技術職員の待遇改善を図るため「研究技術専門官制度の新設」の構想を

まとめ、その実現を求める要望書を文部省、人事院に提出してきたが、これをうけて文部省は例年人事院に提出している給与改善に関する大臣要望の重要事項の一つとして、その実現方に努力してきた。一方、人事院は、昭和55年頃から開始した国家公務員の人事行政制度全般の見直し作業の中で「専門技術職俸給表」を行政職俸給表と分離して創設する作業を進め、その案を昭和60年度人事院勧告の中に盛り込む計画を明らかにしている。しかし、その計画では、専門技術職俸給表の位置づけが、航空管制官等4省18職種のような高度の専門職に限定され、国立大学等の教室系技術職員をそれらと同列に扱うことに疑義を示している。

このような状況の下で、本委員会は教室系技術職員の「専門技術職俸給表」適用の推進を図ってきたが、文部省が人事院と折衝した最近の結果によると、人事院から次のような公式見解が示されたとのことである。

昭和60年度人事院勧告に盛り込む専門技術職俸給表の対象は

イ；きわめて高度な専門性をもち

ロ；その職務がきわめて均一であること

を条件とする職種に限定する。国立学校関係を対象としないということではないが、その現状をみると、範囲が絞りこまれておらず、広がりすぎているので、若干の時間(1~2年)をかけて検討する必要がある。組織化等により上記イ、ロになじむよう努力してほしい。なお、検討期間中も現体系の中で待遇改善を図るべく考える。

以上の公式見解をうけて、文部省としては、この問題を検討するためのワーキンググループ(技術職員待遇改善検討会)を発足させることになったが、本委員会としても、文部省の同検

討会の審議と並行して、ほぼ1年を目途に結論を得べく努力することとした。

② 要望書の提出について

例年提出している「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を本年も関係方面に提出したいということで、別紙（資料18）のような要望書を作成したのでご承認を得たい。また、昨年度に引続き「人事院勧告の取扱いに関する要望書」（資料19）を関係方面に提出したいので、これについてもご承認方お願いしたい。

以上の提案があったのち、各要望書（案）の内容について説明があり、これについて審議の結果、異議なくこれを承認した。

以上をもって午前の会議を終わり休憩に入った。

——正午より午後1時30分まで昼食休憩——

（この間、中会議室において新理事会を開催。午後1時30分より総会再会。）

6. 会長、副会長互選の結果報告

会長から、本日昼食時に行われた新理事会において、会長、副会長の互選を行った結果、会長には森東京大学長、副会長には沢田京都大学長及び松田東京工業大学長が選任された旨の報告があり、新会長、副会長よりそれぞれ就任の挨拶があった。

7. 常置委員会委員の選任について

(1) 代表者である委員の選任について

会長から次のように諮られ、異議なく承認された。

常置委員会の委員（代表者）候補者の選考については、去る2月28日の理事会の決定に基づ

き設置された「委員等選考役員会」（会長、副会長ならびに在京理事等で構成）において、別紙（資料11）の選考方針により各常置委員会の委員候補者を選考し、これを6月3日開催の理事会に諮り「資料12」のとおり決定された。なお、「資料12」については、先ほど行われた新理事会において会長、副会長の互選を行った結果に伴い、若干の訂正があったが、この訂正案のとおり選任してよろしいかお諮りする。

(2) 教員委員の選任について

会長から次のとおり報告があった。

常置委員会の教員委員（各委員会3名宛配属。各地区より定数に従って選出）については、理事会が選任することになっているが、これについては去る6月3日昼開催の「委員等選考役員会」および同日午後開催の理事会において次期の教員委員の選考を行った結果、別紙（資料13）のとおり現任者を再任することとし、その所属大学の学長ならびにご本人の承諾を得て、それぞれ委嘱したのでご報告する。

なお、都合により辞意を表明された3名の方および定年退官された1名の方の後任については、当該委員の所属大学より後任の推薦を願ったので、ご了承いただきたい。

8. 各委員会委員長報告と協議（午前の継続）

(4) 第5常置委員会（鈴木委員長）

本委員会は、本年2月18日および5月27日の2回開催されたが、審議事項の概要は次のとおりである。

① 昭和60年度の国際交流関係予算の概要について

昭和60年2月18日に、文部省学術国際局から関係課長、課長補佐が出席、昭和60年度の国際交流関係予算の概要について説明を受け、質疑

応答が行われたが、詳細については「会報」(第108号)に収載されているので要点のみご報告する。

1) 専門教育教官について

政府の「21世紀への留学生政策」により、増加する留学生の受入れに伴う「専門教育教官」のポストは、1学部40名を超える留学生を抱える学部に対して講師1人をつけるという方針で、今年は7名、来年は20名の予算措置をしている旨の文部省の説明があった。このことについて、「専門教育教官」の専門分野は特定されているのかという質問がなされたが、文部省としては、留学生が共通的に学ぶ可能性の高い科目を担当する教官というように考えているとのことである。

2) 行政組織体制の整備について

国際化時代を迎えて、行政組織体制の整備として各大学ともに国際主幹の設置に対する要望が非常に強いということがあるので、これについて文部省に配慮方を要望した。

3) 留学生の募集について

留学生の募集については、現在、各大学の推薦によるものと、在外公館を通じて公募するものとの2つの方法で募集・選考を行っているが、出来れば大学推薦によるものを増やしてほしい旨、文部省に配慮方を要望した。

② 昭和60年度外国学長の招致について

昭和60年度外国学長の招致国としてインドネシアを決定し、具体的にはタドラコ、パジャジャラン、チェンデラワシの3大学に決定したが、訪日時期については、まだ確定していない。

③ DAADからの学長招致の申し出について

日本から学長を招致したいというDAAD(ドイツ学術交流会)の申し出について、その経過の説明が文部省担当課長からなされ、本年度は

日本側が訪独し、来年度は西独側が来日することになり、これに関連して、来年度の外国学長招致事業による招致国は西独とすることに決定した。

なお、この西独派遣については、文部省予算の枠内で人員は3~5名とし、その大学の選定については、現在西独の大学と学術・教育の交流を行っている大学から選出することとし、交流協定を締結している13大学の中から、委員長及び国際教育文化課の責任において行う旨了承され、すでに4校(北海道大学、千葉大学、広島大学、東京外国語大学)が決定しており、残る1校の選定と、これの訪問期日については、現在関係各方面と折衝中である。

④ AASCUの訪日について

AASCU(アメリカ州立大学協会)から申し入れのあった訪日団の受入れについては、国大協事務局と訪問先大学(地区代表大学)との事務レベルで協議した案(配付資料「AASCU訪日代表団日程(試案)」に基づいて、その訪日日程を昭和60年10月5日~10月13日とし、その訪問先大学は8大学ということにして、これをAASCU側に連絡した。なお、その費用については、交通費、滞在費はアメリカ側の負担であるが、滞在期間中の接待費は当方で負担することになる。

⑤ 国際大学都市(仮称)の創設に関する要望書の提出について

国際化時代といわれる中で、日本における学術活動の活性化をより一層増進するためには、大学を真に開かれたものとし、学術交流を推進し、研究教育の発展を図らなければならない。このため外国人研究者や留学生を受入れることのできる国際大学都市(仮称)を各地域ブロックごとに創設することが必要かつ緊急な課題で

ある。以上の趣旨より、これの創設を推進するため、別紙（資料20）のような要望書を関係方面に提出したいので、ご承認を得たい。

以上の提案について審議の結果、異議なくこれを承認した。

⑥ その他

第1常置委員会で作成された「大学の在り方について（中間報告）」の中でも国際化時代を迎えて大学の国際活動の重要性について述べられているが、現在、学長クラスも含めた学術研究のための海外渡航が窮屈であり、これの財政的な保障の確立の必要が痛感される。また、最近は外国の大学から交流協定の申し入れがあるが、各大学とも予算上の理由によりその対応に苦慮しているという現状があるので、これらの点について今後国大協としても打開の努力をしなければならないと考える。

(5) 第6常置委員会（有江委員長）

本委員会は、当面の課題として「特別会計制度のあり方」「国立大学授業料の問題」「若手研究者の活性化」「定員削減の対応」等の諸問題を取り上げていたが、その中で「若手研究者の活性化」については、今般博士課程在学者に対し科研費の申請権が与えられる等の手当が講じられ、また、「定員削減の対応」については、本総会の冒頭で会長から報告があったように、時宜に応じ対処している。

このような状況の中で、本委員会は本年に入ってから常置委員会を3回、大学財政小委員会を2回開催し、主として以下のような協議を行った。

① 昭和60年度予算、昭和61年度概算要求の基本方針について

1月24日及び5月17日に開催された特別会計

制度協議会に先立ち、それぞれ「昭和60年度予算」、「昭和61年度概算要求の基本方針」について文部省の説明をきき、隔意のない意見の交換を行ったが、その際に討議された主な事項は次のような点である。

1) 臨時増募について

学生の臨時増募に関することとして、これに伴う教官定員の確保、施設・設備等（特に教養部に対して）の整備等についての配慮を文部省に申し入れをした。

2) 定年制度施行に伴う退職者の不補充等について

定年制度施行に伴う退職者の不補充措置や、技能・労務に携わる行(二)職員の採用抑制措置に伴う民間委託の導入については、その予算的措置が不十分である旨の指摘をした。

② 授業料問題について

国立大学の授業料については、さらに検討して、来る秋の総会までに見解をまとめ、必要に応じ要望を行うことを考えている。

③ 特別会計制度について

今年度の予算において、国立学校特別会計への一般会計からの繰り入れ額が、昭和39年に国立学校特別会計制度が発足した当初の86%程度から66%へと減少し、特別会計歳入の3分の2を切るに至っており、このため特別会計予算はますます窮屈な状態になりつつある。それで、この窮境を打開するためには、特別会計制度についても一度原点に立ち返る余地はないかということを目下その洗い直しの作業を始め検討を行っている。

(8) 医学教育に関する特別委員会

(吉利委員長)

本委員会は前総会(59.11.16)以降3回開催

したが、そこで取り上げた主な議題は次のとおりである。

① 医学部学生定員について

一部の大学から、医学部学生の定員削減の要望が提出されていたが、その中で、愛媛大学医学部では学生定員120名から100名に減員することが認められたようである。しかし、同大学医学部は、開学当初学生定員が100名であったものを数年後に文部省からの要請により120名に増員したという背景があり、文部省としても、この場合に限っては止むを得ないという見解のようである。

② 厚生省の「将来の医師需給に関する中間意見」について

厚生省では検討委員会を設けて適正なる医師数についての調査を行い、このたびその中間報告を公表した。そこで当委員会でも、学生定員に関わる問題としてこれを取り上げて議論した。また、この厚生省報告について、各大学からの意見を求めて、集約しているところである。

(7) 教養課程に関する特別委員会

(須甲委員長)

5月8日、5月28日の小委員会、及び5月28日の本委員会において討議の結果、次の2点を決定したのでご報告する。

① アンケート調査の結果について

昭和59年度に本委員会が行った13国立大学の卒業生を対象としたアンケート調査については、その中間報告を同年6月の総会で行ったが、さらにいろいろな角度から検討し、意見を付して最終報告書としてまとめて配付したいと考えている。

② 教養課程の今後のあり方について

教養課程の今後のあり方に関しては、一通りの意見が出揃ったと見るべきで、この辺で大きく整理すべきだと考えられる。前回総会で報告したように、一般教育そのものの不要論はほとんどなく、問題点は教養課程の教育組織と教育体系の改善に限られている。したがって、専門教育と連携を保っている一般教育をさらに効果的に実施させるための前向きな問題点として次の諸点を挙げ、これに従って今後さらに検討を進めることとした。

- 一般教育と専門基礎との関係
- 教育体系の理想的なあり方
- 教育組織の運営上の工夫
- 教養課程の質的向上の必要性
- 入学生の意識の変化に対する方策
- 現代の社会的要求に対する適応

(8) 教員養成制度特別委員会(井沢委員長)

① 今後の人口動態の変化に伴う教員就職の困難化に対する対応の検討

この問題について検討を行うため、昨年11月29日に名古屋大学の潮木教授、1月31日に文部省の城倉教育大学室長より、教員の需給の将来の見通しについて話を伺い、これを基に3月27日に小委員会、5月27日に特別委員会を開いて検討を行った。

教員の将来の需要は都道府県によりかなりの差があるので、現在のところ大学としての対応は、地域の教員需給の状態を考慮して、新しい課程、コースの創設を含めて現在の課程別の定員の弾力化や自由化、カリキュラムの多様化、大学内の他学部との相互乗り入れなどによる他学部との協力等が考えられる。またこれらと関連して教育学部の今後のあり方や、免許法の内容などについて検討が必要である。

② いわゆる試補制度について

4月19日の小委員会、5月17日の委員会でこの問題について検討の結果、概ね次のような意見となった。

- 1) 現在臨教審で審議中の試補制度については、特別の身分としての試補制度は賛成出来ないが、初任者研修という性格のものとするれば、委員会としては、採用した初任者に対する指導研修の充実が必要と考える。
- 2) 初任者研修の期間は最低6ヵ月以上、1年間とする。
- 3) 4月1日より正規の新採用者を副担任という資格で研修させる。3月末に停年退職する教員の退職時期を延長して、研修のアドバイザーとすることも一つの方法であろう。いずれも財政的負担と可能性が問題となる。
- 4) 研修内容は、大学における教育を基礎として、教職の実務に必要な知識技能を重点的に研修することを目的とし、現場の学校や研修センター等で行う。
- 5) 現行制度における大学のカリキュラムの中の教育実習は、教職課程を完成し、教師としての基礎資格を与えるために必要である。
- 6) 現実には実現が難しいと思われるが、教育学部及び一般大学・学部における教員養成は、教職課程及び教育実習等のための1年をプラスして、5年間として大学の責任において行うという考え方もある。
- 7) なお、初任者研修は、あくまでも適格者を育てる視点から行われるべきものであり、いわゆる不適格者の排除は、大学における教職課程の充実、教員採用制度の改善、採用後の研修制度の充実、人事管理の改善等によって解決されるべき問題であろうと思われる。

(9) 図書館特別委員会（松山委員長）

去る5月27日、本委員会を開催した。

文部省より学術情報課長、同課大学図書館係長の出席を得て、昭和60年度学術情報関係予算の概要及び学術情報システムの整備・充実について説明を受け、また東大文献情報センターの安達講師より同センターの現状および今後の整備充実計画が紹介された。

これに対して質疑応答を行い、あわせて大学図書館のあり方について協議したが、その主な内容は次のとおりである。

- ① 数年来の外国雑誌購入費縮減に対し、その早急なる復活を求める発言があったが、文部省としては財政の逼迫下における予算編成上のために止むなく行ったことであるので、この件に関しては、各大学でも弾力的な予算措置を講じてほしいということであった。
- ② 学術情報システムの整備については、先般出された次年度の概算要求のガイドラインの中に「学術研究の情報化の推進」「学術情報の流通体制の整備」等の項目が追加されており、文部省としても積極的に取り組む意向である旨の説明があった。またこれとともに、これに対応して、各大学においてもハード・ウェアの整備、要員の確保・研修等に協力されるよう、また、国大協としても関係方面への要望等の適切な支援について配慮願いたい旨要請があった。

なお、この要望活動については、ここ数年来の厳しい財政事情を考慮する要があり、また大学財政の問題を担当する第6常置委員会との協議や理事会への諮問等のこともあるので、今後の協議に俟つこととした。また、学術情報センターの実働化に伴う大学図書館の体制整備については、各大学の図書館、情報

処理センター等を含めて全体的整備の進行状況及び今後必要とする予算措置等について、国立大学図書館協議会の協力を得てその種の情報を収集し、これを各大学にも提示をして、ご協力とご理解をいただきたいと考えているので、よろしくご了承いただきたい。

(10) 大学院問題特別委員会（金子委員長）

前総会以降小委員会を5回（新設大学院関係3回、旧設大学院関係2回）、特別委員会を1回、それに文部省の大学院問題調査研究会議との合同会議を1回開いて、新設大学院の拡充整備と旧設大学の改善充実について検討した。

各小委員会で検討している課題については、近くその報告書がまとまる運びとなっているが、この段階で大学院博士課程の新設拡充・改善充実に関する要望書を提出することとした。

① 要望書の提出について

5月24日の本委員会において、これまでの小委員会の検討結果に基づいて、大学院博士課程の新設拡充・改善充実に関する要望書を提出することとし、今総会ではその中の新設拡充の分について、“新設の国立大学に、何らかの形式で博士課程大学院が、逐次且つ速やかに設置拡充されるよう強く要望する”との趣旨の要望書（資料21）を提案することにしたので、ご承認方をお願いしたい。なお、旧設大学院の改善充実に関する要望書は次期総会に提出する予定である。

以上の提案について審議の結果、異議なくこれを承認した。

② 委員長の交代について

今総会后、本委員会の委員長は大藤岡山大学長と交代することが委員会で決定されたので、ご承いただきたい。

9. 入試改善について

会長から次のとおり述べられた。

前述したように、入試関係の問題についてはこれの改革案を審議する関係もあり、「各委員会報告」と切り離して独立の議題として取扱うこととしたが、最初に第2常置委員会から「共通入試に関する諸問題」について、ついで入試改善特別委員会から「入試改善に関するアンケートの集約と改革案」についてご報告願ひ、これについて協議いたしたい。

(1) 第2常置委員会（猪委員長）

本委員会は本年に入ってから常置委員会を2回、合同会議を3回（入試教科目改訂専門委員会との合同会議1回、大学入試センター実施方法専門委員会との合同会議2回）開催したが、そこで協議された主な事項は次のとおりである。

① 昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日について

昭和61年度共通第1次学力試験の実施期日を昭和61年1月25日（土）及び26日（日）とすることにつき、本委員会の了承を得た。なお、このことは、2月28日の理事会の承認を得たのち3月25日に文部省の大学入試改善会議の審議を経て決定された。

② 昭和61年度共通第1次学力試験追試験の試験場について

昭和61年度の追試験場は東日本は東京芸術大学、西日本は京都大学に引き受けていただくことになり、会長から両大学に依頼しご承諾を得たので、本委員会としてこれを了承し、6月3日開催の理事会の承認を得て、入試センター所長にこの旨通知した。

③ 合同会議での審議事項について

入試改善特別委員会の審議内容に対応して共通第1次学力試験の出題及び解答の対象とする教科・科目、職業科出身受験生に対する措置、5教科・5科目とした場合の配点及び試験時間、それと受験機会の複数化に伴う実施上の諸問題等について検討した。

④ 「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ(案)」について

本案については、過去2年間にわたりその内容について検討されてきたが、昨年11月の理事会で修正意見が出されたので、本委員会としてはこの修正意見を取り入れた案について審議し了承したので、これを本総会にお諮りする次第である。(承認)

(2) 入試改善特別委員会(松田委員長)

昨年11月の総会以後、特別委員会を5回、小委員会を11回開催して、本委員会としての入試改革案とその説明資料を中間報告として本年2月28日の理事会に報告した。ついで改革案に関連するアンケートを設計して、4月4日に各大学宛発送し、5月25日を目途に回答を回収、その後特別委員会を1回、小委員会を2回開催して、アンケート回答を集計し、その結果を6月3日開催の理事会に報告したうえ、各大学に送付した。

以上の経過報告ののち、本特別委員会の審議結果をまとめた「中間報告」とその中で提案された「改革案」の内容について説明があり、さらにこれを基に行ったアンケート調査の結果について報告があった。ついで、このアンケート結果を踏まえて取りまとめた「国立大学入学者選抜方法の改革について(案)」が提案され、これについて審議が行われた。

その際の主要な論点は以下のとおりである。

- この改革案は、差し当たって現行制度を修正して改善を図るものとされているが、今後また変更があるのか。
- 今回の改善の理由の一つに挙げられている“発足当初の予測をこえた社会の側に起こった最近の現象”とは何を指しているのか。
- 共通1次試験の理想がなぜ実現できなかったかという点をはっきりさせる必要があるのではないか。
- 今度の入試改革の検討は、共通1次試験の理念を含め抜本的な検討を行うということでスタートしたが、現行制度に代る改革案が差し当たって見当たらない現状から、ベストではないがこのような修正案となった。しかし、理念を通したスッキリしたものにする必要がある。
- 部分的手直しといっても、理念に関わってくる。基本理念を再検討し、どこがよく、どこが悪いかの結論に立って改革案を出すべきである。
- 理念は変わっていないと思うが、内外の変化に対応して改革する必要がある。それと、共通入試の改善については、二次試験との関連を考慮する必要がある。
- この改革案で「5教科を受験させることを通例とするが……」と述べられているが、5教科を“通例”とするということになると、それ以外のものは例外ということになる。そのような考え方はアンケートの際の改革案には示されていなかったもので、このように改めることについては各大学の意見を改めて徴する必要があるのではないか。また、「現代社会」と「理科I」を削除することについての高校側の反応はどうか。

- 受験機会の複数化を62年度から実施するのは見合わせるべきではないか。
- 受験機会の複数化の問題については、過去の経緯を踏まえて十分検討する必要がある。また、この改革案にあるように、試験期日を各大学の自由に任せるということで、果してうまくいくであろうか。地域別、分野別のバランスが必要ということになると自由ではなくなることになる。
- 複数化の問題については、可能な方法をいろいろ考えそのメリット、デメリットを示して貰わないと議論が進まない。
- 62年度の試験実施教科・科目を本年7月末までに公表するようにとの指示があったが、共通1次試験の方は間に合うとしても2次試験の方は時間的に無理と思われる。
- この中間報告の最後にある「付記」のところで、「これら制度の根幹にかかわる長期的な見通しを必要とする諸問題は、今後の検討

課題である」と述べられているが、今回の改革は暫定措置ということにして基本的問題をさらに検討してほしい。

- 本日決定するのは、この改革案の中の試験実施教科・科目に関する問題だけと受取ってよいか。受験機会の複数化の問題の方は、さらにその具体案を検討した上でないと決定は難しいのではないか。
- 本日の審議の結果は、試験実施教科・科目の問題については62年度から実施することが了承され、受験機会の複数化の問題についてはさらに検討するという事になったというように受取ってよいのか。

概ね以上のような点について論議が交されたのち、会長から、大学入学者選抜方法の改革は重要な問題であるので、本日出された意見を踏まえて明日引続いて審議を行うことにしたいと述べられ、本日の議事を終了した。

第76回総会（第2日）

日時 昭和60年6月20日(木) 13:30~16:45

場所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

会長から、本日の司会を山村副会長にお願いしたい旨が述べられ、山村副会長から、次のような発言があった。

本日は、午前中に開催された各常置委員会の審議状況について各委員長から報告願ひ、その後、昨日に引き続いて入試改善、大学の当面する諸問題について協議をお願いし、最後に各地区学長会議の報告を各当番大学長からお願いしたい。

1. 各常置委員会委員長の選出結果について

事務局長から、本日午前中に開催された各常

置委員会において行われた各常置委員会の委員長の互選結果について、次のとおり報告があった。

- | | |
|---------|---------------------------|
| 第1常置委員会 | 石田東北大学長 |
| 第2常置委員会 | 猪 新潟大学長
(60.10.8 まで) |
| | 丸井愛知教育大学長
(60.10.9 から) |
| 第3常置委員会 | 原田岩手大学長 |
| 第4常置委員会 | 黒木茨城大学長 |
| 第5常置委員会 | 鈴木東京外国語大学長 |
| 第6常置委員会 | 有江北海道大学長 |

2. 監事の選任について

会長から、監事については引き続き福田筑波大学長及び天野東京水産大学長にお願いしたい旨諮られ、異議なく承認された。

3. 各常置委員会委員長報告と協議

本日午前中に開催された新メンバーによる各常置委員会の審議状況について、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があった。

(1) 第1常置委員会（石田委員長）

前期の委員会から報告のあったように、「大学のあり方」について今後も検討を続けることにした。そのため、当面、①社会からみた国立大学のあり方、②私立大学等他大学からみた国立大学のあり方、③国外からみた日本の国立大学のあり方、④人文科学系の活性化を目標とした国立大学のあり方、⑤学問の後継者養成からみた国立大学の意義とあり方、⑥行政硬直化の実例からみた国立大学のあり方、の6項目について検討することとなった。

(2) 第2常置委員会（猪委員長）

今後も入試改善特別委員会と密接な関係を保ちながら入試改善に取り組みたい。例えば、共通第1次学力試験が5教科5科目になった場合の配点や試験時間の問題等を専門的に検討したい。受験機会の複数化の問題は今後検討することになるが、いずれにしても現行制度の枠内での改善を考えていきたい。

(3) 第3常置委員会（原田委員長）

先般行った保健管理センターについてのアンケートの結果を踏まえて、現在の保健管理セン

ターの機能を活性化するための方策を検討したい。

(4) 第4常置委員会（黒木委員長）

「研究技術専門官制度」の問題について文部省ではワーキンググループを設けて検討しているが、ポスト、人、組織化の問題があり、厳しい状況にある。この点については、文部省と連絡をとりながら、次の総会までには方針を決めたい。さらに、全国で1,600人に及ぶ教務職員 の処遇問題もあるので、この問題についても今後検討したい。

大学の部局長全員に指定職を適用することを要望しているが、現在、指定職の枠は598でこれがふえる見込みはないため、これの実現はむずかしいようである。この598の指定職のうち、350は学部長等の部局長に当てられ、残りの248は定年1年前の功労のある教授に割り当てられているとのことであるが、60年度にはこれの該当者が380人おり、指定職になれない人が相当出る見込みである。来年はこの人数がさらにふえる見込みであるので、指定職について本格的に考え直す必要がある。

(5) 第5常置委員会（鈴木委員長）

近年、外国との交流が活発になっているが、財政的な制約があって大学間協定交流事業の実現はきわめて困難な状況におかれている。また21世紀へ向けての留学生対策として留学生の受入れを10倍にするということもいわれているが、これについても私費留学生の学費、宿舎の問題等多くの問題がある。また、国際化に対応する外国語教育のあり方や、日本から留学する学生の実態などの問題も今後検討を要する問題であり、これらの問題について今後検討を行い

解決の方途を探りたいと考えている。

(6) 第6常置委員会(有江委員長)

今後検討する課題としては、①国立学校特別会計制度のあり方、②大型機器に対するレンタル制の導入、③授業料問題への対応、④人員削減に伴うOA化の促進、⑤学生の臨時増募に伴う施設、設備、人員等の整備の問題等が考えられるが、そのほか大学の運営が行政改革の延長線上で論じられている点や、若手研究者の活性化の問題などについても検討していきたいと考えている。

以上をもって各常置委員会の審議経過の報告を終わり、次の議題に移った。

4. 入試改善について

会長から、次のとおり述べられた。

昨日、入試改革の問題について長時間討議したが、結論を得るに至らなかったため、本日前中、昨日の意見を踏まえて第2常置委員会及び入試改善特別委員会で修正案を検討願ったので、それに基づきご意見を伺いたい。

ついで、松田入試改善特別委員会委員長から、大略次のような説明があった。

昨日の審議で、本委員会がまとめた「国立大学入学者選抜方法の改革(案)」について種々ご意見をいただいたので、それを基に本日の昼休み時間に第2常置委員会および入試改善特別委員会を開いて原案について検討を加えて修正案を作り、これを理事会に諮って承認を得た。

その修正内容の要点は、試験実施教科・科目に関してはその受験教科の数は各大学の決定に委ねるという“自由化”が今回の改革案の基本原則であった点に鑑み、この点を前面に打出すことにした。しかし、従来の共通1次試験が5

教科を課してきた経緯と、高校教育に及ぼす影響等を勘案し、“5教科を受験させることが望ましい”旨を付記することとした。そして、この改革の実施時期は昭和62年度からとすることとした。

次に、受験機会の複数化については、これの検討が未だ不十分である点に鑑み、“引続き検討を進める”ということとし、今後その具体案を検討し、そのメリット、デメリットについても吟味したうえ、各大学にアンケートして取りまとめることとした。

以上が修正案の要点であるが、これについてご審議をお願いしたい。

以上の説明に対して、次のような意見の交換があったのち、「国立大学入学者選抜方法の改革について」は、提案どおり承認された。

○ 入学試験は本来、大学が自主的に決定するものである。その立場を突き詰めていくと、共通第1次学力試験の一律方式とは矛盾することになる。従来からの問題点は、そのへんに根ざしていると思う。各大学が独自に入学試験を考える場合、共通第1次学力試験についての考え方も変わってくる。今回の中間報告の「付記」にも“これら制度の根幹にかかわる、長期的な見通しを必要とする諸問題は、今後の検討課題である”と述べられているように、基本に立ち返って入学試験の全体像を検討する必要がある。その上で、存続なり、廃止なりを決定すべきであろう。ただいま提案のあった修正案は、大方は賛成のようなのでこれで実施することは差支えないと思うが、以上述べたようなことは今後出てくると思うので、然るべく対処していただきたい。

○ 共通入試の理念に遡って検討すべきであるということであろうが、根本的に検討するには時間がかかる。一方、具体的な改革が急がれている事情もあって、今回一応の結論を出したものである。もう一度原点に立ち返って根本的な事項についても審議を進めたいと思う。

○ 共通第1次学力試験は、国公立大学に入学する者のみを対象にしているが、国公立大学の学生は、全大学生の20%にすぎない。その一部分の学生を相手とする入試方法の改善によって高校教育の正常化を図ろうというのは、国立大学のひとりよがりではないのか。高校において、受験生は国立大学型、私立大学型とに分かれて勉強している現状を考えれば、試験実施科目が5科目であっても7科目であってもその状況は大して変わらない。その意味から、入試改善のため5教科7科目を5教科5科目にするということは、余り説得力がないし、根本的解決にはならない。また、今度の改革案で、入学志願者に要求する共通第1次学力試験の受験教科の数を各大学の決定に委ねるとしながらも、5教科が望ましいとするのはおかしいし、また何教科でもよいというのであれば、それは既に共通入試ではなくなるし、共通入試の撤退に繋がることになる。一挙に撤退ということも難しいと思うが、将来の展望をもってこの問題も検討すべきであろう。

○ 入学試験については、国立大学のみならず、公・私立大学もいろいろな問題をかかえているので、国立大学だけでこの問題を考えるのではなく、会長、副会長等が私立大学側とじっくり話し合う機会をもって、相携えて入試改革に向って進む努力をしてほしい。臨

教審の答申が出る前に、大学の自主的努力によって改善の実を挙げるようにしてほしい。

○ 各大学が個性的で自主的な入試改革をしていただきたい。偏差値に基づく選抜でなく多面的な評価による選抜方法を工夫していただきたい。しかし、各大学が自主的な入学試験を行うためには、入学主幹の配置が不十分である。これの充実を図るとともに、さらにアドミッションオフィスの組織を整備することが必要である。また、大学入試の改善を推進するためには、国・公・私各大学、高校の関係者が一緒に検討する場をつくることが望ましい。

○ 本日、この改革案が決定すると、各大学は昭和62年度に実施する入学試験に課す教科・科目を7月中旬に公示することになるとのことだが、第2次試験の分については時間的に無理なように思われる。

○ そのことについては文部省とも相談したが10月頃に公示ということになる。いずれ文部省から各大学に通知されることと思う。

以上のような意見交換があったのち修正案が承認され、これに関連して猪第2常置委員会委員長から次のような提案があり、了承された。

本日、共通第1次学力試験は5教科5科目で昭和62年度から実施することが決定されたが、これに伴う試験時間および配点は、国語、数学、外国語についてはそれぞれ100分、200点とし、社会、理科はそれぞれ60分、100点とすることとしたい。なお、この配点については、社会、理科は、国語、数学、外国語に比してそのウエートが半分でよいという考えではなく、素点として配点したものである。各大学においては第2次試験との総合判定の際、自主的

判断によって成績利用の方法を考えていただいで結構である。

5. 大学の当面する諸問題について

山村副会長から、次のように述べられた。

第二臨調における行財政改革の審議を契機として国立大学の在り方についての論議が高まりをみせている状況にあるが、これに関連して昨日会長から、「大学の使命と国立大学の役割」についての冊子が配付されたので、これをもとに自由討議をお願いしたい。なおこの問題は、臨時教育審議会での審議とも密接な関係があるので、最初に臨時教育審議会の審議状況について飯島名古屋大学長（臨時教育審議会第4部会長）よりご説明願いたい。

ついで飯島名古屋大学長から大略次のような説明があった。

臨時教育審議会は、6月26日に第一次答申を出す予定である。その主な内容は、①教育改革の基本方向、②本審議会の主要課題、③当面の具体的改革の提言（学歴社会の弊害の是正と受験競争過熱の是正）、等となっている。この第一次答申は、いろいろな考えの調整の上に成り立っている。その考え方の一つは、行政的な手法に傾斜した考え方、つまり経済的競争、自由競争の中で活性化を図るという考えであるが、これが教育に投影されると“自由化論”が出てくる。例えば義務教育廃止論、小・中学校の自由選択、学制撤廃、塾や私立学校の自由承認等の主張が現れてくる。これに対して、従来の文教行政の積み上げを大切にして、その上で弾力化や改革を進めようとする意見がある。この二つの大きな流れが混在しているが、問題は単なる個人レベルの問題でなく社会的背景のあるこ

とである。このように意見が分かれていたが、今度の第一次答申をまとめるに当たって、その改革の基本的考え方として次の8つの原則を定めた。それは①個性重視の原則、②基礎・基本の重視、③創造性・考える力・表現力の育成、④選択の機会の拡大、⑤教育環境の人間化、⑥生涯学習体系への移行、⑦国際化への対応、⑧情報化への対応、の8項目である。これについては異論はないが、今後、具体的な施策の中にどのような形で出てくるかが問題である。

高等教育に関しては、今までは入試問題、特に“共通テスト”の問題に論議が集中した。これの詳細は後日に譲るが、そこでは共通第1次学力試験廃止論が非常に強く、その旨を答申の中に盛り込んでどうかとの意見もある。しかし、それには現場の理解が必要であり、また現に国立大学協会でも共通第1次学力試験について改善に努力している段階で、これの撤廃論を表明するのは適当でないということでこれは取り止めることにした。そして、答申では、経験に即して国公私立を通してどうあるべきかの枠組を示し、具体的なことは大学に任すということとした。

今後の問題としては、高等教育、大学のあり方等が取り上げられることになり、現在その議論の主題をまとめている。そこにおいて強く出てくると思われる問題は、国立大学の設置形態に関わる問題（国立大学の法人化や第三セクター化等）、大学財政に関わる問題、さらに、大学の自治、学問の自由のもとに評議会中心で運営されている大学の組織運営のあり方の問題等であろうと思われる。

国立大学の長い歴史の積み重ねを知っているし、それが社会に貢献してきた成果を信じているが、派生的に現われている問題に兎に角目が

向けられがちである。また、我が国では技術水準は高いが科学水準は高くないという意見もあるが、国際的水準からみて我が国の大学を中心とする基礎科学の水準は決して低くないと思っている。

一方、臨時行政改革推進審議会においては、その科学技術分科会の中間報告において科学技術の研究開発体制の見直しを求める提言を行い、そこでは科学技術会議の機能を強化し、国立大学の研究組織などに対しても提言、勧告ができるようにすべきであると主張されている。

以上のようなことを総合すると、これからの1年の間に国立大学に対する厳しい提案が出てくることが予想される。それで、国立大学協会としてもこれに対して積極的に国立大学の存在理由やその役割を明らかにしていく必要があると思われる。また、このような機会に、現在の国立大学の窮屈な状況を改める主張を展開すべきであると考え。それらの点を含めて、国大協でその具体的な対応を検討し、積極的な社会的発言をして頂きたいと思う。

以上の説明があったのち、本日配付された「大学の使命と国立大学の役割」について、沢田会長から大略次のような説明があった。

昭和57年5月に臨時行政調査会の部会報告が出されたとき、国立大学協会で基本的見解(57.7.20)を出したが、この中で、「国立大学の使命と役割」についても意見を述べている。先程飯島学長から臨時教育審議会の審議の状況や臨時行政改革推進審議会の動向等について説明があったが、国立大学を取りまく最近の厳しい状況に対して国立大学の役割を世間に認識してもらう必要を痛感したので、その観点からこの冊子を書いたものである。

まず、大学の使命としては、①学術の創造と

継承、②専門的知識人と技術者の養成、③社会の一般的教養の向上と啓蒙された市民の育成、の3つを考え、次に国立大学の役割としては、①我が国の学術研究の場の大きな部分を担ってきたこと、②高等教育の機会の地域的均等化に貢献するとともに、地方における学術文化の向上に貢献したこと、③教育の機会を比較的低廉に提供してきたこと、④我が国の大学全般の研究教育条件の水準の維持に貢献してきたこと等を挙げた。

なお、これの附属資料として添付した「所属別学会誌論文掲載数」は、最近3カ年における代表的な全国誌で調べた国・公・私立別の学術論文の統計データである。

この冊子はまだ不十分なものだが、国大協で国立大学の問題の検討を進める上の参考として提出したものである。

以上の説明ののち、次のような意見の交換が行われた。

- 臨時教育審議会では、地方の大学に対して批判的な意見があるということであるが、どのような意見が出されているのか。
- 現在は、大学関係の問題では入試問題に議論が集中しており、地方の大学に対する批判があるとはいえないが、地方の大学に対する認識は必ずしも十分ではないように思われる。今後大切なことは、地方の大学はその地方のためにどれだけ貢献しているかを積極的にPRすることであると思う。日本全体に対して、また国際的にどのような成果を上げたか、地方のためにどのような人材を養成したか、積極的にPRしてほしい。そしてその声が中央に反映されるよう、資料をもってその存在意義を社会に知らせる必要がある。今

日の経済状況の中で、かつまた、地方の活性化の中で、学問・教育の中心として地方の大学の認識を深められるよう、この機会に積極的にPRしてほしい。なお、審議会の中で今後そのような動きがあればお知らせしたい。

- 国立大学協会は、設立以来30余年、各大学にとって大きな傘になってきたことは事実である。しかし今後、国立大学に対する批判はますます厳しくなると考えられる。そのような事態になったとき、せっかく積み上げてきた国立大学協会の実績を崩すようなことにならないため、国立大学のあり方とその対応策について検討し早急に何らかの方向を出していただきたい。外部の意見で大学の組織等を改めるような事態は、ぜひともさげなければならぬと思うので、積極的に国立大学の成果や功績を発表すべきである。国立大学の地盤沈下を防ぐため国大協としての対応をぜひ考えてほしい。
- 大学の研究教育条件について国際比較を行う場合に、各国の大学の歴史やそれぞれの特殊事情について考慮を払う必要がある。アメリカの大学では、州立、私立を問わず教員の人事交流が盛んであるが、日本の場合は国立大学と私立大学の相互交流はきわめて少ない。そのような違いも考慮しなければならない。
- 第1常置委員会では「国立大学のあり方」について検討することにし、その検討課題の大枠を取り決めた段階であるが、この際各大学で次の3点について自分の大学の評価をしていただきたいと思う。

第1点は、校風を自分で描く努力をしていないと思われるので、自校の歴史と伝統を客観的に書く努力をしていただきたい。

第2点は、日本全体のかかわりや地域とのか

かわり、また単科大学としてあるいは総合大学として、いかにその役割を果たしているかについて現状の分析整理をしていただきたい。

第3点は、10年くらい後の将来展望を描いていただきたい。

国立大学のあり方の問題が身近なこととして対応をせまられているので、国立大学協会として柔軟かつ迅速な対応をするために以上の点についてぜひお考えおきたい。

- 私立大学に対し国大協としていかなる姿勢をとるべきであるかであるが、国立大学と私立大学が互に足を引っ張り合うようなことをすると双方ともに地盤沈下をきたす恐れがある。それよりもお互の活性化を図ることが肝要である。そのため、国立大学と私立大学の代表の間で率直な意見交換をすることが必要であろう。また、大学基準協会の動向にも注意を払っていく必要がある。
- 国立大学と私立大学との均衡のとれた発展を強調したい。外国に匹敵できる大学にするために私学への助成をふやす方向で考えるべきで、単なる平準化を図るため国立大学の投資額を私立大学並みに引き下げるべきであるというような考え方に立つべきではない。
- 臨時教育審議会では秋から国立大学の設置形態について論議するとのことであるが、昭和56年に出された中央教育審議会の答申で提言されたような問題が論議されるのであろうか。
- 臨時教育審議会では、まだその種の議論は行われていないが、議論の過程でそのような問題が出てくるかもしれない。
- 今後国立大学に対する批判がふえてくると思うので、それに対し国立大学の見通しある対策を早急に立てなければならないとの危機

感を覚える。そこで出てくる問題は、国立大学の設置形態、共通第1次学力試験の廃止等の問題から、さらに大学の自治、学問の自由というような聖域の問題まで議論が進むと思われる。これに対応することが、国立大学協会の今後の大きな仕事になると思われるので、特別委員会を作るなどして大学の活性化、国立大学と私立大学の協調性の問題等を検討しておく必要があると思う。

以上をもって当面の「国立大学のあり方」に関する自由討議を終わった。

6. 各地区学長会議の報告について

会長から、前回総会以後に開催された各地区国立大学学長会議の討議状況を各当番大学から報告願いたい旨の発言があり、それぞれ次のような報告があった。

(1) 北海道地区（黒田旭川医科大学長）

北海道地区の学長会議は、1月8日及び5月27日、28日の両日の2回開催され、当面する諸問題について自由討議するとともに、入学者選抜方法の改善について話し合った。また、昭和60年度北海道大学放送講座について説明を受けた。今後のこの会の持ち方としては、定例は年1回国立大学協会総会前に開催し、必要があればその間に適宜開催することとした。

(2) 東北地区（石田東北大学長）

東北地区の学長会議は、5月31日に開催され、学生の臨時増募に伴う教官の増員問題および大学のあり方の問題について討議した。

(3) 関東、甲信越地区

今期は、開催されなかった（10月18日開催予定）。

(4) 中部地区

今期は、開催されなかった（10月22～23日開催予定）。

(5) 近畿地区（松本神戸商船大学長）

近畿地区の学長会議は、6月14日に開催され、外国大学等との学術交流、国際大学都市構想の推進等の国際交流の活性化の問題および昭和62年度以降の第2次試験期日の問題等について話し合った。学術交流については、予算がないので今後どのように対応したらよいかということである。なお、国際大学都市構想及び受験機会の複数化問題については、国立大学協会に具体的方向づけをお願いしたい。

(6) 中国・四国地区

（木村香川大学長、山田島根大学長）

中国・四国地区の学長会議は昨年12月3日及び本年5月30日、31日の両日の2回開催された。12月3日には21世紀に向けての長期的視点に立った国立大学のあり方、および昭和61年度以降における大学生の臨時増募に伴う各大学の対応策、ならびに共同利用研修施設の建設問題、入試改善の進め方等について話し合った。

また、5月30日、31日の両日には、臨時教育審議会における国大協の意見陳述（3月6日）に基づく意見交換および学生の臨時増募に伴う大学の対応策について協議した。

(7) 九州地区（釘宮大分大学長）

九州地区の学長会議は、5月16日、17日の両日に開催され、学生の臨時増募に伴う各大学の対応策および外国人留学生の増加に伴う受入れ体制に関する情報交換を行った。その他、共通第1次学力試験の改革案について意見交換を行った。

7. その他

会長から、次回の第77回総会は、11月13日

(水)及び14日(木)の両日、事務連絡会議は11月15日(金)に神田の学生会館で開催することにした旨諮られ、了承された。

以上をもって今総会の議事を終了し、最後に会長から、次回総会までに任期満了となる吉田東京医科歯科大学長、阿部東京学芸大学長、松田

東京工業大学長、猪新潟大学長、金子金沢大学長、山村大阪大学長に対し、今日までの国立大学協会への協力に対し謝意を表され、これに対して各学長からそれぞれ退任の挨拶があった。

ついで森東京大学長から、会長就任の挨拶があったのち、沢田会長から、閉会の挨拶があって2日間に亘る総会を終了した。

第43回事務連絡会議

日時 昭和60年6月22日(土) 10:00~12:00
場所 東京医科歯科大学1号館特別第1講堂
出席者 各国立大学事務局長
(大学入試センター)白石管理部長
(放送大学)昆野事務局長

石塚事務局長主宰のもとに開会。

◎ 総会状況報告

1. 会務報告

石塚事務局長より、別紙資料「第76回総会概況」および「第76回国立大学協会事業報告」にもとづき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。

(詳細は総会議事要録参照)

(1) 要望書の提出等について

- 1) 勤労学生控除制度に関する要望書について
- 2) 研究技術専門官制度に関する要望について
- 3) 「定年制度施行に伴う退職者の不補充措置」に対する要望について
- (2) 文部大臣との懇談について
- (3) 臨時教育審議会における意見陳述について
- (4) 大学卒業予定者のための就職事務に関する申合せについて

(5) 昭和61年度共通第1次学力試験追試験の実施大学について

- (6) イギリス国大学学長の招待について
- (7) 特別会計制度協議会について
- (8) 日教組との会見について

2. 議事概要

石塚事務局長より、別紙資料「第76回総会概況」および「第76回国立大学協会事業報告」にもとづき、総会における議事概要について次のように説明があった。

- (1) 昭和59年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について
- (2) 昭和59年度国立大学協会歳入歳出決算について
- (3) 昭和60年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

以上の件について別紙「資料6」「資料7」「資料8」にもとづき事務局からの説明と、(2)の監査結果について福田監事(筑波大学長)から適正である旨報告があり、いずれも総会で承認された。については以上の件につき事務連絡会

議においてもご了承願いたい。(了承)

(4) 理事の選任について

別紙「資料9」のとおり新理事が決定した。

(5) 会長、副会長の選任について

総会第1日目の昼休みに開催された新理事会において互選を行った結果、会長および副会長が次のとおり決定した。

会長 森 亘(東京大学長)

副会長 松田 武彦(東京工業大学長)

副会長 沢田 敏男(京都大学長)

(6) 常置委員会委員の選任について

1) 代表者である委員の選任について

別紙「資料12」のとおり新委員が決定した。

2) 教員委員の選任について

別紙「資料13」のとおり去る6月3日開催の理事会において決定された旨報告があった。

(7) 常置委員会委員長選任について

総会2日目の午前中に開催された各常置委員会において委員長の互選が行われ、新委員長が次のとおり決定された。

第1常置委員会委員長 石田東北大学長

第2常置委員会委員長 猪新潟大学長

第3常置委員会委員長 原田岩手大学長

第4常置委員会委員長 黒木茨城大学長

第5常置委員会委員長 鈴木東京外国語大学長

第6常置委員会委員長 有江北海道大学長

(8) 監事の選任について

福田筑波大学長、天野東京水産大学長が監事に選任された。

(9) 各委員会の委員長報告と協議

総会第1日目に、前総会以後の各委員会の審議状況について各委員長から報告があり、総会2日目には、当日午前中に開催された各常置委員会の審議状況について各委員長より報告があ

った。

なお、総会に提案された要望書(「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」「人事院報告の取扱いに関する要望書」「国際大学都市(仮称)の創設に関する要望書」「大学院博士課程の新設拡充・改善充実に 関する 要望書)はいずれも採択された。(詳細は総会議事要録参照)

(10) 入試改善について

第2常置委員会及び入試改善特別委員会の担当する入試関係の問題については、その改革案を審議する関係もあって「各委員会報告」と別に独立の議題として取扱われ、総会第1日目の午後及び第2日目の午後にわたり協議が行われた。

初めに猪第2常置委員会委員長より、昭和61年度共通第1次学力試験の実施に関連し、追試験場については東日本と西日本の二地区とし、東日本地区は東京芸術大学、西日本地区は京都大学に決定した旨報告があり、ついで、両三年にわたって検討を行ったうえこのほど取りまとめられた、各国立大学間および各国立大学と大学入試センター間における入学者選抜に係る資料の交流に関する取扱上の指針を内容とした「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ(案)」について、これの作成に至るまでの経緯と原案の内容について説明があり、同案が了承された。

次に、松田入試改善特別委員会委員長より、入試改善特別委員会が当面の具体的な入試改革案として取りまとめた「中間報告」について各大学の意見を徴したアンケートの結果について、配付資料をもとに説明があり、更に、このアンケートの結果を踏まえて取りまとめた「国立大学入学者選抜方法の改革案について(案)」を提示してこれの承認方を諮られた。

これについて審議が行われたが、各大学より種々意見が提起され、時間の関係もあって第1日目に結論までに達しなかったため、2日目午後後の総会において引続き協議することになった。それで、総会2日目の昼休み時間に入試改善特別委員会と第2常置委員会の合同会議を開催し、総会第1日目に提起された意見を踏まえてその修正案の取りまとめを行い、これを臨時に開催した理事会に諮って了承を得たうえ改めてこれを総会に提案した結果、これが了承された。

(11) 当面する諸問題について

総会2日目の午後、現下の国立大学を取り巻く情勢に鑑み沢田会長が取りまとめた冊子「大学の使命と国立大学の役割」をもとに国立大学の在り方や今後の国大協の対応等について討議が行われた。

(12) 各地区学長会議における討議事項の報告について

今総会に先立って開催された各地区の学長会議における審議の模様について、それぞれ地区

世話大学の学長より報告があった。

以上で第76回総会の全日程を終え、ついで午後5時より会長、副会長、関係委員長等が出席し記者会見を行った。

以上をもって、事務局長からの総会関係事項についての報告を終わり、ついで昨日開催された文部省主催の学長会議の模様について概略次のような説明があった。

学長会議では初めに文部大臣の挨拶があり、ついで宮地高等教育局長、大崎学術国際局長、高野文教施設部長より、各部局の所掌事項に関して説明があったのち、大学の当面する諸問題について種々意見交換が行われた。

その内容は、大学の国際化と留学生政策について、学術情報センターの充実について、学生の臨時増募に伴う予算措置について、特別会計制度について、等であり、それぞれ提案の学長より趣旨説明があり、これに対し文部省関係官から回答があり、意見交換が行われた。

以上をもって本日の会議を終了した。

日時 昭和60年5月21日(火) 10:00~12:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

藤井、黒田、小菅、鞆谷、藤巻、斎藤(代:中村)、北條、八木、新野、檜、添田、保田、中村、石神各委員

下沢、高田、宮野各専門委員

第1常置委員会

山村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、前回(4月12日)に引続いて小委員会より提出のあった報告書(案)についての検討と、これに基づく第1常置委員会としての中間報告(案)のまとめについてご審議をお願いしたい。

以上のように述べられたのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 第1常置委員会中間報告(案)について

これについて、委員長より次のように説明があった。

第1常置委員会としての中間報告(案)については、前回の委員会で、私はその原案を用意してくるというお約束をしたのであるが、本日はその報告(案)の一部として「まえがき」の部分と、「教養教育」の部分を一応取りまとめたので、これについてご検討をお願いしたい。

以上のように述べられたのち、委員長より原案の朗読があり、ついでこれについて審議を行ったが、特に意見もなかったので、意見のある節は次回委員会(6月11日)までに提出することとして、本議題の協議を終わった。

2. 小委員会の報告書(案)について

このことについて、藤巻小委員長より次のように報告があった。

小委員会の報告書(案)の内容については、前回の委員会の際にもいろいろとご意見を伺い、またその後にも私宛に5名の学長から文書をもってご意見を頂いた。

そこで、委員会における意見を小委員会の各メンバーに伝えて修正すべきところは修正していただき、それと5大学長の意見をも参照して私の手許で修正を施した。なお、前回の委員会において、「専門分野別」の問題を取り上げた個所で、自然科学系のところが工学部の問題に偏りすぎているのではないかというような指摘があったので、このことについて下沢専門委員とも相談した結果、理学部の問題をもう一項加えることにしてはどうかということになっ

た。そして、その原案を同専門委員にまとめてもらうことにし、本日それを用意していただいたので、先ずこれについて説明をしていただき、ご審議願うことにいたしたい。

ついで下沢専門委員より、配付の「理学部における教育研究の諸問題」を基にその内容について詳細な説明があった。

以上の説明ののち、山村委員長より次のように述べられた。

小委員会の報告書(案)については、第1常置委員会の中間報告(案)の「まえがき」のところでも述べたように、小委員会から提出された報告書(案)をそのまま中間報告に添えて今総会に提出したいと考えている。

なお、小委員会報告(案)については、これまでにもいろいろとご意見を承っているが、本日は報告書(案)の全般について、特に基本的な点についてご意見があればお伺いしたい。

ついで、報告書(案)の「専門分野別」の部分の各項および「大学評価」の問題について審議が行われ、種々意見が交された。

その結果、基本的な点について修正を要すべき事項については、次回(6月11日)までに小委員会のメンバーにおいて整理して貰い、それを基に更に検討を行ったうえこれを総会に提出することとした。

以上をもって、本日の議事を終了した。

第1常置委員会

日時 昭和60年6月11日(火) 10:00~12:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 山村委員長

藤井, 黒田, 石田, 小菅, 鞠谷, 藤巻, 斎藤(代:
中村), 北條, 八木, 新野, 檜, 添田, 保田,
中村, 石神各委員
下沢, 高田, 宮野各専門委員

山村委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように述べられた。

本日は、「大学の在り方の検討小委員会」が長期にわたって調査研究を行ってまとめた「最終報告」が提出されているので、まずこれについて審議いただき、次いでこの小委員会報告に基づいてその要点を取りまとめた第1常置委員会としての「中間報告案」についてご審議をお願いしたい。

なお、先般公表された臨時教育審議会の「審議経過の概要(その2)」のうち、第4部会の要旨の部分を本日配付しているが、この中には現在当委員会が審議中の“大学の在り方”に関する事柄は盛られていない。しかし、臨教審では、国立大学不要論や、民間活力の導入という観点からの国立大学の学校法人化、あるいは国鉄を例にとった不採算部門の切捨て等の議論も出ており、それらの動きを無視できない状況にある。

一方、臨時行政改革推進審議会の科学技術分科会では、わが国の科学技術の研究開発体制の見直しを求める中間報告をまとめ、現在各省庁、各機関で進められている研究開発を総合的、効率的なものにするため科学技術会議の機能を強化することを提言している。そこでは現在文部省等に配分されている基礎的研究予算を科学技術庁で一括配分するようにしたらどうかというような議論も出ているようであり、国立

大学に対する風当たりが強くなってくる可能性もある。

国家財政全体から見ても、ここ数年予算総額が抑制されている状況からして、上述のような事態に立ち至るといふ危険も皆無とは言えないので、そのような動向に対処する意味でも、次の検討課題として“国立大学の在り方”に焦点を絞って議論を進めておく必要があると考えられる。

そのような緊要な問題もあるが、本日は、これまで検討してきた“大学のあり方”の問題の報告書のまとめについて審議することにしたい。

〔議事〕

1. 「大学の在り方の検討小委員会報告」の取りまとめについて

初めに藤巻小委員長より次のような説明があった。

前回委員会(60.5.21)で「報告書(案)」について種々ご意見をいただいたが、その後もつい最近まで文書をもってご意見をお寄せいただいた。それで、それらのご意見を出来るかぎり報告書に反映すべく、執筆担当者に照会し原稿の加筆修正を依頼したり、また一部の専門委員の方々にお集まりねがい修正等の作業を進めた結果、本日配付の「報告書(案)」の通りのものとなった。

以上の前置きののち、その修正箇所について

藤巻小委員長および高田専門委員より説明があった。

以上の説明に関し次のような意見交換があった。

- 「大学の自己評価に関する記述のうち、「大学の自己評価の目的」の項(57頁)で、“競争原理の導入”について触れているが、これの趣旨について説明いただきたい。
- ここで述べているのは、競争原理は専門領域によって、また評価される場に応じて、大学の活性化をもたらすことになるが、同質性(一元性)や効率性を前提とした競争原理の導入は、専門領域、研究の態様によっては却って問題が生じようという趣旨である。同質性という点については、理工系では比較的問題は少ないが、文科系の場合、その方法論・世界観が根底から相違する場合があります。専門領域によっては、安易に一元化して評価することは却って不活性化をもたらす可能性がある。また効率性に関しては、効率だけを問題にすると、個性的・基礎的研究が生まれにくいというデメリットが生ずる危険がある。小委員会では、そのようなことが話し合われたわけである。

その他文章の表現上の点について若干の修正意見があった。

以上のような意見交換ののち委員長より、本日の意見を踏まえてさらに「報告書(案)」を修正していただいたうえ、来る6月総会にこれを提出して了承を得ることとしたい、と述べられ、了承された。

2. 「大学の在り方について(中間報告)」の取りまとめについて

初めに委員長より次のように述べられた。

来る6月総会に、先程審議ねがった小委員会報告を添付した「大学の在り方について(中間報告)」を第1常置委員会として提出の予定である。この「中間報告」の内容については、前回委員会でその一部を披露したが、本日はそれを含めて全文を配付してあるので、これに関してご審議いただきたい。

以上の挨拶ののち委員長より、「大学の在り方について(中間報告)」(案)の内容について説明があった。その内容項目は次の通りである。

- (1) まえがき
- (2) 教養と一般教育
- (3) 専門分野別教育
- (4) 大学の評価

ついで、この中間報告(案)について逐条的に審議し、概ね次のような意見が交わされた。

- 「教養と一般教育」の項の最後の段落の個所にある“教養の教育にたずさわる教官のあり方”に関する記述については、教養の教官の立場を配慮した表現に改めた方がよいと思う。
- 「専門分野別教育」の最初の段落の終りにある審議経過に関する部分の記述は、「今後検討を継続的にする必要があろう」という程度の表現にしたらどうか。
- 評価に基づく教官の「任免」という点は「審査」という表現にしてはどうか。
- 現在、教官の任用、昇格人事の際など、ある程度評価が実施されているが、大学の活性化のためには、評価に基づく教官の任免という問題は今後非常に重要な課題になると考えるので、この個所は原稿どおりでよいのではないか。
- 同じく第2パラグラフに、「大学に対する評価は大学自身による厳しい自己評価が最も

望ましいことであるが、現状ではほとんど行われていない。行われているとしても極めて抽象的であって、大学の活性化につながっていない」とあるが、小委員会報告にもあるとおり、現在自己評価を実施しているところもあるので、その点を配慮した表現に改めた方がよいのではないか。

- 本報告書は、小委員会が長い時間を費やし十分に審議を重ねた結果取りまとめたものであるので、ここに記載されている事柄について各大学において検討の対象とされるよう希望したい。現在、臨教審が種々の事柄について審議を行っているが、その指摘をうけて

から改革に着手するというのではなく、大学側としてはその自主的努力により、改善すべき点は改善し、守るべき点は守るという姿勢が必要である。

概ね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、本日の協議を終了した。

この「大学の在り方について（中間報告）」（案）については、本日ご指摘のあった部分について修正のうえ、来る6月総会には「小委員会報告」を添付して提出し、中間報告として了承を得たいと考える。

日 時 昭和60年6月20日(木) 10:00~12:00

場 所 国立教育会館 701 研修室

出席者 石田委員長

藤井、黒田、福田、小菅、阿部、藤巻、花輪、北條、八木、近藤、山村、檜、添田、安永、中村、遠藤各委員
下沢、宮野各専門委員

第1常置委員会

議事に先立ち、山村委員（大阪大学長）が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、その結果、石田委員（東北大学長）が委員長に選任された。

2. 今後の審議事項について

初めに石田委員長から次のように述べられた。

本委員会の今後の審議事項については、今回、これまで2年半に亘って検討を続けてきた

「大学の在り方」についての中間報告がまとまったので、その審議内容を継承して、特に「国立大学における大学のあり方」に問題を絞って検討を行うことにしたい。

このことについては、いろいろな視点、例えば国際的観点、社会的観点等からも検討を行わなければならないと思われるが、特に「大学の評価」という点について十分な検討が行われなかったようなので、今後、この点を中心にして審議を行っていきたい。

おおむね以上のような説明があったのち、これについて次のような意見の交換があった。

- 社会的にみても、国立大学に対する風当たりは強くなっており、臨時教育審議会からも非公式にいろいろな指摘をうけている。例え

ば、国立大学の民営化（学校法人化）等の意見も出されており、これらのことに対処するためには、国立大学としてしっかりと理論武装をしておかなければならないのではないかとと思われる。

- 最近、筑波学園都市周辺に各省庁が研究所を設立し、多額の研究費を使用して研究を行っているようである。今までは、研究者の育成は大学のもとで行われていたが、このような状況のもとで、若手研究者がそちらの方面に流れているようであり、このことは、国立大学の活性化を阻む一つの要因となっている。
- 国立大学は、施設としては金がかかり過ぎるし、研究者は、消費するのみであるというような見方が強まっているが、国立大学が社会に貢献する優秀な研究者を産みだしていることは事実である。経費の面からみれば、私立大学との対比において批判される部分はあるが、国立大学には、国立大学としての使命があり、大学を全て学校法人化するということに対しては危惧の念をもっている。
- 大学の在り方について、国際的に他国と比較してみてもどうか。

例えば、日本の大学は、研究と教育が共存しているが、英国では教育と研究は、分けて考えられている。また、中国においても、主な研究は、科学院で行われており、大学においては、基礎研究を重要視する傾向にあるようである。

- 産学協同問題の在り方についても、審議する必要があるように思われる。
日本の企業は、ここ数年開発研究の他、基礎研究、バイオテクノロジー、エレクトロニクス等に力を入れており、このような意味からも、工学・医学等理科系のような日のあたる

分野には企業は金を出し、設備投資等を行っているが、人文系にはそのようなことは少ない状況にある。

これらのことを整理し、大学でなければ出来ないことをみだし、アピールする必要があるのではないかと。

- 大学の在り方を考えるとき、我々は、大学人の立場で考える傾向があるが、一般人の認識は、年と共に変化してきており、外から見た国立大学として、今何をすべきかということ論じていかなければならないのではないかと。
- 今まで人文系で国立大学が研究の中心であったのは、文献・資料等が豊富で優れた研究を行うことができる状況にあったためであるが、今後は文献・資料の独占ができる状況ではなく、私立大学と国立大学の研究者の差がなくなっていくであろう。
- 私立大学の方の意見を聞くと、教官の担当する授業のコマ数及び学生数、研究室等設備の面については国立大学はかなり恵まれており、その格差について不満がみられるようである。また、経費面についても、私立大学から国立大学への批判が強い。これらのことを踏まえて、国立大学の在り方について、考えなければならないと思われる。
- 公立大学との対比の点からも国立大学の在り方について考えてみる必要があるのではないかと。また、放送大学の活用についても考慮する必要がある。
- 国立大学と私立大学の関係について考えると、理工系を例にとると、私立大学は、多数の学生を採らなければならないため、時流に即応した研究、教育に偏る傾向にあるが、国立大学は、文化の継承の担い手という

立場から研究を進めていくべき点もあり、次の時代に継続して勉強出来る状況を作っていく必要がある。

このように、私立大学がやらないようなことを行うのが、国立大学の在り方の一つではないか。

○ 研究者養成については、大学院出身者以外の企業出身者からの教授登用が可能になり、民間企業の研究者の一般レベルも大学を凌駕するほど上がってきているので、他の研究機関との関連からも、大学における大学院制度のあり方を考え直さざるを得ない状況にきているのではないか。

○ 国際化が進展しており、外国からの留学生が増えてきているが、他国では、学位がなければ教授になることが出来ない国が多い。

しかし、日本では、特に文科系の学位授与状況は、極めて低い状況にある。大学は、未来社会の研究後継者を育成するという観点から、これらの点を改善していかなければならないのではないか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、石田委員長から次のような提案があり、了承された。

本委員会の今後の審議を円滑に行うため、次の6つの班をつくり、次回までに問題点の洗いだしを行っていただきたい。

1. 「社会から見た国立大学の在り方」
(北條委員を中心として)
2. 「他大学との比較における国立大学の在り方」
(添田委員を中心として)
3. 「国外から見た日本の国立大学の在り方」
(近藤委員を中心として)
4. 「人文科学系の活性化を目標とした国立大学の在り方」
(阿部委員を中心として)
5. 「学内の後継者養成からみた国立大学の意義と在り方」
(花輪委員を中心として)
6. 「行財政硬直化の実例からみた国立大学の在り方」
(福田委員を中心として)

以上をもって本日の議事を終了した。

次回7月29日(月) 14:00~16:00

日時 昭和60年5月28日(火) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 猪委員長

帷子、久佐、小野、井出、金子、丸井、井沢、脇坂、山田、田中、坂上、松山、江橋各委員

猪岡、金子各専門委員

(大学入試センター) 堯天所長、肥田野副所長、白石管理部長

第2常置委員会

猪委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 入試改善に伴う実施方法の検討について

初めに委員長より次のように述べられた。

大学入学者選抜方法の改善について先に入試

改善特別委員会では、当面の改革案(共通第1次学力試験の出題・解答の教科・科目についておよび受験機会の複数化について等)についてその基本的見解を「中間報告」として取りまとめるとともに、これに基づき作成した「入試改善に関するアンケート」を各大学宛実施し、目

下その回答の集計中である。

この入試改善特別委員会の審議の進展に対応して、去る3月12日に第2常置委員会小委員会と入試教科目改訂専門委員会（第2常置委員会の下部組織）との合同会議を開催して、共通第1次学力試験の出題・解答の対象とする教科・科目について等の問題について検討した。また、この改革の実施に当たってはこれの具体的な内容および実施の細目等について早目に検討をすすめておく必要があると考えられたため、第2常置委員会と大学入試センターの実施方法専門委員会関係者とで構成する「入試実施方法検討合同委員会」（第2常置委員会＝猪委員長、小野、丸井各委員、宮崎、松井、金子各専門委員。実施方法専門委員会＝肥田野副所長、清水、湊、熊本各委員。なお、その後入試改善特別委員会より小林委員が加わった）を設けて、これについて検討を行ってゆくこととした。

その後、この合同委員会を2回（4月4日、5月16日）開催し、共通第1次学力試験の改革に伴う実施上の諸問題について検討を始めた。4月4日の合同委員会では、出題・解答の対象とする教科・科目について、職業科出身受験生に対する措置について、試験教科・科目を5教科5科目とした場合の配点・試験時間について、等のほか、受験機会を複数化した場合の実施上の問題点について協議を行った。また5月16日の合同委員会では、入試センター試験問題作成部会の現代社会部会長、政治・経済分科会長、理科部会長の三人の出席を求め、出題・解答の対象とする教科・科目について、「理科Ⅰ」および「現代社会」を中心に意見交換を行ったほか、受験機会の複数化に伴う実施上の問題点についても検討した。

以上が前回委員会以後開催した入試実施方法

検討合同委員会における審議の要点であり、これについて丸井委員より詳しく説明をしていただいたうえで、入試改善に伴う実施上の問題点等についてご協議いただきたいと考える。

ついで丸井委員より、入試実施方法検討合同委員会における審議状況について詳細な説明があった。その内容は概ね次のとおりである。

(1) 共通第1次学力試験の出題教科・科目を現行の5教科7科目から5教科5科目とした場合（入試改善特別委員会では「国語、数学、外国語、社会、理科の5教科の問題を作成し試験を実施する。社会および理科の受験科目数は1とする」とする案が考えられている）の各教科・科目の配点および試験時間について現行各教科の配点についてはそれぞれ200点合計1,000点満点となっているが、社会および理科の受験科目数をそれぞれ2から1とした場合、その配点と試験時間について何らかの調整を図る必要があると思われたため、これについて協議を行った。その際出された案として次の3つがある。

- ① 国語、数学、外国語については従来どおり各200点、理科および社会については各150点、計900点とする案。
- ② 国語、数学、外国語については従来どおり各200点、理科および社会については各100点、計800点とする案。
- ③ 各教科とも100点、計500点とする案。ただし、理科および社会については試験時間を他の教科より少なくする方向で考える。

(2) 受験機会の複数化について

受験機会の複数化について、今回のアンケートでは具体的な実施案を示すことなく「第二次試験に一定の実施期間を設け、各大学・学部は

この期間の中で自由に試験期日を設定することに対して賛否を問う形に留まっている。これについては「中間報告」の中に、第二次試験の複数化の具体的方策として、3月上旬の10日間くらいの間に、①各大学を受験期日を異にする二つの群（前期、後期）に分ける、②この期間内に各大学は自由に試験日を設定する、という二つの考え方が示されているが、入試改善特別委員会としてまだその方向が固まっているわけではない。

なお、この受験機会の複数化の問題について、以前学長個人宛に行ったアンケートの結果では、第二次試験の実施期日を「原則として3月4日と5日に行うが、希望する大学はこれより後の時期に行ってもよいとしたとき、後の時期に行うことになる可能性」についての質問に対して「かなり可能性がある」と「いくらか可能性がある」が合せて30数大学(学部)あった。しかし、これらの大学はどちらかというと比較的規模が小さい方に片寄っている傾向がみられる。これについて入試改善特別委員会の論議では、この程度の数であっても大学の自主性を尊重しいわば“自然体”の形で複数化に踏み切ったうえ徐々に改善を図ってゆくのがよいのではないかという意見がある一方、何らかのルールに基づいて各大学を例えば前期校・後期校というようにでも分けたうえで実施に移した方がよいという意見もあるが、いずれにしろ第2次試験の受験の機会を複数とする考え方に立っている。しかし、これについては、その具体的な実施の方法およびこれを実施した場合の、入学辞退者の増加による定員割れ、これに伴う補欠補充の調整等、試験事務処理上の困難性、更に大学入試センターにおける業務処理の技術的な問題等がある。このように、この受験機会の複数

化の問題については幾つかの複雑な要因が絡み合っているため、今回のアンケートの結果を見たうえで、いずれ具体的な案をもって再度各大学宛アンケートを実施し、出来れば来る秋の総会で決定できるよう取り運びたい考えである。

(3) 共通第1次学力試験の出題・解答科目における「現代社会」および「理科I」の取扱いについて

4月4日の合同委員会において共通第1次学力試験の出題・解答の対象とする教科・科目について検討を行った際、「現代社会」および「理科I」を出題・解答の対象科目から外すことについて、試験問題作成側の意見を徴してみてもどうかということになり、去る5月16日の合同委員会に大学入試センターより、谷嶋現代社会部会長、新保政治・経済分科会長、中西理科I部会長の出席を求め、それぞれの科目について問題作成の立場から意見を聞くとともに意見を交換した。この両科目の取扱いについて、問題作成側の立場から述べられた見解は、①この両科目は高校教育課程の中になんかなり定着している実態があり、②これの本年度の試験問題の内容に対する一般の評価は好評である、③国大協での数年に亘る検討を経て今回初めて試験科目に取り入れたばかりである、ことなどのことを勘案すると、これを共通第1次学力試験の出題・解答の対象科目から外すことは好ましくない、ということであった。

合同委員会における審議内容について以上のような説明があったほか、「大学入学者選抜方法の改善に関するアンケート」の回答の集計状況について報告があった。

以上の説明についておおむね次のような意見交換があった。

- 「入試改善に関するアンケート」の依頼文中に、各大学・学部が受験生に課す共通第1次学力試験の教科目を今年7月末までに公表されたい旨が記されているが、これについては、出題・解答各教科・科目の配点が決まらないと大学側として最終的に決めることが難しいので、早く決めてほしいという意見があった。これはもっともなことと思われるので、速やかにこれを検討のうえ決める必要があろう。

それから、受験機会の複数化についてのアンケートに関する意見として、提案の趣旨には反対ではないが、具体案が示されていないと回答がしにくい、という意見もあり、これについても、今回のアンケート結果を踏まえて更に検討をすすめる必要があろう。

- 共通第1次学力試験の出題・解答教科・科目についてのアンケートに関し、ある大学では、理科の出題・解答科目の中に「理科Ⅰ」を含めるということであれば、理科については共通第1次学力試験を利用することは見合わせたいという意見もある。
- 入試改善会議に加わっているある高校長の個人的意見であるが、「理科Ⅰ」および「現代社会」を共通第1次学力試験の出題・解答の対象から外すのではなく、この科目も選択科目に含めて“横並び”としてほしい旨が述べられた。なお、これは高校長の多数も同様の意見であろうということである。
- 大学入試センターでは、昭和62年度共通第1次学力試験の試験問題の作成作業を始めたところであるので、「現代社会」と「理科Ⅰ」の取扱い、および各教科・科目の配点・試験時間等を早急に決定していただきたい。
- 大学入学者の選抜方法について大幅な変更

を行う場合には、その大綱を2年前に公表することが慣例となっており、来る6月総会において入試改革案が承認されれば昭和62年度よりこれが実施されることになる。そうなる、各大学はそれぞれの大学・学部における共通第1次学力試験の試験教科を速やかに決めるとともに7月末までにこれを公表する必要がある。なお、受験生の受験準備の便宜等のことを考えると、第2次試験の試験教科目についてもなるべく早く公表することが望ましいのではないと思われる。

- 各大学・学部における共通第1次学力試験の試験教科については速やかに決定しなければならないであろうが、第2次試験の教科目の方は受験機会の複数化との絡みもあって7月末までに決めるというのは難しいことと思われる。
- 入試改善特別委員会では、入試改革案のうち受験機会の複数化については、まだ具体案が固まっていないのでその方針だけ決めたいという考えである。そして、総会終了後、これの具体的な実施案を示して各大学宛アンケートも実施したうえ最終的に決定したいということを考えている。
- 受験機会の複数化については、希望する大学・学部だけ後の方に回すという方法でスタートしてはどうかとする意見と、複数化を実施するからには全大学をバランスのとれた二つのグループ（前期と後期）に調整して実施すべきとする意見、の二つに分けられるのではなかろうか。
- 第2次試験について各大学・学部を前期校と後期校に分けることについては、以前のⅠ期校・Ⅱ期校制への復帰に繋がりがかねないので賛成できないとする意見も少なくない。そ

うすると、受験機会の複数化については、当初は一定幅の第2次試験の試験実施期間の中で希望する大学は自由に試験期日を後にずらすという“自然体”の形で始めるのが無理がないように思われる。

- その場合、試験期日を後にずらす大学・学部が少ないと、それらの大学・学部では受験生の競争倍率が高まることになるであろうし、また入学辞退者がふえて定員確保に苦勞するといった問題も生じてこよう。
- 一部少数の大学だけが後に回ったという程度では、世間の期待に応えられないのではないか。
- 私の大学では、受験機会の複数化を図ることについては異論はみられないが、その具体的な実施の方法において、仮に全国立大学を前期・後期に固定的に分けて第2次試験を実施するというのであれば、学部によっては賛成できないという意見もある。

おおむね以上のような意見交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

共通第1次学力試験の改革に伴う問題について入試実施方法検討合同委員会等の審議情況をご報告するとともに、これをもとに種々ご協議いただいたが、共通第1次学力試験の試験教科・科目を5教科5科目とした場合のそれぞれの配点、試験時間等についての問題は、合同委員会において引き続き検討を進めることにしたのでご了承いただきたい。それから、受験機会の複数化については、同合同委員会に首都圏大学より何人か入学主幹の出席を求め、大学側の実施上の問題点についての意見もききながら検討を進めたいと考える。

2. 「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ(案)」について

これについて委員長より次のように述べられた。

本案については、昨年10月18日開催の理事会において、これの作案の趣旨と経緯について説明のうえ審議したが、種々意見があったのでそれを基にさらに検討し、このたび配付のような修正案を取りまとめた。これについてご審議のうえご了承が得られれば、これを来る6月総会に提出することとしたい考えである。なお、本案については、国立大学相互間のほか、本申合せの趣旨に基づき各国立大学と大学入試センターとの間にもこれを適用したいが、その方法として本案にこの旨附記するのがよいか、あるいは別途両者間で申合せを締結する形にした方がよいか、併せてお諮りしたい。

これについて審議を行った結果、同案を了承し、また各国立大学と大学入試センター間の相互協力についての取り決めの方式については理事会に諮って決めることとした。

以上の問題のほか、昭和61年度共通第1次学力試験の追試験の試験場について、委員長より、本年度同様東日本地区および西日本地区の二箇所とすることとし、東日本地区については東京芸術大学に、西日本地区については京都大学にお願いすることとしたい旨諮られ、了承された。

ついで、共通第1次学力試験の受験場の地区割りに関し委員長より、鹿児島地区の受験場の一部変更(鹿児島大と鹿屋体育大間の話合いに基づく)について、及び埼玉地区の志願者の増大に伴う東京地区の地域割の変更についての協力の要請(埼玉大学長より第2常置委員長宛)について説明があり、本日の会議を終了した。

日 時 昭和60年6月20日(木) 10:00~12:00

場 所 国立教育会館中会議室

出席者 沢田会長

猪委員長

小林, 帷子, 久佐, 小野, 井出, 鞠谷, 金子,

湖木, 丸井, 脇坂, 谷口, 山田, 田中, 木村,

坂上, 井上, 保田, 松山各委員

宮崎, 松井, 猪岡各専門委員

第2常置委員会

議事に先立ち、猪委員（新潟大学長）が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

〔議事〕

1. 委員長の選任について

まず、委員長の互選を行い、猪委員（新潟大学長）が委員長に再任された。

なお、猪委員長の学長任期が10月に満了となるので、その後は丸井委員（愛知教育大学長）が委員長に就任することが決定された。

2. 共通第1次学力試験の改革に伴う実施方法の検討について

このことについて委員長より次のように述べられた。

入試改善特別委員会の「国立大学入学者選抜方法の改革案」においては、共通第1次学力試験の実施教科・科目について「国語、数学、外国語、社会、理科の5教科とし、社会、理科の受験科目数はそれぞれ1科目とする」としているが、この改革に伴う実施方法上の問題について第2常置委員会と大学入試センターの実施方法専門委員会の合同委員会で検討してきた。それで、その審議の経過について松井専門委員より説明をお願いしたい。

ついで、松井専門委員より次のような説明があった。

現行の共通第1次学力試験は5教科7科目を課し、その配点については各教科200点の合計1,000点満点で実施しているが、この5教科7科目から社会、理科の受験科目をそれぞれ1科目とする5教科5科目に変更するに当たって、その配点と試験時間をどうするかが問題となるので、これについて審議を行った。その際の論議では次のような幾つかの案が出された。

- ① 社会、理科はそれぞれ1科目に減るが、本来5教科均等という精神に立つと、各教科200点、合計1,000点満点とする。
- ② 社会、理科の科目数がそれぞれ1科目となったからとて、その配点をいきなりこれまでの半分に減ずるのは教科間の均衡を失することになるので、国語、数学、外国語は各200点、社会、理科は各150点とする。
- ③ 社会と理科は、2科目から1科目になることを明確にするために、その配点もこれまでの半分にし、国語、数学、外国語は各200点、社会、理科は各100点の合計800点とする。
- ④ 従来の1,000点満点による1点刻みの成績評価に対する批判を解消するため、各教科100点、合計500点満点として教科の均衡も図り、新しい観点から採点方法の見直しを行う。

以上の各案について慎重に検討した結果、国語、数学、外国語は各200点、社会、理科は、各100点の合計800点満点とする案に一応到達した。その理由としては、負担軽減ということでも5教科5科目に変更する以上、それが具体的な数字の上でも明確に表れた方がよいと考えたからである。これを、もし社会、理科を150点とし、その配点に相応した試験時間あるいは問題数を課すとなると、負担軽減の趣旨が没却される恐れがある。

また、試験時間については、従来、国語、数学、外国語は各100分、社会、理科は複合科目ということをお案して120分としていたが、変更後は、国語、数学、外国語は各100分(200点)、社会、理科は各60分(100点)とする。

ただし、共通第1次学力試験は、高等学校における一般的、基礎的な学習達成度を計るという基本理念に立つと、社会、理科が $\frac{1}{2}$ のウエートでよいのかという議論も出てくるので、この点については次のように措置することとした。

国語、数学、外国語は各200点、社会、理科は各100点ということは、社会、理科が、他の教科の $\frac{1}{2}$ のウエートでよいという考えを示すものではなく、単位数からすると国語、数学、外国語は約8単位、社会、理科は1科目の標準単位数が4単位であり、ほぼ2対1である点を勘案して200点と100点にしたのであり、教科のウエートを2対1に考えたものではない。

したがって、各大学・学部においては、見掛け上合計が800点満点になっているというように考え、傾斜配点を行う際は、従来とは別な概念で共通第1次学力試験の配点を調整し、第2次試験との総合判定に際しては学部、専門分野の特性により自主的判断によって成績利用の方法について考えていただきたいということであ

る。以上のことを付帯事項として上述のような配点としたわけである。

なお、共通第1次学力試験の配点および試験時間が決定された後、大学入試センターが6月末に印刷物を作成し、これを全国各高等学校・教育委員会に連絡することになっている。

もう一つ重要なことは、共通第1次学力試験は60年度から総点の平均点・標準偏差を「中間発表」と「最終発表」の2回に分けて公表し、「中間発表」をもって受験生は自己採点により受験志望校を決めるという方式をとってきた。しかし今回、受験教科数が各大学の決定に委ねられることになると、一大学でも受験教科数が異なった場合は、800点総点の平均点・標準偏差を公表することが無意味になる。したがって、各教科・科目毎の平均点・標準偏差を公表することになると思われるので、この委員会では基本的な立場を決めていただき、それを大学入試センターに連絡することにいたしたい。

以上の説明について、次のような意見の交換があった。

- 社会・理科の試験時間については、受験生が試験問題の全体を掌握し、それから解答するという事情を考慮し、70分あるいは80分としてはどうかとの意見もあった。しかし、配点を従来の半分にした場合、試験時間を半分にしないのでは何か誤解を生むことになり、また出題側としても対応が難しい。60分または70分のどちらが適切かという答は結論を得ていないが、70分とするの特別な理由を見出すことは難しいので、試行の意味も含めて60分とし、その結果からこれが無理であるならば考え直すこととしたいと思う。
- 試験問題数については、大学入試センター

の研究部でも研究しているが、共通第1次学力試験は、学力に関する能力を見るのであって、手先のテクニックを見ることではない。したがって、60分60問程度が適当と考えるが、時間が半分となった場合の基礎的時間の食い込みを考えて、問題数は従前よりやや控えめにしよう検討している。

概ね以上のような意見の交換があったのち、沢田会長より、昨日の総会で審議された「国立大学入学者選抜方法の改革について（案）」の内容に関し、「入学志願者に要求する共通第1次学力試験の受験教科の数は、各大学の決定に委ねる。」ことを基本原則として前面に出し、「5教科5科目を課す」という点は希望条項としてその後記すよう修正することが適切ではないかとの提言があり、この旨を了承し、このことを入試改善特別委員会に申し入れることとした。

3. 受験機会の複数化について

委員長より、受験機会の複数化について、丸井委員より説明願いたい旨述べられ、同委員より次のような説明があった。

受験機会の複数化の問題は、入試改善特別委員会でも入試改革の重要な課題として検討されている。国立大学の入学試験は新制大学発足以来、Ⅰ期校、Ⅱ期校制の下に2回の受験機会が与えられていたが、昭和54年度からの共通第1次学力試験の実施と同時にこれが廃止されて受験は1回とされた。

このように国立大学の受験機会が2回から1回に減った結果、合格本位の傾向が生じ、いわゆる輪切り現象や受験生の志望を無視した進路指導等が行われ、受験生の間にチャレンジ精神

が失われるというような憂うべき事態が生じてきた。

このような事態の改善を図るため、受験機会の複数化が検討課題となってきたが、この複数化を実施する場合、その一案として、3月1日から10日までの間に試験期日の異なる2つないし3つのグループを設定し、各大学がそのグループを選択する方法が考えられる。現在の試験期日を移動することについては、1月に実施した各大学長宛の予備的アンケートの結果では、12~3大学が試験日を遅らせる可能性があると回答している。この場合、定員留保あるいは追加募集により2次募集を行っている大学は余り成果があがらないことになるので、細かいスケジュールについては、大学入試センターおよび各大学で検討することが必要である。

今のところ、受験の機会は2回とし、共通第1次学力試験出願の際に受験生に2つの受験志望大学を届け出させることにする方法を考えているが、これについては、いろいろなケースによるシミュレーションを考え、技術的な問題、辞退者増加による定員割れ、大学事務の繁雑を軽減すること等についての検討が必要である。

以上の説明について、次のような意見の交換があった。

- 高校側は、受験の機会が複数化されるならば、前もって2つの大学を出願させることはかまわないという意見のように聞いている。
- グループに分けて試験を実施する場合、以前のⅠ期校、Ⅱ期校制と同じようなことにならないのではないか。
- 入学辞退者の増加による定員割れの対策が大変だということに対しては、私立大学が現にやっていることをなぜ国立大学はできない

のかという批判が出てくるであろう。

- 受験機会の複数化については、アンケートでは総論賛成とする大学が多かったが、もう少し具体的に内容を詰めないと言えられないという回答も目立った。具体的な内容を示したうえで、何回かアンケートをする必要があ

る。

概ね以上のような意見の交換があったのち、この受験機会の複数化の問題については、入試改善特別委員会と連携し具体的に話を進めていくこととした。

以上をもって本日の会議を終了した。

第3 常置委員会

日時 昭和60年5月15日(水) 13:30~16:00

場所 学士会分館8号室

出席者 世良委員長

原田、山田、須甲、吉田、辰野、柳田、鈴木、

能勢、水野、榎本各委員

小路、立野各専門委員

世良委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長から委員等の交代について次のように報告があった。

根本専門委員が退任され、その後任として石井久夫大阪大学事務局長が新たに専門委員に就任した。また、柳田委員(富山大学長)には来る6月12日に学長任期満了により退官されるので、その後任に大井信一(新)富山大学長が就任されることとなっている。

なお、水野委員から健康上の理由をもって辞任の申出があったので、その後任を同委員の所属大学である大阪大学長に依頼して推薦方をお願いしたのでご了承いただきたい。

以上の報告があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. ヘルスケアシステムについて

このことについて、委員長から次のように述べられた。

この「学生の精神的健康維持機構の整備について(案)」(配付資料)は、小委員会の検討を経たものであるが、本日本委員会の審議を経て

委員会としての正式見解といたしたい。なお、去る2月28日の理事会にこの原案を提出し、説明をして大筋の了承を得ているので、ご了承いただきたい。

以上のような次第で、本日の審議で委員会の承認が得られれば、この案を6月の総会に提案し、各大学の参考に資することにしたいので、よろしく願いたい。

以上の説明ののち、同案の内容の紹介があり、異議なくこれを承認した。

2. 保健管理センターの整備充実について

これについて、小路専門委員から配付資料(アンケート及びアンケート中間報告)に基づいて次のような説明があった。

このアンケートを行った動機は、委員長から、次の委員会で「保健管理センターの整備充実の問題」を取り上げたいので、何らかの検討材料を用意してもらいたいとの要請があったことによるものである。それで、保健管理センターについて各大学では現在どのような形で現状をとらえ、将来像についてはどのような考えを

もっているかなどを基礎資料として用意すれば、何らかの形で討議の材料になるのではないかと考え、実施したのがこのアンケートである。

このアンケートの内容は(1)職員の構成について、(2)事務機構について、(3)業務内容について、(4)教育について、(5)研究について、(6)所長の処遇について、(7)センター教官の資格審査について、(8)将来のあり方(位置づけ)について、の8項目について回答を求めたものである。

また、このアンケートの結果を「中間報告」としたのは、今のところ84%の回収率であり、全部回答が集まった時点で改めて最終的な報告書をまとめたいと考えたからである。

以上の前置きののち、アンケート中間報告の内容について概ね以下のような報告があった。

カウンセラーとケースワーカーを合わせた数と、精神神経科系の医師数とは、ほぼ同数である。

医師は内科系の者が多い。

保健婦・看護婦・臨床検査技師は今回初めて調査したが、保健婦の数は案外少なかった。

専任の事務官のいない所が多い。

学生以外の職員の健康診断を行っている所は86%と多いが、医師やレントゲン技師を外部応援に依存している所が多い。

研究の現状について不満をもっている所が多い。その主な理由は人員不足、研究費不足、研究設備の不足などに起因している。

将来の位置づけについては、教育研究機関としての位置づけを希望する所が圧倒的に多い。

概ね以上のような報告があったのち、これについて次のような意見交換が行われた。

○ 医学部の専門担当教官が保健管理センター

の専任教官へ転任した場合、従来の専門領域の研究をしようと思っても、学生の健康管理という立場からして研究テーマを設定することが困難であるので、研究ができる環境を創ることが必要である。

○ 保健管理センターの教官の研究のための補助金についてであるが、保健管理センターでの研究が果して科学研究費申請の条件に適合するか否か疑問がある。保健管理センターで科学研究費を受けている者の大多数は、センター所属の教官になっても、他の学部で科学研究費に連なる研究に従事することによってこれを受けている現状であって、ここらあたりがセンター職員の意欲高揚に悪影響を及ぼしている一因ではないかと思われるので、この問題を取り上げてもらいたいと思う。

○ カウンセラーの身分・待遇・研修・研究面についても医師と同様に考慮されたい。

○ 保健管理センターの整備充実ということは、センターに研究教育の性格をもたせるということが重点となるのであろうか。従来のようにその管理運営を厚生課長の下においておくのがよいのかどうかは問題であるが、仮に学生部から分離したとしても、学生相談の機能から遊離しないような組織体制にすることが必要である。しかし、何れにしても精神医学的領域と社会心理学的領域及び内科・外科的領域の三つに教授席が必要である。

○ 保健管理センターの研究領域は、センターに所属する医師の研究の場合であっても、その研究結果は社会心理学か社会教育学の領域に属するのではないかと思う。何れにしても医学との境界領域に関わるものになるろう。

○ 保健管理センターにおける「研究の現状」に関して研究室が不足していると回答した所

は、次のような状況の下に置かれている。現在、保健管理センターは、表向きは研究施設となっていないので、センターの学生休養室や検査室などを内部改造し、悪条件のもとで、本人固有の研究を続けているという状況である。このような状況を改善するためには保健管理センターの位置づけを明確にして、魅力のある組織にすることが必要である。

- 10年ほど以前に、保健管理センターの事務機構の整備が話題になったことがあったが、その時には、各大学の規模によりいろいろ違った方法があってもよいのではなからうかということであった。これは、学生部から独立した場合、人員組織や予算面において小規模なものになってしまうと却って不便なものになり、機能を十分に発揮できなくなるのではないか、という理由からであった。
- 定員削減を受けた学生部の定員不足を、保健管理センターから職員を引き揚げることに

よって補うなど、センターにしわ寄せができてきている状況があるが、センターの定員は確保しておきたい。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。

本日は保健管理センターの整備充実という課題の下に、主として法令上保健管理センターをどのように位置づけるか、センターの教授定員は最小限度何名を必要とするか、センターの事務機構はいかにあるべきか、科学研究費申請における研究領域とセンターでの研究との関連、などの問題について討議したが、今回は引き続きこの保健管理センターの整備充実に関する問題について審議したい。

以上で本日の協議を終わり、最後に委員長より本日の委員会をもって委員を退任される柳田友道委員および水野克彦委員に対し謝辞があり、両委員より退任の挨拶があって閉会した。

第3 常置委員会

日時 昭和60年6月20日(木) 10:00~12:00
場所 国立教育会館702研修室
出席者 原田委員長
林, 山田, 世良, 須甲, 吉田, 辰野, 鈴木, 吉利, 木多, 福井, 松本, 高木, 森本, 吉武, 榎本, 古川各委員
小路, 立野, 石井各専門委員

議事に先立ち、世良委員(宇都宮大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、その結果、原田

委員(岩手大学長)が委員長に選任された。

2. 保健管理センターのあり方について

初めに委員長から、保健管理センターのあり方を探るうえでの重要な課題である“保健管理センターと学生部との関連”ということについて次のような問題提起があった。

① 保健管理センターの整備充実の観点から、

保健管理センターを学生部内の一部署として位置付けておくことの可否。

- ② 学生の精神衛生面の関係からみた場合、保健管理センターを学生部から切り離すことの是非。
- ③ 保健管理センターの現状を打開するための最低限の財政、定員上の措置。
- ④ 保健管理センターの事務機構の独立の問題。

以上の提言に関しておおむね次のような意見の交換があった。

- 保健管理センターと、センター教官の本来の研究の場との関係を維持できるようにすることも重要な問題である。それは、当該大学に医学部が有るか否かにも影響される。さらに、保健管理センターの教官の専門が内科方面か、また精神科方面か、そのいずれが良いかということも、保健管理センターの設立の目的との兼ね合いで問題となる。
- 最低限フィジカルな面、メンタルな面を受け持つ2人の専門教官を配置できるよう要求する必要があると考える。
- 保健管理センター内で教官が本格的な研究を行うことは困難な実情であるが、医師を採用する場合には、本来の研究を続けられるような措置をする必要がある。ただし、この問題は医学部の有無等、各大学毎に、その実情に応じた解決方法を採用すべきである。
- 保健管理センターの問題については、現在は各大学で千差万別の対応をしている状況であるので、各大学に共通した問題を検討することが差し当って必要なことと思われる。また、保健管理センターと学生相談所との関連については、すでに一応の結論が出ている

が、学生部との関連が未解決である。保健管理センターとしては、研究の場を確保すること、教官2名、事務職員1名を確保し、保健婦・看護婦の配置を要求することが必要と思われる。

- 新設医大で保健管理センターに内科医の採用を考えたところ、文部省から、新設医大においては内科医は学内の病院にいるため不要であり、むしろ純然たる精神科医の採用が望ましい旨の意見が出た。今後はこのように取り扱われるのではないと思われる。
- 本学の保健管理センターでは内科と精神科の医師を採用しているが、2名とも週に何日は元の所属大学の研究室に向いているため、常時保健管理センター内にいないことに対して看護婦等から不満が出ている。
- 本学は新設医大であり、現在保健管理センター教官の人選を進めつつあるが、医学部を持つ大学ということもあり、どの専門の教官とすべきか検討中である。また、保健管理センターでの研究教育をどのように行うべきかについての議論は、今のところなされていない。一般に、医学部を持つ大学はいいが、持たない大学の保健管理センターの教官の研究教育への携わり方は難しい問題である。
- 最近における臨床医学から予防医学への移行の趨勢に伴い、今後は保健管理センターにおけるような職を専門とする人も増えてくるのではないかという議論もあるが、医学関係者によれば、現実には、そのようにはなりそうもないということである。
- 内科医等であっても、保健管理センターにおいては、保健管理に関心のある医師の採用が望ましい。
- 保健管理センターの医師に対する処遇を考

慮し、そこに定着しやすいようにすることが望まれる。

- 文部省では、保健管理センターは学生の健康管理がその本務であると考えている。大学からは保健管理センターを研究機関とすることの要望が強いが、医学部のない大学の場合、それは現実的に無理がある。保健管理センターを研究機関として位置付けることは困難と考えているようである。

ここで小路専門委員より配付資料「保健管理センターの整備と充実に関するアンケート調査結果について」及び「アンケート集計報告（その1）、同（その2）、及び同（その3）」に基づき次のような説明があった。

このアンケートの集計は、国立大学設置法施行規則第29条の3に基づき設置された保健管理センターを持つ76大学（その1）、同規則第20条の5の3、第20条5の5及び第20条の5の8に基づき設置された施設を持つ3大学（その2）並びに同規則第20条の3に基づき設置された保健管理センターを持つ3大学に分けて行い、その1については大体以下のような状況となっている。

① 職員構成について

教官については、その専攻分野別に分けると、1)内科系79名、2)精神神経系40名、3)カウンセラー31名、および4)ケースワーカー3名である。また2)～4)の精神神経系等の小計は74名となり、1)の内科系とほぼ同数となる。さらに所長については、内科系では25名、その他では7名となっており、内科系が圧倒的に多い。

また、臨床検査技師は11名、さらに診療放射線技師は13名と、数値的には少ない配置となっている。

② 事務機構について

学生と職員の健康管理事務担当が同一の施設は極めて少なく（4校）、大部分（71校）は別組織である。保健管理センター独自の庶務・会計は主に学生の健康管理を扱う事務官が行っている。これらの事務の責任者は各々別で、一貫した事務管理が出来ない。ちなみに、保健管理センター発令の専任事務官がいる大学は6校、発令は保健管理センター外だが同センターで勤務している大学は24校で、計30校は少なくとも保健管理センター内に事務官がいることになっている。また、保健管理センター以外で事務を行っている大学は45校である。

このような現状に対して、保健管理センター専任事務官、事務官絶対数の増加、および責任者を高いクラスに位置づける等の要望がある。

③ 業務について

学生のみでなく職員も定期健康診断の対象とする大学は63校で全体の83%、保健管理センター外から医師、X線技師の応援を得ている大学はそれぞれ56校、62校、またX線技師不足に対する不満がある大学は52校となっている。これは現実の健康診断において支障が多いことを示しているものと思われる。さらに、診療を行っている大学は67校で全体の88%を占め、診療は将来とも充実すべきであるとしている大学が35校となっている。ただし、初期治療に徹すべきであるとの注釈付きであった。

④ 教育について

講義、または実習を担当している大学は64校で全体の84%、その他公開講座、自主講座等積極的に取り組んでいる大学は23校であった。また、教育面の充実を希望する大学は48校で全体の64%を占め、その中でも、新カリキュラムを編成した方がよいとする大学は32校でその割合

は67%、現行保健体育の一部を担当するとした大学が15校で31%となっている。

⑤ 研究について

設問自体、研究が必要ということを前提にして行ったが、現状に対し不満足と答えた大学が60校で全体の79%を占めた。その内訳は、研究費・研究室不足が49校、人員不足が38校、周囲の理解不足が18校であった。また、他の施設を利用して研究を行っていると答えた大学が39校であった。

⑥ 所長について

保健管理センター所長の出席の最も多いのは各種の安全委員会である。教授会との関係については、保健管理センター外職員が所長を併任している場合は所属学部の教授会に、同センター職員が所長の場合は全て単科大学であり、総合大学では教授会に出席する者がいない。また、評議会・部局長会議に出席する者は2校、全学的評議機関や、予算・将来計画などに関する委員会、厚生補導関係の委員会への出席は非常に少ない。

⑦ 将来の位置付け

大学の保健管理を遂行するための教育研究機関を希望する大学が64校で全体の84%を占め、その他の7校も、保健管理を伴う教育研究機関という意味の内容では一致しており、計71校がそのような希望を持っているという結果が出た。これは、各大学における、保健管理センターに対して何らかの教育的・研究的な措置を考えてもらいたいという意向の現われと思われる。

おおむね以上のような説明と、それに対する若干の質疑応答があったのち、委員長から、本アンケート結果を十分に参考とし、活用したい

旨発言があった。

引き続き委員長から、今後の検討事項について次のように提示された。

①最低限の教育研究の場を確保することについて

②医師は内科と精神神経科の2名を確保し、併せて事務機構の整備を図り、人員を確保することについて

③組織上の問題として、学生部の一ブランチとしての現状を改善することについて

これに対しておおむね次のような意見の交換があった。

○ 保健管理センター内で研究が可能な人員を確保することを考えた場合、教官の研究テーマは保健管理に関することが理想]ではあるが、現実的には教官の個人的なテーマとなることが考えられる。

○ 近年は全国の国公私立大学の保健管理センターに類する機関の関係者を中心とした学会が盛んになってきており、そこでは学生の健康管理上のテーマを中心に、各大学の精神科医、婦人科医、カウンセラー、学生部の職員等が広範な議論を行っている。しかし、それらのテーマを各大学に持ち返った場合、保健管理センターは事務組織としてのみ位置付けられているため、研究は本務に戻ってから行っているという現状のようである。

○ 保健管理センターの教官に科学研究費補助金の交付がされているが、研究課題は保健管理に関することか。

○ 保健管理以外の医学関係のテーマである。

○ 名古屋大学の場合、肥満児の研究に対して科学研究費補助金の交付がなされた例がある。

- 保健管理センターの研究教育機関化、即ち保健・健康学部といった発想は飛躍しすぎであり、大学の学生あるいは職員の健康管理という本来の目的を考慮しつつ、それに密着したところの研究教育を行うのが筋と考える。
- 名古屋大学、大阪大学および九州大学では厚生補導と研究教育施設を兼ね合わせた組織が出来、今後他の大学のモデルケースとなることもある反面、本来の厚生補導・健康管理面がおろそかとなることの懸念もある。
- 九州大学の場合、健康科学センターが出来、研究費等の面では改善されたが、地理的に大学キャンパスからかなり離れたところに設置されたことや、学生部から分離した組織となったこともあって、業務に習熟している事務職員のバックアップが得られないため、不便を被っているとのことである。
- 保健管理センターの教官には、学生の健康診断、職員の健康診断、あるいは学内各種安全委員会規則等への関与等、多数の業務を要求されること、加えてそれらの業務がそれぞれ異なる事務機構の所掌となっていて不便が多いことに対して強い不満がある。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のような提案があり、了承された。

今後は、保健管理センターをどの程度の研究教育機関として位置付けるべきかということに関して検討を続けていきたいと考えるが、その際には、現状の保健管理センター活性化のための問題点や、保健管理センターの教官にやる気を起こさせるうえでその妨げとなっている要因等について、あと1回程度フリートーキング形式で論議を行うことにしたい。

2. 就職協定について

このことについて立野専門委員より、昨年度の同協定に関する企業側によるアンケート調査の結果に関し、「10—11協定」は90%の企業において守られていなかったこと、しかしその一方で、これ以上の混乱を避けるためから、90%の企業はなおその存続を希望している旨報告があった。

さらに同委員から、補足として次のような意見が述べられた。

- 各企業に対する就職協定の統制力がなくなってきているのではないか。
 - 企業側には就職協定順守に対する熱意が欠けているように思われる。
 - 大学側としては就職協定について学生に周知徹底を図る必要がある。
- 以上をもって本日の議事を終了した。
次回は9月20日開催の予定とした。

日時 昭和60年5月10日(金) 13:30~15:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 黒木委員長

八戸, 小林, 梅津, 喜多, 天野, 町田, 高梨,

加藤, 川端, 松本, 高木, 山川各委員

舟橋, 安藤, 小島, 中條, 森嶋各専門委員

(文部省) 日下人事課給与班主査, 早川給与第

四係長

第4常置委員会

黒木委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、本日出席の日下文部省人事課給与班主査および同班早川給与第四係長の紹介ならびに今回新たに委員に就任された喜多勲委員(東京農工大学長)、小島圭二専門委員(東京大学教授)、中條利一郎専門委員(東京工業大学教授)、森嶋和次専門委員(東京大学庶務部長)の紹介があった。

〔議事〕

1. 人事院勧告の取扱いに関する要望書について

初めに委員長から、この「人事院勧告の取扱いに関する要望書」はここ数年継続して提出しているものであり、今回の原案は高梨委員に作成をお願いし、本日午前中開催の小委員会で検討したものである、との説明があり、続いてこれの作案に当たった高梨委員から、原案の各項目にわたり詳細な説明があった。

ついでこの内容についての審議が行われ、その結果、原案に若干の修正を加えたうえでこれを承認した。

なお、この要望書(案)の取扱い方について委員長から次のように述べられた。

本要望書(案)についてご承認が得られたので、これを来る6月3日開催の理事会に諮ったうえで総会に提案し、その上で関係方面に提出す

ることにしたい。

2. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

これについて、原案の作成に当たった高梨委員より、配付の要望書(案)を基に前年度提出の要望書の内容と対比しつつ各要望事項に亘って説明があった。

ついで、同要望書(案)の項目の順序に従って検討が行われ、その結果、若干修正を施して承認されたので、これを理事会に諮ったうえで総会に提出することとした。

3. 研究技術専門官制度の問題について

このことについて委員長から次のように述べられた。

予てから当協会が要望してきた「研究技術専門官制度の新設」の問題は、その後人事院が国家公務員の給与体系の見直しを進める中で構想した「専門技術職俸給表(仮称)の創設」の進展に伴い、これとの調整を図り、この新職種の適用によって解決する方向に進んできたが、その具体的調整が難航し、今夏に予定されている人事院勧告の中に含まれる「専門技術職俸給表」の新設に関しては、国立学校関係の技術系職員は盛り込まないこととし、文部省側の今後の検討を俟ってその処置を改めて決めるという

ことになった。この経緯については3月26日付で国大協事務局長より各大学に連絡があったが、文部省の方でもこのたび省内に「技術職員待遇改善検討会」を設け、概ね1年以内この問題についての結論をまとめ、「専門技術職俸給表」の適用の実現を図ることとなった。そこで本日は、日下主査からこの問題の最近の状況について説明を伺い、これの対応について協議いたしたい。

ついで、同主査からおおむね次のような説明があった。

文部省では、大学・高専の教育研究にかかわる技術職員の待遇改善を図るため、これらの職員の専門技術職俸給表（仮称）適用問題を検討する検討会を設置することにした。この検討会の構成員は配付資料のとおりで、その検討期間は概ね1年以内とし、4月の発会に続いて今月2回目の会合を開いて試案を配付し、来月それに対する意見を持ち寄って審議し、案の取りまとめをしたいと考えている。その間、国立大学協会その他関係機関と連携を取りながら作業を進めたいと考えている。

以上の報告があったのち、検討会に提出した試案の内容について説明があった。

以上の説明に関し次のような意見交換が行われた。

- 専門技術職（以下「専技職」と略す）の採用条件はどのようなものであるのか。
- 入口は、2種国家公務員採用試験（旧中級試験）となっているが、選考採用の途も残したいと考えている。
- 専技職集団の組織化とは、部課長制にすることか。
- 部課長制でやるかやらないかは別として

も、組織だった制度にしないことには、人事院は納得しないであろう。

- 実験実習指導員グループは現在は大体行政職（5等級止まり）であるが、これら職員の給与体系はどのように考えているのか。
- 教務職員集団での運用を考えている。また、将来専技職としての必要な知識・経験を積み資格要件を満たすに至った場合の途を残したいと思っている。
- 教務職員の位置付けが明確でない現在、今後どのような位置付けを考えているのか。以前教務職員には教官系列のものと技官系列の2種類があって、この制度が曖昧であるのでこれを無くしてゆこうというような考え方があった。それを、今度教務職員制度を新たに確立するという事になれば、その位置付けを明確にする必要がある。
- また教務職員の資格基準は、現在は大学卒程度に限定していると思うが、ただいまの説明のような格付けをすることになれば教務職員の質的低下にもなりかねないと思うが、この点も併せて伺いたい。
- 教官待遇の教務職員は極力教官の方へ移行してもらい、技術職員だけの教務職員の方向を考えている。
- 学部・学科・附置研究所等に属する技術職員と研究施設等に所属する技術職員を別個のグループとして扱うということはむずかしい問題である。例えば、農学部の場合学部講座の方に属する職員は専技職となって新しい俸給表が適用され、一方、演習林や農場等に属する職員は実験実習指導員となって教務職員待遇ということになると、同じ学部の中でこのように明確に分けることが可能かどうか疑問である。

- もっとよい分類方法があるかもしれないので検討課題としたい。

概ね以上のような意見交換ののち、日下主査から次のように述べられた。

本日は一つの考え方としての試案を報告したまでであるが、さらに良い選別の方法があるならば検討することにはもとよりやぶさかではな

い。ただ、大学・高専の教育研究にかかわる技術職員全員の専技職移行はむずかしいので、専技職とそれ以外の職とは自ずから分けられるべきであるというのが人事院の見解である。

概ね以上のような論議が交されたのち委員長から、今回は文部省の原案が具体的になった時点で開催したい旨の発言があつて、本日の会議を終了した。

第4 常置委員会

日時 昭和60年6月20日(木) 10:00~12:00
場所 国立教育会館703研修室
出席者 黒木委員長

八戸、石井、梅津、喜多、天野、町田、高梨、能勢、加藤、井澤、川端、西原、後藤、前田、関田、山川、玉井(代:松崎)各委員
小島、中條、安藤、舟橋、森嶋各専門委員
(文部省)日下人事課給与班主査、早川給与第四係長

議事に先立ち、黒木委員(茨城大学長)が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があつたのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、黒木委員(茨城大学長)が委員長に再任された。

2. 研究技術専門官制度の問題について

文部省日下給与班主査より、国立大学の教室系技術職員への専門技術職適用の問題について、おおむね次のような説明があつた。

人事院では、国家公務員の給与ならびに処遇の見直しの一環として構想した「専門技術職俸給表」の新設を今年度の人事院勧告(8月頃)の中に盛り込む方針である。

その中で人事院は、専門技術職俸給表を適用する条件として次の5つの条件を示している。

- ① 職制が単純で行政職(一)の新俸給表にはなじみにくい職種であること。
- ② 独立した専門業務を担当する者であること。
- ③ その技術が職としてあらかじめ特定できる職種であること。
- ④ 人事交流が非常に困難な職種であること。
- ⑤ 大学卒業程度の専門的知識と技術的な能力を有すること。

以上の条件に該当すると思われる対象人員は、約6,000人と人事院は見込んでいる。

国立大学としては、以上の条件を踏まえてどれだけの接点が求められるかが、今後の検討課題になると思われる。

文部省では、この大学・高専の教育研究にかかわる技術職員問題について検討するため、こ

のたび省内に人事課長、会計課長等の5名で構成する「技術職員待遇改善検討会」を設け、その下に関係各課の担当者による「連絡会」を設け、その下に関係各課の担当者による「連絡会」を設けるとともに、協力者として、都内及び周辺の技術職員を有する5大学1高専の各人事担当課長にも参加を求め、すでに4回の会合をもった。最近の2回の会合では主として大学側の意見を聞いたが、その内容を要約すると次のとおりである。

- ① ポストの特定は非常に難しく、どうしても職の設定、人の特定が必要である。仮にポストが設定された場合でも人事異動がスムーズに行われるかどうか疑問である。また、その設定には教官側の理解も必要である。
- ② 組織化の問題については、どのような形でグループ化をしていくかが問題である。また、部・課长制にした場合は予算措置が絡むが、それ以外の方法で出来ないものか。予算絡みとなれば当然人事院、大蔵省、総務庁等へのアプローチもしなければならない。
- ③ 専門技術職へ移行できなかった者は、教務職員へ振り替える考えがある。しかし、その際に現在の教務職員をどのように取り扱うかが問題となる。教務職員には将来助手に昇任する教務職員と、専門技術職へ移行出来なかった教務職員の2種類が存在することになり問題となる。また、生涯給与としては、教育職(一)5等級では50歳前後で枠外号俸になりこの点も問題である。これに対する一つの意見として、いわゆる「わたり」の制度を導入してはどうかという意見があった。また、行政職(一)にそのまま残すとしたならば新俸給表では高い等級は望めないのではないかという意見もあった。

- ④ 各国立大学等で専門技術職を選考する場合、どういう方法によるのか。正式には国家公務員採用2種試験合格者ということであるが、大学における実態としては、国家公務員採用3種試験合格者で行政職に採用し、ある程度経験を積んだ時点で専門技術職に異動させることが考えられる。また、技術職員から専門技術職に移行できなかった者を教務職員へ配置換えし、教務職員として能力を高めた者を専門技術職のポストへ異動させることも考えられる。しかし、その技術を高めた者の選考の方法、あり方が検討の課題になろう。

今後は以上の問題点を「技術職員待遇改善検討会」においてさらに検討して原案を作成し、第4常置委員会にお諮りしたいと考えている。

以上のような説明ののち、次のような意見の交換が行われた。

- 大学内で選考すると馴れ合いになる可能性も考えられるので、選考機関を人事院にまかせるということも考えられる。
- 専門技術職の新設は、専門技術職を確立することと職員の待遇改善を図ることの二つの面があると考えられるが、これを一緒に進めようということか。
- 国立大学に専門技術職制度を確立することと技術職員の待遇改善を図ることとは同じ問題ではないが、これを一緒に進めようということであり、人事院もその点は理解している。
- 専門技術職の当初の発想はどのようなことであったのか。
- 現在適用されている行政職(一)俸給表は、医療・公安・教育等専門性のある職種が除かれたものである。しかし、行政職の中でも現在

の社会の高度性から専門的な職種が増えて来たので、その職種を行政職から分離させようというものである。

- 人事院は条件が整ったところから実施していくということではなかったのか。
- 文部省としては、最初は、すでに組織化されているところから徐々に広げていこうと考えていたが、人事院は学内規則を作成して組織化し、全体を整理してから移行しようという考えである。
- ポストの設定とはどういうことか。
- 高エネルギー物理学研究所のように、技術部長・課長・班長等というポストを設けて、改めて特定できる職としてピラミッド化するというものである。
- 組織化をしないと専門技術職俸給表でも高い等級に格付けできない。
- この移行は予算要求しなければ出来ないものなのか。
- 予算要求しないで出来ないものか現在検討中である。
- 移行の級は何等級以上を予定しているのか。
- 級は行政職(一)の7等級以上の予定で、8等級相当は除かれた。
- 実施時期はいつになるのか。
- 人事院勧告が通れば本年4月1日から実施される予定である。
- 専門技術職の該当者はどのくらいの数になるのか。
- 教室系技術職員は約6,800人いるが、そのうち約4,500人くらいが移行できるのではないかと思っている。
- 組織化する時に、各大学の講座数、技官の数、学校のスケール等によってまちまちな

るのではないか。

- 一つのパターン化を考えて検討していくつもりである。
- 教務職員の一部が専門技術職へ移り、行政職(一)から専門技術職へ移行できない者が新たに教務職員になるということになると、教務職員のステータスがおかしくなるし、定数を多くしても格差がつくことになる。それに、教育職に移っても頭打ちになるので、行政職(一)のままの方が却ってよいのではないか。また、学歴の差があまりにもありすぎるし、学校によって教務職員の扱いが違ってくるのではないか。
- 文部省でも検討課題としたい。
- 号俸の構成であるが、教務職員の30号俸までの号俸の構成を変えられないものか。
- 人事院は、新俸給表では58歳まで号俸を用意するし、行政職(一)についても号俸を延ばすといっている。ただし、特別昇給なしで58歳までと考えている。
- 専門技術職の格付けにおいて学位をどのように考えているか。
- 能力の実証として当然考えている。
- 学位取得者が専門技術職へ移行するのはよいが、他方では学位を取ることに専心することとなり職務がおろそかになるのではないか。
- 組織を作らなければならないということであるが、その組織の中で教官をどう位置づけるのか。
- 技術者のリーダーということで全体を管理するのは教官で、まとめるのは技官という考えである。
- 学生部長が教授、次長が事務官という例に倣い技術部長を教授としてはどうか。

- この専門技術職の問題について職員組合と話し合っているようだが、教官側からも何らかの形でコミット出来るようにしないとまずいのではないか。
- この専門技術職の問題についてはさらに当委員会でも検討して、秋の総会までに何らかの形でまとめなければならないと思う。
- 本委員会の方針を決めて、各大学にアンケートをして意見を求めているのか。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられた。本委員会としては、文部省の「検討会」で検討した案を連絡してもらい、場合によってはアンケート調査ということもあり得るが、いずれにしても文部省の検討結果を待つことにしたい。

3. 給与制度の見直し等について

給与制度、指定職問題等について次のような意見の交換が行われた。

(1) 給与制度の見直しについて

- 医療職系の職員である放射線技師が、新俸給表に移行すると等級が低くなるのではないかという意見が出ているが、どうなのであるか。
- 人事院は現在、人事制度の見直しとして主として本俸・手当の見直しをしているが、その中で結核菌を取り扱う業務に従事する職員に支給する俸給の調整額を引き下げようということである。これは国立大学病院のみではなく厚生省の病院も同様であり、人事院の結論は遅れるようだが検討事項に上げられ作業を進めているようである。

(2) 指定職について

- 指定職の将来の見通しについてはどう考えられるか。
- 定数全体のうち役職に対する定数は350で、残りの250は功績のあった教授に対して適用している。定数増がないのに定年により退職する教授が年々多くなっており、今年度はその内で基準に該当する者は380名ほどいたが、130名ほどが適用できなかった。来年度はもっと多くなり180名ほどが適用できなくなる見通しである。また、役職についている者でも74名は基準に満たないので適用していない現状である。
- その74名については優先的に指定職にするのが望ましいと思う。
- 本来は指定職定数全部を役職についている者に適用する建前であるが、人事院ではあまり若い者や号俸の低い者には適用しないという方針で数を分けたわけである。昭和54年に定めた定数がその後増えていないのでその数が変わっていない。
- 学長の指定職についてはどのように考えているか。
- 号俸については3段階にすることを人事院に要望している。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から次のように述べられ、閉会した。

本日午後の総会には、研究技術専門官制度の問題および指定職問題について現状と将来の見通しについて報告することにしたので、ご了承いただきたい。

日時 昭和60年5月27日(月) 13:30~15:30

場所 国立大学協会会議室

出席者 鈴木委員長

菅野, 山本, 田中, 佐藤, 横山, 佐々, 本多, 森,
林, 藤永, 沖原, 粟屋, 遠藤, 野澤, 東江各委員
光田, 山本各専門委員
(文部省) 草場国際教育文化課長他1名

第5常置委員会

鈴木委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より新たに委員に就任された横山享横浜国立大学長、沖原豊広島大学長ならびに専門委員を委嘱した光田明正東京外国語大学事務局長の紹介があった。

続いて、過日(60.5.11)急逝された前委員野村正七(前)横浜国立大学長に対し黙禱をささげた。

[議事]

1. アメリカ州立大学協会学長団の来日について

まず委員長より概ね次のような説明があった。

前回委員会(60.2.18)で、私を中心に滞日日程案作成の作業を進めることを了承いただいたので、その後アメリカ州立大学協会からの提案を基に、文部省、主要訪問大学の関係者の意見を伺い、本日配付のような試案を作成した。

以上の前置きののち、配付資料「アメリカ州立大学協会訪日代表団日程(試案)」に基づき滞日スケジュールの説明があった。

以上の説明に関し概ね次のような意見があった。

○ 訪問予定大学には即ち受入れの交渉をされているのか。

○ 本日の委員会で滞日日程案をご承認いただいた上で、正式に訪問予定大学に依頼状をお

送りしたいと考えている。なお、訪問予定大学の学長、事務局長に対しては事前にご連絡し、内々ご了承を得ている。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のように述べられた。

特にご異議もないようなので、この日程試案を基に、さらに受入れ計画を詰めてゆきたい。なお、これについて何かお気付きの点等があれば、国大協事務局宛ご意見をお寄せ願いたい。

2. 昭和60年度の外国大学長(インドネシア)招致事業について

初めに草場国際教育文化課長よりその後の経過について概ね次のような説明があった。

前回委員会で本年度の招致国を決定いただいたのをうけて、直ちにジャカルタにある日本大使館を通じ、インドネシア教育文化省に訪日学長の推薦を依頼した。その結果、先般、3大学(タドラコ大学、パジャジャラン大学、チェンデラワシ大学)を推薦してきた。その3大学の概要は配付資料に記載のとおりであるが、各学長の経歴についてはまだ情報を得ていない。なお、訪日時期については具体的に申し入れて来ていないので、先方の都合をきいたうえ取り決めたいと思っている。

以上の説明に関し概ね次のような意見の交換があった。

○ 前回の委員会では、10月~11月を一応の案

として先方に提示すると決めたとするが、その点どう連絡してあるのか。

○ 先方には秋口ではどうかということで連絡をとった。ただし、国大協総会（11月13日～15日）およびアメリカ州立大学協会訪日（10月5日～13日）の期間は避けてほしいと申し入れている。

○ 先方の都合もあろうが、秋口には色々な行事も重なるので、当方より再度、具体的に訪日時期を提案したらどうか。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より訪日時期に関し次のような提案があり、了承された。

今秋にはアメリカ州立大学協会学長団の訪日および国大協総会が予定されているため、インドネシアに訪日時期を提案するとすれば、この2つの行事の中間（10月下旬～11月初旬）が適当と思われるので、この方向で文部省は先方と折衝ねがいたい。

3. 西ドイツとの学長交流について

まず草場課長より、前回委員会以降の折衝経過について概ね次のような説明があった。

その後、ドイツ学術交流会（DAAD）の駐日代表と2回ほど事務的な折衝を行った結果、昭和60年度は日本の経費負担で日本の学長が西ドイツを訪問し、昭和61年度には西ドイツの学長がDAADの経費負担で日本を訪問すること、およびその派遣人数は費用負担が可能な5～7名程度で実施するという意見の一致をみた。なお、この学長交流の件は国大協とDAADとの間の話し合いであり、この行事に公・私立大学を含めるか否かについては議論があるかとも思うが、DAADはこの公・私立大学の参加については日本側の判断に委ねるとの

ことなので、本日ご了承が得られれば、公・私立大学の各協会と連絡をとり、場合によってはその参加もあり得るといふことにさせていただければ有難い。

また派遣時期については、アメリカ州立大学長の訪日とインドネシア大学長の訪日が終了したあとが適当ではないかと考えている。

なお、この訪独の参加者の具体的人選についてであるが、この学長交流の件は国大協に申し入れがなされた関係から、本委員会でご協議いただきたいと思います。

以上の説明に関して概ね次のような意見の交換があった。

○ 先程、派遣人数は5～7名程度という説明があったが、これは私大参加者も含めた人数か。

○ 私大参加者もその中に含まれることになる。ただし、私立大学長が参加する場合の旅費については省内でも検討したが、公費派遣は困難と考える。なお、私大参加者の人選については私立大学団体連合会の方にお問い合わせすることになる。

○ 人選の問題とも絡むので、国立大学長の正確な派遣人数を伺いたい。

○ 省内で関係官と相談しているが、突然の話で事前に予算を組んでなく、4～5名程度は確保できる見込みである。なお、先程もご依頼したように、私立大学が積極的に自己負担でも参加したいという申し出があった場合、弾力的な対応をお願いすることとしたい。

○ 学長にとっては、このような学長交流は数少ない海外出張の機会であるので、文部省の予算枠が限られているなら学術振興会等の補助を得るとか、一部を自己負担にして派遣人数の増加をはかることはできないか。

○ 外国から学長を招く場合の経費は3名分が予算化されているが、招かれる場合の経費は予算化されていないので対応がむずかしい。概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のような提案があり、了承された。

訪問大学長の人選については、先程ご意見のあったように現在、交流協定を締結している13大学の中から、私と文部省で相談のうえ5大学に絞らせていただきたいと考える。出来れば、その結果を6月総会においてご報告したい。

なお、学長の外国出張の件は、学長職を遂行する上で必要な勉強をするというような場合には、何らかの形で途を開いてもらえるよう、文部省においてご検討ねがいたい。

4. 「国際大学都市（仮称）の創設」に関する要望書について

このことについて委員長より次のような説明があった。

去る3月6日、臨時教育審議会のヒアリングの際、沢田副会長より「臨時教育審議会への提言」を行った。その中の1項目として、配付資料にあるとおり「国際大学都市（仮称）を創設すること」を提言している。これに関連して、昨日の沢田会長より、本日開催の第5常置委員会で審議の上合意が得られれば、この提言を要望書として取りまとめ、関係方面に提出ねがいたいという依頼があった。ついては、この件についてよろしくご協議いただきたい。

以上の説明があったのち、概ね次のような意見の交換があった。

○ この提言では、“各地域ブロックごとに国際大学都市を創設する”となっているが、地域ブロックとは具体的にどのような地域範囲を指すのか、また「国際大学都市」をどのよ

うに構想しているのか必ずしも明確でない。

○ 東京・京都等の大都市では、このような国際大学都市を創設することは有意義であろうが、地方の場合、留学生等そう多くはないので、どうであろうか。

○ 21世紀に向けて10万人の留学生を受入れるという計画が進められているが、この「提言」の趣旨は、それら10万人の留学生及び今後増えるであろう外国人研究者を、どうしたら全国的に適正に配置することが可能であろうか、という問題もからめてのことだと思う。

○ 私の大学では、留学生宿舍の建設を要求しているが、建築費・土地購入などは解決するとしても、定員がつかないため仲々実現しない。10万人構想を実現するためには、特に維持費が計上されない限り、受入れ体制に支障が生じるのではなからうか。

○ 臨時教育審議会に対する提言であるので、文部省をこえた政府レベルの問題として取り上げてもらいたいという意向が含まれていると考えられる。そうなれば、ご指摘のような問題も解決するのではなからうか。

○ 国際大学都市は、当面は東京・京都のような大都市を念頭においていると考えるが、これまでの地方の大学における留学生の定着状況よりみて、国際大学都市が大都市に創設されると、地方との間にますます格差が生じ、留学生等も大都市に集中してしまう恐れが生じよう。それを考えると、むしろ地方から先に整備してもらう必要があるのではないか。

○ 大都市に国際大学都市を創設すると同時に、並行して地方にも、各地域の大学の実情に応じた「適正な規模・内容」を持った国際大学都市を創設することが必要である。

○ 地方大学は留学生の受入れキャパシティは

十分ある。それなのに留学生が来ない理由は博士課程の設置がないためである。この点も併せて考えてもらう必要がある。

- 留学生会館を建設し、留学生をそこに集めて生活させると、段々と日本人との接触の機会が少なくなり、日本に対する理解が薄れてくる。私の大学では、最近ホームステイの運動を推進し、またボランティア活動も充実して、留学生に対する日本文化等の伝達に努めている。このような地方の特色を生かした留学生の受入れ方策についても援助措置を講じてもらえると有難い。

- この「提言」の趣旨は、留学生問題を越えた「学術国際交流」を目指したものである。このため、学術交流と留学生交流の両面を考えなければならない。

概ね以上のような意見交換ののち、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日ご指摘のあったこの構想についての不明確の点は沢田会長にその趣旨を伺うとともに、大都市と地方都市との関係等についての検討も加えて要望書（案）を作成し、次回理事会に諮

った上で、6月総会に提案することにしたい。

5. その他

以上の議題の他、次のような事項について意見の交換があった。

- (1) 若手研究者の海外派遣に関して、当委員会ではその対象は原則として35歳以下とするのが適当との見解を決めたが、その選考に際し文部当局はこの年齢制度を厳守し、そのため場合によっては支障も生じていると聞く。それで、この35歳というのは「一応の基準」とみなし、もう少し弾力的に運用されるよう文部省に要望してほしい。併せて、派遣人数の増加についても要望ねがいたい。

- (2) 教官の在外研究の期間のことに關し文部省は申請期間を厳守するよう指導しているが、在外研究の場合、研究上の効果等種々の理由により、期間延長をした方がよいというケースもあり、その点手続上のこともあるが、事情を勘案し弾力化の措置を講じてほしいと思う。

以上をもって本日の協議を終了した。

日 時 昭和60年6月20日(木) 10:00~11:30

場 所 国立教育会館 704 研修室

出席者 鈴木委員長

鈴木(省)、菅野、山本、田中、横山、佐々、太田、森、林、藤永、沖原、粟屋、江橋、東江各委員
山本、光田各専門委員
(文部省)国際教育文化課鈴木専門員

第5常置委員会

議事に先立ち、鈴木委員（東京外国語大学長）が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、鈴木委員長が再任された。

2. 委員会の今後の審議について

まず、委員長から、昨日の総会における第5常置委員会報告の中の「国際大学都市（仮称）の創設に関する要望書」について、前回伺ったご意見を取り入れて作成したことなど補足説明を行い、その協力を謝意を表された。

つづいて、委員長から、本委員会の今後の審議としては、国際化時代を迎えて大学間の協力をどうするかという問題が重要な課題であると述べられ、その参考として昭和59年3月に東京大学など7大学の協力で作成された報告書『大学の国際交流の促進に関する調査研究』が紹介され、また、日本学術会議から提出された「大学レベルでの発展途上国との学術交流の改善について（勧告）」について説明があった。

このことに関連し、おおむね次のような意見交換があった。

- 国際交流のための経費については各大学とも不足していると思うが、日本学術会議の勧告の中に記述されている筑波大学等を対象とする国際交流計画事業費という予算費目について、その趣旨・目的がはっきりしないので明日の学長会議でも質問したいと考えている。
- 国際交流協定を結び、共同プロジェクトあるいは人物交流計画を行う大学レベルの交流についての予算措置を講じてほしい。
- 最近、民間活力の利用がよくいわれているが、民間から寄付を集める場合、税制の優遇措置が問題になることがある。
- 奨学寄附金を国際交流資金に使用することを考えてもよいのではないかな。

ついで、委員長から、国際交流のための必要な予算措置、予算配分は本委員会としても関心の高い問題であるから、総会にも報告し対策を検討したい旨述べられた。

3. 高等教育の国際化について

まず、委員長から、昨年11月経済企画庁総合計画局が刊行した『世界の中の日本、その新しい役割新しい活力』が紹介されたのち、明日の学長会議に国際化についての質問書を提出しており、また7月15日には臨時教育審議会に出席して「高等教育の国際化について」意見を述べることになっているので、これについてご意見を伺いたい旨発言があった。

これに関して、次のような意見の交換があった。

- 10万人の留学生受入れがいられているが、その7割乃至8割がアジア特に東南アジアの発展途上国の留学生であると考えられ、また、そのほとんどが私費留学生と予想される。その場合、入学金、授業料に相当する奨学金などその肩代りの措置を検討する必要があるのではないかな。
- これからは、いわゆる中央の大学だけでなく、地方の大学も留学生を積極的に受け入れるなど全国的な国際化が必要となる。そのためには地方の大学も博士課程を持つ必要がある。
- 留学生受入れの場合、日本語教育だけでなく専門分野の基礎教育も実施する必要はないかな。芸術分野ではその必要性を痛感し、対策を検討している。
- 留学生の受入ればかりでなく、こちらから海外へ送り出す方も考える必要があるのでは

ないか。

- 国際大学都市の創設については、東京、京阪神といった大都市にだけでなく、その他の地方にもこれの実現をのぞむが、それには、地方自治体または民間との協力ということが不可欠である。これを促進する方法を考えてほしい。

おおむね以上のような意見交換ののち、委員長から、本日のご意見を踏まえて臨時教育審議会で意見を述べることにするが、なお、外国語（英語、第二外国語）の教授法、教材、教員の問題についても言及したいと考えている旨発言があった。

4. ドイツ連邦共和国との学長交流について

このことについて、国際教育文化課鈴木専門

員から次のとおり説明があった。

ドイツ学術交流会 (DAAD) からの招へいによってドイツ連邦共和国を訪問する大学長は、北海道大学、千葉大学、東京外国語大学、広島大学、ほか一大学の5大学の学長と決まり、現在それらの大学の学長に時期の確認の照会を行っている。一方ドイツ学術交流会 (DAAD) のシュトッケンシュミット東京事務所長からは、時期として本年11月の後半から12月の前半を提案してきたが、日本側としては国大協の総会等の関係もあり、時期を早めることを検討してほしい旨依頼した。

ついで、委員長から、訪独する5大学が選定された経緯について説明があり、その時期については9月~10月を希望する旨が述べられた。

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 昭和60年5月9日(木) 13:30~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 有江委員長

牧野、塚本、町田、松村、大石、阿部、種瀬、早野、太田、田中、後藤、池田、木村、田中、釘宮各委員

慶谷、宮野、前田、築坂各専門委員

(文部省) 佐藤大学課長、小口大学課課長補佐、山下研究機関課課長補佐他1名

有江委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、昭和61年度の概算要求の件に関して文部省より佐藤大学課長、小口大学課課長補佐、山下研究機関課課長補佐等が出席されているので、まず文部省側より昭和61年度概算要求の基本方針について説明を伺い、そのうえで意見の交換を行いたいと思うので、よろしくお願ひする。

以上の挨拶があったのち、議事に入った。

〔議事〕

1. 昭和61年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針について

初めに佐藤大学課長より次のように説明があった。

昭和61年度予算の概算要求については、最近の財政状況からして好転するとは考えられず、

来年度も引続き厳しく抑制されるものと予想される。

以上のような前置きののち、配付資料「昭和60年度予算額総表」および「財政の中期試算」を基に61年度予算の見通しについて説明があった。

ついで、これに関連して61年度以降の学生臨時増募の対応について説明があり、また最近の国立大学を取り巻く状況に関して、臨時教育審議会の審議状況や臨時行政改革推進審議会の動向等について報告があった。

ついで、昭和61年度国立学校特別会計予算概算要求の編成方針について、配付資料「昭和61年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて(案)」を基に全体的に抑制基調で昨年の方針と大差ない旨が述べられた。

以上の説明に関して、概ね次のような意見の交換があった。

- 学生の臨時増募に伴う教官の定員増については、学年進行に伴う専門課程の教官についても考慮されたい。
- 臨教審での審議に関しては、“大学のあり方”ということが今後の重要な課題となるものと思われるので、それに対して国大協としてもその対応を考えておく必要がある。それから、行革審の科学技術分科会での“科学技術の研究開発体制の見直し”の検討において科学技術会議の充実強化が提起されているが、これは日本全体の研究体制のあり方や学位授与の問題とも関わりがあり大学としても重要な問題であるので、十分に検討しておく必要があると考える。
- このような問題については、臨教審や行革審での議論が先行して大学側の意見が届かな

いままに推移してしまう恐れもあるので、大学側として言わんとすることは、時期を失せずに表明すべきであろう。

- 配付の「昭和61年度特会予算の取り扱いについて(案)」の2の(3)で「学術研究上必要な学術情報の流通体制の整備」ということが挙げられているが、これについてもっと具体的な説明を伺いたい。
- これについては、昭和55年に出された学術審議会の答申の中で、今後の学術情報システムのあり方ということについて述べているが、それに基づき学術情報センターを設置すべくその予備段階として東京大学に文献情報センターを設置して活動を開始しているという状況にある。

2. 教員委員の改選について

これについて委員長より次のような報告があった。

今次の国大協総会では常置委員会の委員の改選が行われることになっており、教員委員についても改選が行われるが、本委員会としては現在の教員委員である大石、塚本、松村の各委員に引続きご尽力願いたいと思ひ留任方を要請し、ご内諾を得たので、この旨ご了承いただきたい。

なお、森嶋専門委員には、本人の希望もあり今後第4常置委員会の専門委員としてご尽力いただくことになったので、併せてご了承いただきたい。

3. 特別会計制度のあり方に関する問題について

これについて築坂専門委員より、配付資料「国立学校特別会計予算等の推移(2)」を基に次の統計資料について説明があった。

- (1) 一般会計より受入額等の推移
- (2) 国立学校特別会計の借入金の推移
- (3) 借入金償還のための予算措置の推移
- (4) 定員削減の推移

これについて委員長より、本日は一応資料についての説明に止め、いずれ前回配付の資料も含めてまとめて検討したい、と述べられた。

4. 授業料の問題について

これについて大石委員より、配付資料「国立大学の授業料の性格について」に関し次のような説明があった。

この原稿は未定稿で途中までしか書いていないが、未完の部分（2項、3項）については口頭で申し上げることにしたい。

国立大学の授業料の問題については、これまで本委員会で、それぞれの時点での必要に応じ検討を重ねてきたが、それらの経緯をふまえ今度まとめる見解については次の3項を柱として書くことにしたいと考えている。

- (1) 国立大学の授業料の性格について
- (2) 国立大学と私立大学の共通性と差異について
- (3) 授業料を含む大学の理念と現実の問題について

この中(1)の部分は原稿にまとめたが、(2)と(3)については間に合わなかったため、その考えの概略を口頭で申し述べご意見を伺って取りまとめたと考えている。

ついで(2)と(3)についての要旨の説明があったのち、次のような意見交換があった。

- (2)と(3)の部分はいつ頃までにまとまるのであろうか。
- 本年秋の総会には成案が提出できるよう早

目に原案をまとめたいと考えている。

- 授業料に学部間格差を設けるという動きもあるようなので、これに対する反論も考えておくべきではないか。
- それについては、本来国立大学の授業料に対価主義を導入すべきではないとの反論を書いたことがある。また、教育の機会均等の見地からして、国際的にみても授業料の学部間格差というのは殆ど見当らない。そのような理念を前提にしてこの問題に対処すべきであろう。
- 授業料問題については受益者負担とか対価主義という経済論的発想が強まってきているので、これに対抗する理論づけが必要と思われる。

5. 特別会計制度協議会への意見具申について

これについて委員長より次のように述べられた。

来る5月17日に特別会計制度協議会が開かれ本日と同様に「昭和61年度国立学校特別会計予算概算要求編成方針」について文部省より説明があり、これを中心に国大協側と意見の交換が行われることになっている。私も同協議会のメンバーであるが、当日は都合が悪く出席できないので、田中委員（九州大学長）に代って出席していただくことにご了解を得ている。

ついで、その際に本委員会としてどのような意見を述べればよいかについてお諮りしたい。

以上の委員長からの提言について審議の結果、次の事項について意見を述べることにした。

- (1) 臨時増募に関連する教官の定員増、施設

・設備の整備充実について

(2) 授業料値上げの抑制について

これについては当委員会でまとめた「国立学校特別会計主要経費予算構成比の推移」の中の「授業料等収入」の項のデータを援用して説明

する。

(3) 労務職員（行二）退職者の不補充措置に対する手当について

以上をもって本日の議事を終了した。

第6常置委員会

日時 昭和60年6月20日(木) 10:00~11:30

場所 国立教育会館大会議室

出席者 有江委員長

牧野、町田、種瀬、齋藤（代：中村）、高安（代：岩井）、大井、早野、西田、池田、大藤、砂田、田中、釘宮、石神各委員
宮野、前田、築坂各専門委員

議事に先立ち、有江委員（北海道大学長）が座長に推薦され、同委員司会のもとに開会した。

ついで、各委員の自己紹介があったのち議事に入った。

〔議事〕

1. 委員長の選出について

まず、委員長の互選を行い、有江委員（北海道大学長）が委員長に再任された。

2. 委員会の今後の審議について

初めに委員長から、本日は本委員会の今後の検討課題として考えられる問題について討議願いたい旨述べられ、これについておおむね次のような意見の交換があった。

(1) 特別会計制度のあり方について

- 特別会計制度のあり方については、現状を理解してもらうために、現在問題となっている点について専門委員の協力を得て資料を作成して関係方面に配布してはどうか。
- 特別会計制度が発足したときは5つのメリットが挙げられたが、現下の財政事情からは

好転は望めないもので、弾力的な運用という観点から検討する必要があると思う。この件については、文部省の「国立大学活性化方策調査研究会議」でも会計面の問題として取り上げられることになるう。

- 大型機械については、これを備品にするの廃棄が難しいので、機械の寿命と進歩等の点を考えて、レンタル方式にした方がよいのではないか。
- リースはできるが何年使用できるかという経済性の問題がある。リースの方が経済的であることが実証できれば可能性はある。建物のリースは、調べたところでは高くつくとのことであり、診療機械はそれぞれの機械について違いがあるようである。コンピュータのように発展が予測されるものは購入するよりレンタルの方が経済的であろう。
- 昭和45年度以前に病院の診療機械についてリースをしたことがあるが、結果的に高くついたことがある。
- リースとレンタルとは若干違う。リースはその都度リース業者との間で使用料金を決めることになるが、レンタルはメーカーとの契

約になり多くの場合5年で減価償却をするという使用料金の設定になっているので、進歩の早い機械はレンタルの方がリースより割高になることがある。

- この問題については、もう少し時間をかけて話題にしてはどうか。

(2) 国立大学の授業料の問題について

- 国立大学の授業料については、受益者負担という考え方はあてはまらないと思われるので、その観点から国立大学の授業料のあり方について大石委員に素案をまとめていただいている。本委員会としてはこれを待つてさらに検討するというにしたい。
- 国立大学の授業料の問題は、国立大学のあり方にかかわる問題であるので、この観点からも考える必要があるのではないか。
- 本常置委員会としても、この問題を検討するに当たっては国立大学の使命・役割をはっきりさせる必要があるということで、第1常置委員会の考えを伺ったことがあるしかし、本常置委員会として更に検討する必要があると感じたので、大石委員に国立大学の授業料のあり方についてまとめて貰っているところである。
- 教育のことは国の文教政策の問題であるが、最近、政財界が教育の面まで入り込んでくる傾向にあるので、理事会でその対応を検討していただいて、国立大学の必要性をこの際アピールする必要があるのではないか。

(3) 若手研究者の活性化について

- 大学院博士課程在学者、学位取得者、助手等の若手研究者を活用する方策について検討する必要がある。特に助手については、人材の持つ能力を十分に活用していない面があるので、その能力を効果的に発揮できる方法に

ついて検討すべきであるが、そのためにはその待遇についても考える必要がある。

- 助手の待遇改善については第4常置委員会の要望書にも盛り込まれているが、もう少し具体的に検討してもらってはどうか。
- この問題は、第1、第4、第6の各常置委員会に関連すると思われるが、第4常置委員会が中心になって検討を進めて貰ってはどうか。

(4) 定員削減への対応について

- 第6次定員削減についてはすでにその削減率が設定されているが、削減された分はOA化しないと対応ができない状態にあるので、その点を配慮して貰う必要がある。
- OA化について、文部省が概算要求の受皿を作ってくればよいが、現在その要求の項目がない。
- 電算化については、現在、13大学をセンター校として事務の電算化を図っているが、必ずしも端末機が十分に活かされていないのではないか。

(5) その他

- 18歳人口の増加に伴う昭和61年度からの学生の臨時増募については、この臨時増した人員が減っていくことに対する対応についても考える必要がある。
- 臨時増した人員、施設・設備の処置のことは、今後の課題となる問題であると思うので、話題があったことだけ総会に報告したい。

概ね以上のような意見の交換があり、本委員会の今後の検討課題及び審議の進め方については、以下の諸問題についてそれぞれ次のような方向で進めることが了承された。

- ① 特別会計制度については、制度発足当時の

経緯に遡って吟味し、本制度の活用の方途を探るとともに、関係方面に現状を理解して貰うための資料の作成について検討を続ける。

- ② 大型機械のレンタルまたはリース方式の導入については、機械の寿命等を考慮しながら基準を検討していく。
- ③ 国立大学の授業料の問題については、国立大学の授業料のあり方についての石委員の素案を早急にまとめていただき、これをもとに継続討議して本年秋の総会を目的にこの問題の基本的見解の取りまとめを行う。
- ④ 若手研究者の活性化については、助手の待遇改善問題とも関連するので、第4常置委員会に助手の問題を継続して検討するようお願いするとともに、本委員会もこれに協力する

かたちで検討を進める。

- ⑥ 定員削減への対応については、定員が削減になった代替措置としてOA化が出来るような方策を検討する。

以上で本日の協議を終わり、最後に委員長より次のことが述べられ、閉会した。

学術情報システムの整備については文部省としても重点事項としており、国大協としては図書館特別委員会でこの問題を検討しているが、同特別委員会ではこれの整備促進に関する要望書を近く提出するとのことである。これは予算にも関わる問題であることから、同特別委員会の松山委員長から本委員会にその旨の了解を求めてきているのでよろしくご承願したい。

医学教育に関する特別委員会

日時 昭和60年5月24日(金) 13:00~15:20
場所 学生会分館8号室
出席者 吉利委員長
井出, 高安, 井沢, 脇坂, 古川各委員
大西, 尾島, 中川, 小椋各専門委員
(文部省)佐藤医学教育課長

吉利委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

前回の委員会では、「将来の医師需給に関する検討委員会中間意見」に対する意見について討議したが、資料が不十分なため十分な論議が出来なかった。しかし、その後各大学から新たに意見が寄せられたので、これらの意見を尾島専門委員にお願いしてまとめていただいた。そこで本日は、その資料について先ず尾島専門委員から説明を伺い、また、文部省の佐藤医学教育課長から文部省の方のご意見もお伺いしながら議論を進めたいと思うので、よろしく願いたい。

以上のような挨拶ののち、議事に入った。

〔議事〕

- ◎ 「将来の医師需給に関する検討委員会中間意見」に関する各大学の意見のまとめについて

先ず尾島専門委員より、配付資料〔「将来の医師需給に関する検討委員会中間意見」に対する意見〕を基に各大学の意見分布の状況について説明があった。

ついで委員長より、次のように述べられた。

今回、この「中間意見」について各大学(医学部を置く大学)の意見を伺った結果は只今の

報告のとおりであるが、これについては別に結論を出してどうこうするというような意図はなく、ただこのような考えがあるということが分かればよいと考えていたわけである。

そこで、このような資料を参考に、本委員会として今後、将来の医師需給に関する問題についてどのように考えていけばよいかご意見をお伺いしたい。

これについて次のような意見の交換があった。

- この「中間意見」に対しては、頭から反対という人はいないが、また文句なしに賛成という人もいないのではないか。ただ、皆が一番気にしているのは、医学教育という立場からみて、その水準とか内容がこれによって低下するようなことがあっては困るということであろう。
- 全体の医師数ということについて、国としては、国立大学だけでなく公立大学、私立大学をも含めた結論を出さなければならないので、非常にむずかしい問題であると思われる。
- 医師数の問題がいつの間にか入学定員の問題と一緒に出てきているようであるが、どういうことであろうか。
- 医師になるには二つの関所があると考えられる。その一つは入学定員という問題であり、もう一つは医師の国家試験である。ここでコントロールされるわけであるが、そのことについてはこの中間意見の中では何も論じられていない。
- 入学定員の増減の問題については、一般教育の方で何か意見でもあるのであろうか。
- 一般教育の方では、別に定員は減らさなくとも何か対応する方法があるのではないかということである。例えば一部の医者を経外に開放するという方法を講じてもよいのではないかというような意見がある。
- 留学生等を見ると、卒業して日本で医者として働きたいという者が多くいる。
- 現実の問題として、東南アジア方面では医師数が少ないのは事実であるが、これをどうするかということは、国のレベルで考えるべき問題であろう。
- 東南アジア等で医師数が不足であるということは確かに事実であるが、それをどのような形で補うのか。この問題に関して何か文部省の方へ外国から申出でもあるのだろうか。
- 特に医師養成ということで留学生受入れをしてはいるが、留学生の中には勿論医学希望の留学生はいる。しかし、全体の数からすればその数は非常に少ない。
- 今回の「中間意見」では、将来の医療のあり方ということについては何も触れられていないが、医師数というのは今後の医療のあり方とも大いに関係のあることであるから、厚生省の方でもいろいろな医療という面についてももう少し検討してもらいたい。
- この「中間意見」の考え方は、現在の医療のかたちで続けた場合を前提としての考え方であるように思う。
- 21世紀の医療について、そのあるべき姿がどうあるべきかということについては、厚生省でも当初考えなかったというわけではないが、それを見極めるのは非常にむずかしく、正面からこの問題に取り組んでいたのではどうにも進まないというわけで、取敢えず周りから固めてから考えることにしようという方針のようである。

- 医者が増えればそれだけ医療費が嵩むことになるが、国にそれに見合う財源がないから医者を増やすなどと言われるとわれわれとしてはどうにも処置のしようがない。このように医師の制度が金の問題だけで左右されるということは医者としては不満である。
 - 医師の地域分布の問題であるが、現在全く手をつけずに放任しておいてよい問題なのか、それとも何か規制する方法があるのかどうか。それから、専門医の問題であるが、これについては人為的に何か方法を講じようとしているのかどうか。
 - 厚生省では現在そのようなところまでは考えていないようであるが、医療法改正についての動きはあるようである。そして、今度の改正の骨子は、現状のベッド数を勘定しそれを患者数と対比して、過剰なベッド数を持っていると判断したところについては新規の開業を認めないということのようである。
 - 現在医師数の問題に関連して手のつけられそうな問題として考えられるのは、次の3つの問題ではなからうか。
 - ① 入学定員の削減の問題
 - ② 医師数の調整の問題
 - ③ 専門科医の分布の問題
- しかし、これらの問題も、どれから先に手をつけていけばよいかということになると、どれもがそう簡単にいくような問題でもなさそうである。
- 僻地に医師がいないというのは医者の方の責任ではなくて、行政のあり方の問題ではなからうか。
 - 最近私立大学の医学部の受験者数が年々減少しているようであるが、この動向がどのようになっていくのかやや気になるころであ

る。

- 自治医科大学の卒業生の状況などを聞くところでは、僻地派遣は嫌われて、実際にはなかなか卒業生が動こうとしないようである。
- 医師の分布についてであるが、現在は都市集中型であって、医師の欲しい地域には医師が不足がちである。この問題を解決するためには、どうしても国がやるか医師会の方で対策を講ずるかしなければ解決しないのではないかと思われる。
- 21世紀の医学は予防医学の時代となるのではないかと思う。予防とはまず検診にある。検診を経て病気を見つけないという作業がますます盛んに行われることになるのではないかと考えられる。このように予防医学の基盤がしっかりできてこそ、医師数というものが考えられることになるのではなからうか。
- 医療が進むとそれに伴ってトラブルの問題も増加する可能性がある。これの対策についてはどのように考えられているのか。
- トラブルの問題は、現在特に増加しているというわけではないが、大体コンスタントにはあるわけであるから、その対応は考えなければならない。これに対する措置として現在行っているのは、弁護士を講師として講習会を開き、現場の臨床医などに集って貰って事を未然に防ぐためにはどのような注意をすればよいかというようなことを研修している。それから、実際に事が起こった時の対応として、取敢えず弁護士に相談するというような場合があると思うが、そのような費用については若干の面倒はみなければならないのではないかと思っている。
- 医師数の問題については、将来の医療の構造がどうなるかという問題はあるとしても、

このままの推移で21世紀に入るとすると、人口10万に対して医師数が300人を超すということになる。これは各国の現在の医師数の平均からみても多過ぎるのではないかと考えられる。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日の結論としては、この「中間意見」は大

体この方向でよいと思うが、できるだけデータベースとなるようなものについては更に調査していただき、それを参考に教育効果を下げないよう努力を続けてほしいということになるのではないかと思う。

なお、本委員会では今後どのようなことをすればよいかということについては、これから議論をしていくこととしたい。

以上をもって本日の議事を終了した。

教養課程に関する特別委員会

日時 昭和60年5月28日(火) 13:30~15:30
場所 学士会分館7号室
出席者 須甲委員長
川端、松山各委員
永野、緒方、重岡、伊理、坂井各専門委員

須甲委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

1. 教養課程の今後のあり方に関する問題点について

これについて委員長より次のように述べられた。

教養課程の今後のあり方に関する問題点については、これまでに小委員会においていろいろと議論をしてきた結果、配付資料「教養課程の今後のあり方に関する問題点(案)」のようにその大筋をまとめたので、本日はこれについてご審議を願ひ隔意のないご意見を承りたい。

以上のような挨拶があったのち議事に入り、まず配付資料の朗読があり、ついで次のような意見の交換が行われた。

○ 本案の中で、一般教育の教育体系に関連して「一般教育の科目内容と専門教育の科目内容を相対的に照合判断して、低学年に履習すべきものの他に、むしろ高学年で履習させる

べきもの、何時履習させてもさしつかえないものがあるはずである」と述べられているが、ここでは「一般教育の科目内容」とは言わずに「現在教養課程で開設されている授業科目の内容」というように言った方がよいのではなからうか。

- 「責任体制の確立」とはどのようなことを考えているのか。
- 大学によって教養部を置いているところもあるし、ないところもあり、また単科大学のようなところもあって大学にはいろいろな形がある。そのような中で各大学が一般教育のあり方について工夫していくためには、それに対して責任をもつ何らかのグループなり、連絡協議会なり、一般教育協議会というようなものがなくてはならないということである。
- 教養課程の単位数について何か議論されたのであろうか。
- 単位の問題については、小委員会でもあま

り突っ込んだ議論はしていないが、専門教育の学部が基礎教育科目又は専門教育科目の単位を教養課程の間に取りせたいということであれば、大学設置基準でも一般教育科目36単位の中12単位までは自由に振り替えることが出来るようになってるので、やれるはずである。

- 教養課程教育で一番問題になるのは、語学教育であると思われる。
- 私の大学では、語学教育を常勤の教官だけで受け持つとすると、学生100人くらいを相手にしなければならない。そこで非常勤講師を招かざるを得ないことになるが、これには財政上の問題も絡むので、なかなか十分な措置を講ずることが出来ないという事情がある。
- 語学教育には、少人数教育が必要であると思う。中には専門課程のゼミでの勉強によって語学もどうにかなるのではないかというように考えている教官もあるようである。
- 語学教育については現在各大学でもいろいろと工夫されているようであるが、それをオープンに堂々とやれるような場をつくる必要があるであろう。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

本日は、「教養課程の今後のあり方に関する問題点」についての小委員会案についていろいろとご意見を承ったので、その意見を踏まえ修正すべきところは修正して案文をまとめ、6月の総会にはその案を提出して報告したいと考えているのでご了承願いたい。

2. 卒業生を対象とした「一般教育に関するアンケート調査」の結果のまとめについて

これについて、委員長より次のように述べられた。

昨年初頭に当委員会が行った13国立大学の卒業生を対象とした「一般教育に関するアンケート調査」の結果については、同年6月の国大協総会に中間報告としてこれを提出したが、その際、正式の報告書は後日発表する旨報告した。そのような経緯もあって、その後小委員会において更にその内容を検討し解説も付して、最終報告書として来る11月総会に提出できるよう作業を進めている。なお、総会に提出後、各大学にこれを配付したいと考えている。

以上をもって本日の議事を終了した。

大学院問題特別委員会

日時 昭和60年5月24日(金) 13:00~16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 金子委員長

小野、須甲、種瀬、加藤、大藤、坂上、田中各委員
下沢、田中(稱)各専門委員

金子委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より次のように挨拶があった。

本日は、春の総会も近づいたので、その際における「委員会審議状況報告」のこともあり、小委員会のこれまでの検討状況についてご報告

をし、ご審議願いたいとお集まりいただいた。

現在の状況では、旧設大学院の充実に対する要望書は、その基となる報告書が膨大になるので、秋の総会に向けてまとめる方針としたい。

一方、新設大学院の方の要望書は、抽象的にもまとめ易いので、今次の総会に提出することにしたと考えている。

そこで、本日は新設大学院の方の要望書を一応用意してきたので、その内容についてのご意見を承りたい。

以上のような挨拶があったのち、議事に入った。

〔議 事〕

1. 大学院博士課程の新設拡充・改善充実に ついて

このことに関して、委員長より配付資料「大学院博士課程の新設拡充・改善充実に 関する要望書（案）」「大学院博士課程の新設拡充について（その一）」の内容について説明があり、ついで下沢専門委員より配付資料「大学院問題特別委員会の検討経過」を基に、これまで本特別委員会において行ってきた大学院問題の検討経過について報告があった。

以上の説明および報告に関し次のような意見の交換があった。

- 「大学院問題特別委員会の検討経過」の中に記述されている“設置基準の弾力化”ということは、いろいろの意味を含めて書かれているものと思うが、問題はそれが受取る側にどう受けとめられるかということである。そこで本委員会として注意しなければならないことは、新設大学院の場合と旧設大学院の場合とで言わんとすることに矛盾があってはならないということである。
- “弾力化”というのは、基準とか理念についてはその線からはずれないが、解釈の仕方の幅を拡げるということであろうと思う。

○ 旧設大学院の問題については、大学によって随分事情が違い、また学問分野によってもそれぞれ事情が異なるので、それらの点を十分吟味しコンセンサスを得た上で公表した方がよからうということから、いま暫く時間をかけることとしたい。

- 連合大学院の名称についてであるが、基幹大学の名前だけが表面に出て、参加大学の名前が隠れてしまうのではないかと心配がある。

また、連合大学院に参加すると、その後に総合大学院が設置された場合にどのようなことになるのであろうか。

- 連合大学院の名称に関係する問題であるが、学位を与える場合に、参加大学の名前を連記するとかいう問題もあるのではないか。
- 連合大学院に参加した後に、総合大学院が設置されたような場合にどうなるかという問題であるが、連合大学院に参加したら総合大学院を設けてはならないということは言われていないので、当面連合大学院に参加していても将来総合大学院の方に移行するという可能性はあるわけである。ただ、その場合、例えば農学部が連合大学院と総合大学院の双方に参加するのはむずかしいと思う。
- 今回スタートを切った2つの連合大学院（東京農工大学大学院連合農学研究科・愛媛大学大学院連合農学研究科）がうまくいかないと、後につづく連合大学院は困ることになるのでその責任は重いと思う。
- 連合大学院の中で水産系の問題はどのようになるのか。
- 当初は、農水系連合大学院構想という形でスタートしたのであるが、水産系の連合大学院というのは非常に難しいということであ

る。ただし、設置審の方では、先発の連合大学院の状況をみてから考えようという姿勢のようである。

概ね以上のような意見の交換があったのち、委員長より次のように述べられた。

「大学院博士課程の新設拡充・改善充実に関する要望書(案)」の今次総会への提出については別に異論もないようなので、本日の委員会での意見も踏まえ修正すべきところは修正したうえで、これを理事会に諮り総会に提出することにした。

2. 委員長の交代について

このことについて、委員長より次のように述べられた。

べられた。

本委員会での報告書作成の作業もまだ継続中であるが、私の学長任期が9月21日で満了となる。そこで、あまり差し迫ってから委員長を交代するのめどうかと考え、今次総会の終了を俟って次期委員長に交代したいと考えている。

なお次期委員長には大藤委員(岡山大学長)にお願いしたいと思うが如何であろうかお諮りする。

以上の委員長の提案について格別の異議もなく、大藤委員の次期委員長就任が承認された。

以上をもって本日の議事を終了した。

図書館特別委員会

日時 昭和60年5月27日(月) 13:30~15:30
場所 学士会分館3号室
出席者 松山委員長
町田、川井、加藤、山崎、添田各委員
石田(代:安達)、長沢、今村、田中各専門委員
(文部省)西尾学術情報課長、原図書館係長

松山委員長主宰のもとに開会。

開会に当たり委員長から、本日出席の西尾学術情報課長及び原図書館係長並びに石田専門委員の代理として出席された安達淳東大文献情報センター講師の紹介があり、ついで前回以降新たに委員に就任された山崎弘郎委員(東大図書館館長)、田中久文専門委員(東大図書館事務部長、今村慶之助専門委員(筑波大学図書館事務部長)の紹介があった。

[議事]

1. 昭和61年度概算要求について

初めに委員長から、文部省より昭和61年度概算要求内容や本年度予算内容並びに学術情報シ

ステムの今後の動向などについて説明を伺いたいと述べられ、ついで西尾学術情報課長から、配付資料「昭和60年度学術情報関係予算の概要」に基づいて主要予算計上の内容として、大学図書館職員長期研修経費・図書館維持費・図書館設備費・図書購入費・設備整備費・事務機構等整備・附属施設経費・研究特別経費・実習施設等設備費などについて説明があった。

ついで学術情報システムの見通しについて次のように説明があった。

学術情報システムの整備については、毎年予算が圧縮されている現状で果して何時頃完成するのかという声もあるが、文部省としては昭和61年度の国立学校特別会計予算編成の基本姿勢

となる「昭和61年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて」において学術情報システム推進に必要な改善・改革を重点項目の一つに掲げて大蔵省・総務庁に最大限配慮を願う心づもりであるので、国大協においても来年度予算要求に際してバックアップされるようお願いしたい。

続いて「学術情報システムの整備充実について」（配付資料）について説明があり、システム完成時までの過渡的施設として現在東大文献情報センターを共同利用施設ということで運営しているが、できるだけ早い時期に全国立大学のネットワークを組む方針である旨が述べられた。

以上の説明に関し、概ね次のような意見の交換があった。

- 学術図書がコンピュータ化されることによって大学が購入する図書冊数が減り予算節約につながるとの意見がある反面、コンピュータ化することによって図書発行部数が減り図書の値上りにつながるのではないかとか、学術図書から得る情報の価値は発行部数が減っても変るものではない、などの意見もある。
- 図書購入費に外部資金を導入し、例えば奨学寄付金の一部を全学的共通資金として運用することも一つの課題である。

以上のほか、図書関係予算獲得の技術的問題や各大学が自主的・弾力的に運用できる財源などについて意見の交換があったのち、委員長から次のような提言があり、了承された。

西尾学術情報課長より、学術情報システムの整備については文部省として昭和61年度概算要求に向って積極的に努力するつもりであるから

国大協の方でもよろしく支援してもらいたいとの意向が表明されたので、然るべく対処したいと考える。

2. 学術情報システムについて

委員長から、文献情報センターの状況について伺うことにしたいと述べられ、これについて同センターの安達講師から次のような説明があった。

昭和60年度は、教官1名、事務官3名の純増があり、事務主任制が事務長制になり、また事業費は目録端末開発費1,600万円、図書館システム開発費2,300万円、データベース作製費1,300万円が配賦された。以上が機構及び予算拡充のあらましである。

また本年度の事業内容は、二次情報データベース検索システムのサービス、新しいネットワーク接続方式の開発、学術雑誌総合目録登録システム機能の強化などである。

3. 大学図書館のあり方について

委員長から、このことについてフリートーキングを行いたいと述べられ、これについて図書館協議会の活動状況、図書館開放の状況、定員削減による図書館業務への影響、図書購入費の不足対策、などについて意見の交換があった。

このあと委員長から次のような提言があり、了承された。

今後、大学図書館のあり方や学術情報システムの対応などについて積極的に取り組む必要があるので、文献情報センターから専門委員を1名委嘱して、委員1名と専門委員からなる小委員会を設けて検討を進めることにしたい。

なお、小委員会の構成は、小委員長に川井委員を委嘱し、松山委員長及び各専門委員が参加

することとなった。

最後に委員長から、来る6月に開催される理事会及び総会で図書館特別委員会の審議経過を報告することになっているが、その内容は本日討議した各委員の発言を踏まえたものにした

ので委員長に一任願いたいこと、また次回は来る10月28日(月)午後1時30分より開催したい旨が述べられ、何れも了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

教員養成制度特別委員会

日 時 昭和60年5月17日(金) 14:00~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井沢委員長

山田, 須甲, 椎名, 丸井, 田浦, 池田, 小林,

川端, 後藤, 坂上, 岡本各委員

山田専門委員

井沢委員長主宰のもとに開会。

[議 事]

1. 今後の教員養成に関する諸問題について

初めに委員長より次のように挨拶があった。

今後の教員養成に関わる諸問題として、これまでに小委員会で検討してきた事項について申し上げ、ご意見を承りたい。

第1の問題として取り上げたのは、今後の人口動態の変化に伴って生ずる教員の就職難の事態について、どのように対応すればよいかという問題である。

これについては、課程制の見直しであるとか、教員以外の職域への進出問題であるとか、あるいは教育学部での教育を活かしてどのような新局面に対応していけるかというようなことをも含めて検討すべきであり、そのため取り敢えず、東京学芸大学、愛知教育大学、大阪教育大学等の卒業生の就職状況と進路の概要を調査し、それらの資料を基に検討を始めることにした。

それから、教員養成の今後の見通しについてもある程度の知識を得ておく必要があるのでは

ないかということから、昨年11月29日の小委員会の際に名古屋大学の潮木教授に特にご出席を願ひ、いろいろとお話を伺った。その所論の概要は、小・中学校教員に対する将来の需要というものは、各都道府県によってかなりの差があり、従ってこの問題は全国一律に論ずることは出来ないし、またそうすることは極めて危険であるので、今後それぞれの地域毎の事情を把握しながら方策を講ずることが必要であろうということである。

また、当面の義務教育人口の減少傾向は、10年乃至10数年後には総体的に回復に向うので、目前の10年間の事情のみに捉われて余り極端な方策を取るということは必ずしも賢明な策とは思われないということである。

その後12月には、小委員会メンバーの所属大学における教職志望の卒業生の就職状況について伺ったが、さらに本年1月31日には、文部省がこの問題についてどのような見通しを持っているか伺いたいと思ひ、城倉教育大学室長に出席を願ってその考えを伺った。

以上のような経過ののち、3月27日および本日の午前中に行った小委員会でさらに論議を行

った結果、概ね次のようなことがこのような事態の解決に役立つのではないかということになった。

- (1) 教員養成系の大学・学部では総定員は定まっているが、地域によっていろいろと事情も異なるので、そのような事情に応じて課程制の定員をもう少し柔軟に自由化して考えてはどうか。
- (2) 職域に対応するカリキュラムの多様化を検討する。また、これに対して、大学内の各学部間の相互乗り入れというような学部間の協力体制を整備する。
- (3) そのほか、教育学部の今後のあり方、免許法の内容等について検討する。

概ね以上のような経過報告があったのち、丸井委員より愛知教育大学の現状について次のような説明があった。

昨年度より東京学芸大学と愛知教育大学に教育方法改善経費という名目で調査費がついたので、現在その改善方策について目下検討を進めている。

愛知県人というのは地元志向が強く、わが校では95%くらいが愛知県からの入学者であり、その卒業生の多くは県内の教員に就職したいという希望を持っている。その中で最近では公務員とか、民間企業に就職する者が増えてきている。このような状況は他の教育系大学の場合と少し事情が違っているのではないかと考えられる。

現在、私の大学の学生定員は小学校課程700、中学校課程130、そのほか特別課程を含めて全部で1,035名である。問題は小学校課程700名であるが、これは45年～48年の頃に約140名くらいの増員があったのでこのような数になった

ものである。それが今日になって、構造的な不況を呼ぶものになっているというわけである。それで、これを何とかしなければいけないというわけで、59年3月に委員会を設けて改善策の検討を開始し、これまでに30数回の会合を開いて検討を続けている。

現在本学では、小学校1級、中学校1級、高校2級といった複数の免許を取得する者も多く、そのための取得単位数は全部で170～180単位程度にもなる。これらの学生がその志望どおり教職に就職できればよいが、就職できない場合にはその勉強は融通がきかないものになる。

そのような点から、現在の教職課程の制度——卒業条件と免許条件とが一体化されている制度——をもう少し弾力化してみてもどうかと考えている。この点は文部省でも賛成のようである。

それから、新たに日本語教育教員養成コースとか、あるいは情報関係の教育を行うようなコースを設けて、希望する学生をそれぞれ40名くらいずつ取れるようにしてはどうかと考えている。

この日本語教育教員養成コースについては、すでに筑波大学や東京外国語大学に設けられているが、これらの大学ではこれを主専攻として扱い45単位を関連単位として取るという形になっている。

ところが、私の大学で考えられているのは26単位程度の副専攻の形のものとして、免許は中学1級、高校2級くらいのところを目途に国語科を中心にして外国語、社会科関係（日本史、日本文化、日本事情等）の教官が一体となって弾力化してやろうというものである。

また情報関係のコースは、教育工学センターを中心としてそれに数学や技術教育、物理や理

科関係の教官が合同でやろうというものである。

以上が私の大学の現況である。

以上の説明に関連して次のような意見の交換があった。

○ 教員養成系学部学生の卒業条件と免許条件についてはもっと弾力化すべきであると思うので、この点積極的に文部省の方へはたらきかけるべきであると考えます。

○ その弾力化ということについては、単科大学の場合は学内措置ということがむずかしいのではなからうか。

○ 私の大学では、小学校課程を卒業する学生は410名ほどいるが、その中の半数程度は教員に就職できないといった状況にある。このような状況にあるが、東京近郊という位置的な関係もあって、民間企業の方へ相当多くの者が就職できるので、卒業して何もせず遊んでいるというのは少ないようである。

それから最近の現象として、理学部あるいは教養学部の学生の教員志望者が激減したという点が見られる。

○ 教員への就職が困難であるという事態は大学としてもそのまま放置しておくわけにもいかない問題であると考えますが、潮木教授の説明にもあったように、教員の需給関係もかなり地域差があるようであるから、学生定員の弾力化によって案外うまく運用できるのではなからうか。

○ 小委員会の議論の中で、他学部の教官を招いて民間企業へ就職できるような教育をしてはどうかということが提起されたとのことであるが、これは単位互換などによって出来ないことではないが、学生から言わせると、自

分は教育学部でこのような学科を修得しているのだというはっきりしたレッテルがないと企業側では認めてくれないのではないかとという心配があるのではないか。

○ 課程の定員の流動化ということについては、コース間の流動化ということだけでなく、できることなら課程に属さないような定員も置けるようにしてはどうであろうか。

○ それは教育学部の中に教員にはならないようなコースを設けるということであろうと思うが、これには文部省の一部では消極的であるように思われる。しかし、そこまでやらなければ67年度以降は大変な事態になるのではなからうか。

○ 現在、学生の多くは複数の免許を取って教員就職に対応しようとしており、そのため学生は180~200単位といったような過重の単位を取っている。このような教育体制を一方に置きながら、他方でまた新たに情報教育のような他のコースを設けるとなると、更に多くの単位を取らざるを得ないという結果となるのではなからうか。そのような状況は教育効果からみてもあまり好ましい形ではない。そこで、このようなコースへ進むものに対しては、現在定められている履修科目を軽減する措置を講ずる必要がある。

それからもう一つの問題は、教員の採用基準が事実上複数免許の取得を要求していることである。これをこのままにしておくこと、教育学部のカリキュラムは過重になりながら焦点はボケることになる。

○ 先程の日本語教育についての説明の中で、これを副専攻として26単位程度のものにするとの話があったが、この単位数には何か基準でもあるのであろうか。

- これは文部省内でそのための研究会を設けて検討した結果の案のようである。
- 筑波大学や東京外国語大学で行われる日本語教育教員養成コースでは、これを主専攻として扱い45単位を要求している。これが一人前の日本語教師として社会に迎えらるることになるのであれば、副専攻として26単位を取得した者はどのような待遇で社会に迎えらるることになるのであろうか。
- 現在のわが国の日本語教育教師というのは実に自由で多様である。そこでこれに一定の基準を与えようということで生まれたのが検定制度である。このような検定制度による日本語教育教師に対して、今度新たに主専攻なり副専攻なりの課程制を修了した日本語教育教師を社会へ送り出そうということになったわけである。なお、この検定制度というのは、これまでの日本語教育教師のみについて行われるものであって、合否だけを決めるといふかたちで行われている。また、日本語教育教師の課程制については、副専攻のレベルでその資格を与えようということである。
- プログラマー教育ということも考えておられるようだが、これについてはどのような就職分野を想定して教育されるのであろうか。
- 私の大学には工学部出身の教官もいるので、ソフト関係のことだけでなくハード的なことも組み入れた教育をして送り出したいと思っている。しかし、これは工学部の情報工学科などと比べると多分にソフト的な要素の濃いものであるといわざるを得ないであろう。
- その就職先は勿論企業ということであろうが、当面はこの方面の需要は高いし、また教員となる者についてもこれからは情報関係の

知識が大いに必要となることと思う。

おおむね以上のような意見の交換があったのち、委員長から、今後の検討の進め方について次のように述べられた。

今後の人口動態の変化に伴う教員就職の困難化に対する対応の問題については、これまでの論議を踏まえ、地域の教員需給の状態を考慮して、新しい課程やコースの増設を含めて現在の課程制定員の弾力化や自由化、カリキュラムの多様化、大学内の他学部との相互乗り入れなどによる他学部の協力等のことが考えられる。またこれらと関連して教育学部の今後のあり方や、免許法の内容についても検討する必要があると思われる。

2. 試補制度について

これについて委員長より次のように述べられた。

臨時教育審議会（以下「臨教審」と略す）においては、これから社会人の教員登用あるいは教員採用に当たり試補制度を導入することなどを検討するというような情報がある。試補制度のことについては、いずれ臨教審の方より答申が出されることになろうから、国大協としてもある程度の見解をまとめておく必要があるのではないかと思い、去る4月19日に小委員会を開いて大体次のようなことを検討した。

- (1) 臨教審で検討されようとしている試補制度については、その性格や内容がまだわからない。しかしこれを初任者研修というような性格のものを受け止めて考えれば、これは採用した初任者に対する指導研修の充実という点でも必要であることは前から議論していたことであるから賛成である。

- (2) 初任者研修の期間については、6カ月以上大体1年間で適当と考えられる。
- (3) 資格については、4月1日から正規の教員として採用し、副担任というような資格を与えて研修をさせる。
- (4) 教員の定年退職の時期(3月末)を少し延長して研修のアドバイザーとすることも一つの方法である。
- (5) 研修の内容については、大学における教育を基礎として、教職の実務に必要な知識技能を重点的に研修することを目的として、現場の学校とか研修センターといったところで行う。
- (6) 現行制度における大学のカリキュラムの中の教育実習は、教職課程を完成し、教師としての基礎資格を与えるために必要である。
- (7) 教育学部や一般大学における教員養成は、教職課程および教育実習のための1年間というものをプラスして、5年間教育として大学の責任において行うことも一案である。
- (8) なお、初任者研修は、あくまでも教員の適格者を育てるという視点から行われるべきものであって、いわゆる不適格者の排除ということは、大学における教職課程の充実、教員採用制度の改善、採用後の研修制度の充実、人事管理の改善等によって解決されるべき問題であろうということである。

おおむね以上が小委員会の議論の中で得られた見解である。

以上の説明に関し次のような意見の交換があった。

- カリキュラムの中の教育実習はやはり残すべきであるという考え方であろうか。
- 教育実習については、一般大学を含めて現

行程度のことは必要であろうという考えである。

- 初任者研修が行われる場合の身分はどのように考えられているのか。
- 初任者研修というのは一応教員の身分を持って行われるべきものであると考えている。
- 初任者研修が教員の資質向上に役立たせるというものであるとすれば、やはりそれに応ずるある程度の財源の援助は必要であろう。
- 現職教員の再教育の問題は臨教審の話題にもあまり出ていないようであるが、これについてはどのように考えておられるのか。
- 現職教員の再教育は必要であるということは小委員会の議論の中で前々から出てきている問題であるので、一つの検討事項として取り上げるべき問題であると考えている。
- 「試補」ということについては、どのように解説されているのか。
- 試補については次のように解説されている。

特別な身分において、1年程度の期間に任命権者の計画の基に実地修練を行わせ、その成績によって教諭に採用する。

なお、併記として次のように書かれている。

試補制度の導入に替えて、教員の新規採用後1年間研修期間とし、特定学校等に配置し学級担任等をせず、そこを拠点としているいろいろ研修に参加したり、近隣校で習熟した教員のもとで必要な実地研究を受ける等研修制度の拡充整備を図るということである。

- 国大協としては、試補制度については、一応教員に採用された者の研修というように考えており、併記に書かれているような制度がよいのではなかろうか。

そこで、試補制度については、特別な身分としての試補制度には賛成できないが、それに替わる初任者研修の実施には賛成であるということをはっきり言った方が国大協見解と

してはすっきりするのではないか。

おおむね以上のような意見の交換があり、本日の議事を終了した。

(第18回) 入試改善特別委員会

日 時 昭和60年5月30日(木) 14:00~16:45

場 所 国立大学協会会議室

出席者 松田委員長

藤井、山田、小野、井出、天野、小林、丸井、永田、松井、池田、田中各委員
(大学入試センター) 壺天所長、肥田野副所長、白石管理部長

松田委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

◎ アンケートの集約および入試改革案の取りまとめについて

初めに委員長より次のように述べられた。

来る6月開催の総会に提出する予定の入試改革案の取りまとめについて、本委員会に先立ち午前開催した小委員会において、過般本委員会が各大学宛実施した「入試改善に関するアンケート」の集計結果を踏まえて協議を行った結果、これがほぼまとまったので、これについて本日も協議いただいて、本委員会案を取りまとめたいと考えるので、よろしくご審議いただきたい。

ついで、丸井小委員会委員長より、小委員会における審議状況について、おおむね次のような説明があった。

本日午前に小委員会を開催し、事務局で整理したアンケートの集計表およびアンケートの集約に基づき松井委員がまとめた「アンケート回答集約上の問題点」について同委員より説明を聞き、これを踏まえて入試改革案の取りまとめ

方について協議を行った。そのアンケート結果の詳細については後ほど松井委員より説明いただくこととしたいが、各大学からの回答は各設問によって多少の違いはあるものの全体としては「賛成」が多数であり、この結果中間報告に示した改革案はおおむね支持を得られたものと判断される。

それで、このアンケートの結果を踏まえて、総会に提案する入試改革案を取りまとめることとし、改革案の叩き台として私が作成した私案をもとに種々協議を行った。その結果取りまとめたのが、お手許配付の「国立大学入学者選抜方法の改革について(案)」である。

なお、「理科」および「社会」の選択科目の試験について「中間報告」では、普通科高校出身の受験者については「理科I」および「現代社会」を試験科目の対象から外すことを提案しているが、これについて小委員会としては、今回のアンケートの回答の中に、「この科目を試験科目の対象から除外する理由が必ずしも明確でなく、高校教育の正常な発展のためにも、これらを除外すべきでない」という意見がみられることや、また高校側にも同様の観点から「他

の選択科目と横並びで出題してほしい」という希望意見が聞かれることなどのことを考え合わせると、「理科Ⅰ」および「現代社会」についてそれぞれの教科の選択科目に含めることにした方がよいのではなからうか、という意見になった。配付資料の「社会科、理科の出題・解答科目について」は、これを文章化したものであり、この点も併せてご検討いただきたい。

おおむね以上のような審議経過説明があり、ついで松井委員より、アンケートの集計結果およびアンケート集計上の問題点について、配付資料をもとに詳細な説明があった。

以上の説明があったのち、小委員会より提出された「国立大学入学者選抜方法の改革について(案)」について検討が行われた結果、原案を一部修正することとし字句の修正が施された。

なお、「理科Ⅰ」および「現代社会」についての受験上の取扱いについては「中間報告」にある方針どおり、「あらかじめ願ひ出た職業科高校出身の受験生を除いては受験できないものとする」こととし、この旨を同案に書き加えることとした。そして、この記述表現を含め改革案の取りまとめについて委員長と小委員会に一任することとした。そして、来る6月3日開催の理事会にこれを諮って了承を得たうえ同19日開催の総会に提出することとした。

なお、今回実施したアンケートの結果について、これをさらに整理しコメントを付したうえ総会開催前に各大学宛送り、各大学長が見たうえで総会に臨めるよう措置することとした。

以上をもって本日の会議を終了した。

特別会計制度協議会

日時 昭和60年5月17日(金) 14:00~16:00
場所 東海大学校友会館(望星の間)
出席者 (文部省側) 佐野事務次官、宮地高等教育局長、大崎学術国際局長、西崎官房長、高野文教施設部長、植木審議官、坂元会計課長、佐藤大学課長、佐藤医学教育課長、佐藤研究機関課長、木村計画課長、工藤会計課副長、日下人事課給与班主査(国大協側) 沢田会長、松田副会長、黒木第4常置委員長、田中九州大学長(有江第6常置委員長代理)、森東京大学長、種瀬一橋大学長、飯島名古屋大学長
宮野、前田、築坂、石塚各専門委員

沢田会長が慣例により議長となり開会。
初めに、議長から国大協側構成員の交代および代理出席について報告があり、つづいて次のような挨拶があった。
本日は文部省から、「昭和61年度概算要求事項の基本方針」について協議会開催の申し越しがあったのでお集まりいただいた。よろしくご協議のほどお願いする。

ついで、佐野事務次官より、概ね次のような挨拶があった。

昭和60年度予算は4月5日成立し、予算関連法案の国立学校設置法の一部改正案が本日公布の運びになった。

また、昨年8月発足した臨時教育審議会は昨秋部会を設置してから審議が急ピッチに進められ、4月24日に「審議経過の概要(その2)」

が公けにされた。現在、総会を中心にその内容が更に審議されているが、6月末には第1次答申が取りまとめられることになっている。

第4部会担当の高等教育関係では、今回の「概要」の中に、入試改善の方策としていわゆる「共通テスト」の提案等が盛り込まれており、その審議がこれから進められることになろう。

なお、第2～3次の答申の際に、高等教育の問題が重要な課題になることは疑いないことであり、高等教育の在り方、特に国立大学の在り方について、きびしく論議されることが予想される。その議論を実りあるものにするためには、国の財政の中でどれだけの投資を高等教育に対して行うべきかについて、しっかりした実証的なデータに基づく理論をもつ必要がある。文部省としても、そのために出来るだけの準備を行いたいと考えているので、国大協においてもこの点について十分審議されるようお願いする。

昭和61年度予算の概算要求について、現時点では政府全体の方針は決まっていないが、深刻な財政事情により財政改革の推進が現下の緊急かつ重要な課題であることから、引続いて概算要求枠がマイナスになることは必至の情勢と思われる。

国立学校特別会計予算の概算要求の方針に関しては、後刻関係部局から説明するが、今年度より更にきびしくならざるを得ないであろう。しかし、国立大学に関しては、このようなきびしい状況にあっても、昭和61年度以降における18歳人口の急増、急減状況に適切に対処するための入学定員の臨時増募の実施、高等教育全体の質的な充実、重要基礎研究、国際交流、国際協力等の推進など、大きな課題があることは十

分承知しており、そのため出来る限りの努力はするつもりである。

しかしながら、各大学におかれても、より一層既定の定員、経費あるいは各種事業の遂行方法等の全般にわたり徹底した見直しと工夫・改善を図り、財政負担の軽減と効率的かつ活力ある教育研究の遂行のために特段の努力をお願いしたい。本日はこのような状況下における概算要求の方針について忌憚のないご意見を伺い協議をお願いするが、今後とも一層のご理解とご協力を賜ようお願いする。

以上のような挨拶があった後、文部省側の出席者の紹介があり、引きつぎ協議に入った。
[協議]

◎ 昭和61年度国立学校特別会計予算概算要求の基本方針について

初めに、宮地高等教育局長より、配付資料「昭和61年度国立学校特別会計予算の取り扱いについて(説明資料)(案)」に基づき、昨年度の資料との相違点を中心に説明があったのち、学生の臨時増募に関し、全体の規模と方針及びこれに伴う財政措置の見通しについて説明があり、各大学の協力方について要望があった。

次に、大崎学術国際局長より、基礎科学振興のための研究条件の整備、国際協力・交流の促進、個別事項として外国人留学生の受入れ拡充、学術情報ネットワークの整備及び社会的要請に対応した研究協力体制の整備の方針について説明があった。

次に、坂元会計課長より、配付資料「昭和60年度予算額総表」に基づき、文部省所管予算、特に国立学校特別会計予算について詳細な説明があり、つづいて配付資料「文部省所管一般会計予算使途別の構成」により、使途別構成比の

前年度との比較と今後の推移の見込み並びに配付資料「財政の中期試算」により、国の財政全般の状況及び国立学校特別会計における昭和61年度要調整額の試算について説明があったのち、行(二)職員の不補充及び定年制施行に伴う定員減による昭和60年度業務改善委託費について説明があった。

次に、高野文教施設部長より、新設大学に対する施設整備及び既設大学の老朽化による大型改修への対応などについて説明があった。

次に、日下人事課給与班主査より、大学における教室系技術職員の専門技術職俸給表の適用について、人事院の見解及びこれに対する文部省の方針について説明があった。

以上の説明に関して、国大協側より主として次の事項について要望が述べられ、種々意見の交換が行われた。

- 学生の臨時増募にかかる教官定員の確保及び施設・設備の充実について
- 定年制施行に伴う不補充措置及び行(二)職員の不補充による業務委託費について
- 国立学校の授業料値上げの抑制について
- 教室系技術職員の専門技術職俸給表適用について
- 基礎研究の重視について

以上をもって本日の協議を終了した。

第76回総会国立大学協会事業報告

(注) 第75回総会より今総会前まで

1. 諸 会 合 (92回)

(1) 第75回総会

59. 11. 15 (木)

11. 16 (金)

(2) 事務連絡会議

59. 11. 15 (木) 幹事会

11. 16 (金) 第42回事務連絡会議

(3) 理 事 会

60. 2. 28 (木)

6. 3 (月) 委員等選考役員会

6. 3 (月)

(4) 常置委員会 (34回)

1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 第二臨調における「国立大学の学部等の再編整理」の指摘を契機として、国大協の自主的立場から“国立大学のあり方”について検討することになり、一昨年1月、第1常置委員会の下に「大学のあり方の検討小委員会」を設置して、今日まで27回(今期は7回)の審議を重ねてきた。

その審議の目標は“大学の活性化”を図ることに置き、その見地から主として大学における教育と研究のあり方の問題を中心として①教養と一般教育、②専門分野別教育、③大学における評価、等の問題について具体的検討を行い、本年4月6日の小委員会において「小委員会調査報告(案)」を取りまとめた。

以上の小委員会での検討状況に即応して第1常置委員会では、小委員会の審議経過を聴取してその内容について討議を行ってきたが、今回の「小委員会調査報告(案)」を受けて、その内容を検討の上、これを要約した中間報告をまとめ、これに小委員会報告を付して今総会にこれを提出することとしている。

(委員会開催状況)

59. 11. 29 (水) 大学のあり方の検討小委員会

12. 10 (月) ”

12. 10 (月) 常置委員会

60. 1. 19 (土) 大学のあり方の検討小委員会

2. 27 (水) 常置委員会

3. 6 (水) 大学のあり方の検討小委員会

3. 20 (水) ”

3. 29 (金) ”

- 4. 6 (土) 大学のあり方の検討小委員会
- 4.12 (金) 常置委員会
- 5.21 (火) ”
- 6.11 (火) ”

2) 第2常置委員会(学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) 共通入試制度に対する世上の批判に鑑み, 第2常置委員会では一昨年初頭より, 共通入試の実施上の改善方策について審議を始め, 「共通1次試験の実施期日の繰り下げ」「自己採点方式の見直し」「試験科目数の削減」「推薦入学の枠の拡大」「第2次募集の拡大」「第2次試験の受験機会の複数化」等の問題を取り上げて検討を進めてきたが, 一昨年6月に入試改善特別委員会(大学入試のあり方について抜本的検討を行うために設置)が設置されたため, そこでの審議の進行に対応しつつ検討を進めることとした。

ただ, この中の「共通1次試験の実施期日の繰り下げ」の問題は, 当面の急を要する問題であるため本委員会で処理することとし, 昭和60年度の入試実施期日繰り下げの決定に続き, 61年度の実施期日についても決定を行った。なお, 62年度以降の試験実施期日については今後さらに検討することとしている。

一方, 入試改善特別委員会の審議の進行に対応して, 同特別委員会が入試改革案として構想している「試験実施教科・科目の軽減」「受験機会の複数化」の問題の具体的内容および実施の細目等について, 大学入試センター実施方法専門委員会と連携して検討を始めることにした。

また, 一昨年以來検討を進めてきた「国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ(案)」について, 各大学の意見ならびに理事会の意見を基に成案をまとめ, 今総会に提案することとしている。

(委員会開催状況)

- 60. 2.23 (土) 常置委員会
- 3.12 (火) 小委員会・入試教科目改訂専門委員会合同会議
- 4. 4 (木) 入試実施方法検討合同委員会
- 5.16 (木) ”
- 5.28 (火) 常置委員会
- 6.18 (火) 入試実施方法検討合同委員会

3) 第3常置委員会(学生の厚生補導)

(主要審議事項) 近來問題化してきた“大学生の無気力化”への対応として「学生の生活指導・相談」の問題を取り上げて検討を進めてきたが, その論議の過程で, この問題を「学生の精神的健康管理」の視点から検討していく方針となった。そして, この問題に対処していくためには保健管理センターの組織・機能との関わりが深いことから, このセンターの大学内における位置づけやこれの運営のあり方, 組織・施設の充実, およびこのセンターを中心とする全学的な協力体制の確立等の問題を重点に検討を進めてきた。

その結果, これらの“無気力学生”への教育的対応として, 「全学的ヘルスケアシステムの確立」を図るべきであるとして, そのモデル案の提示を行うこととし, これに関連して今後「保健管理センターの整備充実」について検討を始めることとした。

一方, 大学卒業予定者のための就職事務の開始時期等の問題(いわゆる「就職協定」の

問題)に関し、この協定の維持・遵守の徹底を図るため、就職問題懇談会(国公立大学・高専11団体で構成)と連携を取りつつ検討を行った。

(委員会開催状況)

59.12.11(火) 常置委員会

60.2.6(水) 小委員会

5.15(水) 常置委員会

4) 第4常置委員会(教職員の待遇改善)

(主要審議事項) 本委員会は、当面の検討課題として「国立大学教官の待遇改善」「助手の処遇改善」「研究技術専門官制度の新設——技術系職員の待遇改善」「国立大学事務職員の待遇改善」等の諸問題を取り上げて検討を続けているが、本年6月には、これらの問題を包括した「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を総会に提案のうえ関係方面に提出することとしている。

また、最近における人事院勧告の実施状況に鑑み、この勧告制度の趣旨からこれらの完全実施を要請することとし、「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を関係方面に提出することとしている。

一方、本協会が長年に亘り要望を続けてきた「研究技術専門官制度の新設」の問題は、このたび人事院が構想した「専門技術職俸給表(仮称)」の設定によって途が開かれることになったが、これの適用条件を廻りなお問題があるため、さらに検討を続けることとしている。

(委員会開催状況)

59.11.16(金) 常置委員会

12.5(水) 小委員会

60.2.15(金) 常置委員会

3.15(金) 小委員会

5.10(金) //

5.10(金) 常置委員会

5) 第5常置委員会(大学間の協力)

(主要審議事項) 国際交流の活発化に伴い、国内外大学間の交流促進を担当する本委員会の関係する事項も多岐となってきたが、当面の重要課題として、先に「21世紀への留学生政策懇談会」が提言した“留学生受入れ規模の拡大”に関わる問題を取り上げることとし、このため新たに「留学生問題検討小委員会」を設置し(58年10月)、まず留学生に関する既存資料の分析検討から着手し、問題点の整理を行い、必要に応じアンケート調査の実施も考慮している。

また、例年実施している外国学長の招致事業について、本年度はインドネシアから3名の学長を10月下旬頃に招待する計画で、目下その具体的準備を進めている。

なお、10数年前に相互交流のあった西独のDAAD(ドイツ学術交流会)からの申し入れによる「西独大学との学術・教育の交流」の問題についても協議し、本年の日本側の訪独、来年の西独側の訪日、という計画が進行中である。

またこれとは別に、アメリカ州立大学協会からの申し入れによる同協会学長団(約15名)

の訪日も具体化し、今秋10月初旬～中旬の10日間に亘り大学の訪問視察(東京地区3大学、関西地区5大学の予定)、ミーティングの開催等が行われる予定である。

一方、大学の国際化が進む中で、学術国際交流を推進するため、外国人研究者や留学生を受入れる国際大学都市(仮称)を各地域ブロックごとに創設することが重要な施策と思われるので、これの実現を促進するための要望書を提出することとしている。

そのほか、文部省より、昭和60年度の国際交流関係予算の概要について説明をきき、意見交換を行った。

(委員会開催状況)

60. 2.18 (月) 常置委員会
5.27 (月) //

6) 第6常置委員会(大学財政、学費問題)

(主要審議事項) 本委員会は、当面の課題として「特別会計制度のあり方」「国立大学授業料の問題」「若手研究者の活性化」「定員削減の対応」等の諸問題を取り上げているが、差し当って、値上げが続いている国立大学の授業料の問題に取り組むこととし、本年秋の総会を目的に、この問題についての基本的見解の取りまとめを行うこととしている。

また、「特別会計制度のあり方」の問題に関し、その後の推移に鑑み、本制度発足当時の経緯に遡って吟味し、この制度の活用の方途を探るべく検討を進めている。

そのほか、昭和60年度予算および昭和61年度概算要求事項について文部省より説明をきき、意見交換を行うとともに、これらに対する要望事項をまとめ、特別会計制度協議会の席上において文部省側に対し善処方を要望した。

(委員会開催状況)

60. 1.23 (水) 常置委員会
1.30 (水) 大学財政小委員会
4.26 (金) //
4.26 (金) 常置委員会
5. 9 (木) //

(5) 特別委員会(40回)

1) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 学術審議会の「今後における学術情報システムの在り方について」の答申(55年1月)を受けて「学術情報センター」の設置が進行中であるが、同センターの実働化に伴う大学図書館のあり方についての総合的なビジョンを確立する作業を進めている。

(委員会開催状況)

60. 5.27 (月) 特別委員会

2) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 第二臨調の第2部会の指摘事項の中の「国立大学の学部等の再編整理」の問題に関連し、いわゆる“医師過剰”の問題をも含めて「国立大学医学部の定員および医学教育のあり方」について検討を続け、医学教育の改善策についての意見の取りまとめ

を進めている。

また、厚生省の「将来の医師需給に関する検討委員会」がまとめた“中間意見”について検討を行い、これに対する本協会としての見解を取りまとめておくこととした。

(委員会開催状況)

59. 12. 17 (月) 特別委員会
60. 2. 19 (火) //
5. 24 (金) //

3) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 昨年1月、関係大学(本特別委員会委員が所属する13大学)に依頼して実施した当該大学卒業生(昭和38年3月及び53年3月卒の2グループを選び、各学部5名宛総数660名)に対するアンケート調査を取りまとめるとともに、この結果をも参考にして教養課程教育の問題点について更に検討を行い、教養課程のあり方について一定の方向づけを行うべく作業を進めている。

なお、上述のアンケート調査については、さらに詳細な報告書を秋の総会を目途に作成することとしている。

(委員会開催状況)

59. 12. 21 (金) 小委員会
12. 21 (金) 特別委員会
60. 5. 8 (水) 小委員会
5. 28 (火) //
5. 28 (火) 特別委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 昭和56年4月以降検討を続けてきた教員免許制度・資格制度を中心とした「大学における教員養成——教員養成制度充実のための課題」の調査報告書が昨年6月の総会で了承され、その作業が一段落したので、今後の検討課題について協議し、次の2つの問題を取り上げることとした。

①今後の人口動態の変化に伴う教員就職の困難化に対する対応の検討(新しい課題・コースの創設、課程別定員の弾力化、カリキュラムの多様化、教育学部の今後のあり方、免許状の内容の検討等)

②いわゆる“試補制度”についての検討(身分としての試補制度でなく初任者研修という性格として捉える、その場合の研修の方法・内容等について)

(委員会開催状況)

59. 11. 29 (木) 小委員会
60. 1. 31 (木) //
3. 27 (水) //
4. 19 (金) //
5. 17 (金) //
5. 17 (金) 特別委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 昭和57年11月に「大学格差問題特別委員会」から「大学院問題特別委員会」に改組して以来、大学院博士課程の整備拡充の問題に専念し、いわゆる“新設大学”への博士課程設置の促進と、いわゆる“旧設大学院”の改善充実についての構想を近く取りまとめるとともに、これに関する要望書を今総会に提案することとしている。

(委員会開催状況)

- 59. 12. 10 (月) 小委員会 (旧設)
- 60. 1. 11 (金) 小委員会 (新設)
- 1. 28 (月) 小委員会 (旧設)
- 3. 13 (水) 文部省「大学院問題調査研究会議」との合同会議
- 3. 19 (火) 小委員会 (新設)
- 5. 13 (月) 小委員会 (新設)
- 5. 24 (金) 特別委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) 国立大学の入試制度を根本より再検討して、適切な入試のあり方を究明する目的の下に一昨年6月設置された本委員会は、これまでに18回(そのほか小委員会を23回)の会議を開催して審議を進めている。

この間、昨年11月総会で、入試改善に関する「了解事項」に基づく3項目についての調査結果を報告して以後、正式アンケートの作成に向けて作業を進め、本委員会の入試改革構想をまとめた「中間報告」を作成のうえ、この中に提示されている「改革(案)」（共通第1次学力試験の実施教科・科目及び第2次試験の受験機会の複数化に関するもの）に対し各大学の意見を問うアンケート調査を実施した(4月4日発送, 5月25日締切)。

その後、このアンケート調査の集約を行うとともに、この結果を踏まえて改めて「入学者選抜方法の改革(案)」を取りまとめ、これを今総会に諮ることとしている。

(委員会開催状況)

- 59. 12. 1 (土) 小委員会
- 12. 15 (土) "
- 12. 17 (月) "
- 12. 17 (月) 特別委員会
- 12. 25 (火) 小委員会
- 12. 27 (木) 特別委員会
- 60. 1. 12 (土) 小委員会
- 1. 18 (金) "
- 1. 19 (土) 特別委員会
- 2. 2 (土) 小委員会
- 2. 9 (土) "
- 2. 16 (土) "
- 2. 26 (火) "
- 2. 26 (火) 特別委員会
- 3. 17 (日) 小委員会

- 3. 18 (月) 特別委員会
- 5. 30 (木) 小委員会
- 5. 30 (木) 特別委員会

(6) 特別会計制度協議会 (2回)

(主要審議事項) 文部省と国大協との間で国立大学の予算問題について協議するために設けられた本協議会を下記のとおり開催し、昭和60年度予算の概要ならびに昭和61年度概算要求事項について説明をきき、意見交換を行った。

(協議会開催状況)

- 60. 1. 24 (木) 協議会
- 5. 17 (金) //

(7) その他の諸会合 (9回)

- 59. 11. 26 (月) 高校長協会との懇談
- 12. 11 (火) 入試問題懇談会
- 12. 21 (金) イギリス国大学長との懇談
- 60. 2. 14 (木) 臨教審問題懇談会
- 2. 15 (金) 国公立大学入試問題連絡協議委員会
- 2. 22 (金) 高校長協会との懇談
- 3. 15 (金) 日教組大学部との会見
- 3. 22 (金) アメリカ州立大学協会学長団訪日の打合せ会
- 6. 8 (土) 国公立大学入試問題連絡協議委員会

2. 要望書その他の諸活動 (14件)

■対外的諸活動

59. 11. 28 予てより本協会がその実現を要望してきた「研究技術専門官制度の新設」に関し、人事院はこれに対応するため新たに「専門技術職俸給表(仮称)」の設定を構想し、これを昭和60年度人事院勧告に盛り込む方針としているが、この両者の構想には相当の隔りがあり、その調整が必要となったため、松田副会長、諸星第4常置委員会委員長等が人事院を訪れ、加藤人事官と面談し、大学の事情を説明のうえ配慮方を要望した。
59. 12. 3 一昨年11月に「勤労学生控除制度の存続とその改善」についての要望書を関係方面に提出したが、その後の情勢になお憂慮すべき点があるため、再度同趣旨の要望を行うこととし、文部大臣あて重ねて要望書を提出した。
59. 12. 7 第二臨調の最終答申に基づく政府の「行政改革に関する当面の実施方針について」の閣議決定(59. 1. 25)によって、“定年制度施行による退職者の後補充については、真に必要な場合を除き行わないこととする”との抑制措置が取られたが、この措置は特に国立大学に深刻な影響を及ぼすことになるため、昨年5月以降4回に亘り要望を続けてきたが、更に平野会長が総務庁の山地事務次官と面談し、国立大学の特殊事情を説明し配慮方を重ねて要望した。
60. 2. 27 臨時教育審議会の第2部会より当協会に対し、「学歴社会の問題」について意見陳

述を求めてきたので、山村第1常置委員会委員長が本協会を代表して出席し、意見陳述を行った。

60. 3. 8 同じく臨時教育審議会総会より「教育改革に関する提言等」についての意見陳述を求めてきたので、沢田副会長、大藤理事（岡山大学長）、田中理事（九州大学長）の3学長が出席し、沢田副会長が総括的な提言を行い、ついで両理事がこれの補足説明を行った。

60. 3. 18 同じく臨時教育審議会の第4部会より「大学入試問題」について意見陳述を求めてきたので、松田副会長（入試改善特別委員会委員長）が出席し、意見陳述を行った。

○各大学への意見照会等

59. 12. 19 医学教育に関する特別委員会では、厚生省の「将来の医師需給に関する検討委員会」がまとめた“中間意見”に対する意見をまとめるため、医学部を置く各国立大学長に対し、この中間意見についての意見を提出されるよう、委員長名をもって依頼した。

60. 4. 4 入試改善特別委員会では、大学入学者選抜方法の改善に関する当面の具体的改革案がまとまったので、これに対する各国立大学の意見を徴するため、各国立大学長に対し委員長名をもって意見照会を行った。

○資料・連絡強化等

59. 12. 13 「勤労学生控除制度の存続およびその改善」に関し、昨年に引続き再度関係方面に要望書を提出したことに関し、事務局長名をもって各国立大学長あて報告した。

59. 12. 13 「研究技術専門官制度の問題」に関し松田副会長等が人事院に対し要望を行ったこと（59. 11. 28）、および「定年制度導入に伴う退職者の後補充抑制の問題」に関し平野会長が総務庁に対し要望を行ったこと（59. 12. 27）の2件に関し、事務局長名をもって各国立大学長あて報告した。

60. 3. 12 臨時教育審議会からの意見陳述要請に応じ当協会関係者が数次に亘り意見陳述を行ったこと、およびこのような状況に鑑み、その対応のため「臨教審問題懇談会」を臨時に設置したことに関し、事務局長名をもって各国立大学長あて報告した。

60. 3. 15 各大学の参考に資するため、特別会計制度協議会（60. 1. 24開催）において文部省側より説明のあった「昭和60年度予算の概要」の内容を、事務局長名をもって各大学長あて送付した。

60. 3. 26 当協会が予め要望している「研究技術専門官制度の新設」の問題の進展状況および今後の対処方針等について、事務局長名をもって各国立大学長あて報告した。

60. 3. 28 新規大学卒業予定者の就職のための採用選考時期等に関し、就職問題懇談会（国公私立大学・高専11団体が構成）の申し合せに基づき適切に処理されたい旨、会長名をもって各国立大学長あて通知した。

3. 要望書の受理

前総会以後に当協会あて提出された要望書は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項	関係委員会
59. 11. 15	日教組大学部	国大協総会に当たって	各学長
11. 19	全国大学院生協議会	育英奨学金の改善, 通学定期について, OD問題について	第1・第3常置 大学院特別委
11. 30	九州大学「教員の待遇改善をめざす会」	人事院勧告の完全実施について	第4常置
12. 3	産業教育振興中央会	推薦入学制の採用・拡大について	第2常置
12. 20	北海道大学教職員組合農学部班	定年制実施に伴う退職者の後補充について	第6常置
60. 2. 14	日教組大学部	研究技術専門官制度の新設について	第4常置
3. 19	第8回国立大学46工学系学部長会議総会	学生の臨時増募, 博士課程設置促進, 助 手の待遇改善, 予算増額等	第4・第6常置 大学院特別委
5. 1	日教組大学部	大学入試制度の改善について	各国立大学長 (直送)
5. 10	新潟大学職員組合技官部	大学技官の処遇改善について	第4常置

4. 刊行物

60. 2 会報第107号

60. 6 会報第108号

諸 会 合

昭和60年5月～6月

- 5月8日(水) 15:00 教養課程に関する特別委員会小委員会
- 5月9日(木) 13:30 第6常置委員会
- 5月10日(金) 10:30 第4常置委員会小委員会
13:30 第4常置委員会
- 5月13日(月) 13:30 大学院問題特別委員会小委員会(新設)
- 5月15日(水) 13:30 第3常置委員会
- 5月16日(木) 13:30 入試実施方法検討合同委員会
- 5月17日(金) 10:00 教員養成制度特別委員会小委員会
14:00 教員養成制度特別委員会
14:00 特別会計制度協議会
- 5月21日(火) 10:00 第1常置委員会
- 5月24日(金) 13:30 大学院問題特別委員会
13:00 医学教育に関する特別委員会
- 5月27日(月) 13:30 第5常置委員会
13:30 図書館特別委員会
- 5月28日(火) 10:30 教養課程に関する特別委員会小委員会
13:30 教養課程に関する特別委員会
13:30 第2常置委員会
- 5月30日(木) 10:00 入試改善特別委員会小委員会
14:00 入試改善特別委員会
- 6月3日(月) 12:00 委員等選考役員会
14:00 理事会
- 6月11日(火) 10:00 第1常置委員会
- 6月18日(火) 14:00 入試実施方法検討合同委員会
- 6月19日(水) 10:00 第76回総会〔第1日目〕
12:00 理事会
- 6月20日(木) 10:00 第76回総会〔第2日目〕
12:00 理事会
- 6月22日(土) 10:00 第43回事務連絡会議

決 算

昭和59年度国立大学協会歳入・歳出決算

昭和60年6月3日理事会

昭和60年6月第76回総会

科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 額	予 算 流 用 額	再 差 引 額	摘 要
	円	円	円	円	円	
歳 入 の 部	143,670,000	144,005,258	335,258	0	335,258	
会 費	127,056,000	127,056,000	0		0	95大学会費
預 金 利 子	1,100,000	1,423,229	323,229		323,229	銀行預金(普通,定期)利子
雑 収 入	1,429,000	1,441,029	12,029		12,029	「大学における教員養成」頒布収入,その他
前年度繰越金	14,085,000	14,085,000	0		0	
歳 出 の 部	143,670,000	141,404,684	2,265,316	0	2,265,316	
事 業 費	74,570,000	76,206,735	△1,636,735	1,770,000	133,265	総会及び事務連絡会議(各2回)の会場費等
(1) 総会費	3,500,000	3,226,315	273,685	△270,000	3,685	
(2) 役員会費	500,000	517,389	△17,389	20,000	2,611	
(3) 委員会費	3,000,000	2,786,358	213,642	△200,000	13,642	
(4) 会報発行費	3,600,000	4,021,934	△421,934	430,000	8,066	「国大協会報(4回発行)」の印刷費等
(5) 調査研究費	4,000,000	3,964,294	35,706		35,706	会議資料印刷費その他
(6) 会議旅費	47,920,000	49,772,445	△1,852,445	1,900,000	47,555	
(7) 図書・資料頒布費	550,000	540,350	9,650		9,650	「大学における教員養成」印刷費等
(8) 通信費	1,500,000	1,377,650	122,350	△110,000	12,350	
(9) 特別事業積立金	10,000,000	10,000,000	0		0	
事 務 費	64,200,000	65,197,949	△997,949	1,050,000	52,051	
(1) 諸 給 与	49,200,000	49,804,680	△604,680	605,000	320	
(2) 備 品 費	1,000,000	959,350	40,650	△40,000	650	電動タイプライターその他
(3) 借 用 料	1,300,000	1,324,521	△24,521	25,000	479	事務局建物の借料
(4) 消 耗 品 費	500,000	685,695	△185,695	200,000	14,305	
(5) 旅 費 ・ 交 通 費	2,600,000	2,488,080	111,920	△90,000	21,920	事務局職員の通勤費等
(6) 庁 用 諸 費	4,200,000	4,617,134	△417,134	430,000	12,866	光熱水料その他
(7) 被 保 険 者 事 業 主 負 担 金	3,400,000	3,318,489	81,511	△80,000	1,511	事務局職員加入社会保険の事業主負担金
(8) 退 職 給 与 引 当 金	2,000,000	2,000,000	0	0	0	
予 備 費	4,900,000	0	4,900,000	△2,820,000	2,080,000	事業費へ1,770,000円}移 事務費へ1,050,000円}用
翌年度繰越額		2,600,574				

監 査 結 果

昭和59年度国立大学協会歳入・歳出決算およびこれに関連する諸帳簿、証憑書ならびに銀行預金について監査しましたところ、適正でありましたので報告いたします。

昭和60年5月15日

監 事 筑波大学学長 福 田 信 之
監 事 東京水産大学学長 天 野 慶 之

要 望 書

国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

昭和60年6月19日
国立大学協会会長
沢田 敏 男

国立大学教官等の給与並びに処遇については、人事院をはじめ関係機関により特段の配慮を得て改善がなされてきたところであるが、大変遺憾なことに、これは必ずしも十分であったとはいえない。近年、教育改革の問題が焦眉の政治課題とされ、大学についても、研究教育体制の充実整備が検討課題となっていることは周知の事実である。

いままでもなく、大学の研究教育体制の改革のためには、その担い手である大学教官等の資質の向上が基本的前提条件である。このためには、大学教官等に有為な人材を確保できるよう給与並びに処遇の面でも、良好な状態が維持され、これらの改善の見通しが明確に立っていないならぬ。

こうした点に十分配慮され、国立大学教官等の待遇改善について、以下の諸点を強く要望する。

1. 教育職(一)の俸給体系の是正を図り、併せて俸給水準の格段の引上げを行うこと。

大学教官の俸給をその職責に見合う水準に引き上げるよう特段の配慮を引き続き強く要望する。なお、その際、近年になって、国立大学教官の給与水準が私立大学教官より下回ってきていること及び特に助手の給与については、高校教諭の給与と比較すると、助手の方が大卒後ある一定の期間を除いて常時下回っていることの実態に十分配慮されたい。

また、俸給水準の引上げと同時に、俸給の上下格差を縮小する方向で、早期に最高俸給に到達できるよう措置されたい。その際、現行俸給表に修正を加え、助教授のほか講師も2等級とし、両等級の一本化を図ること、これに応じて、助手を3等級に格上げし、教育職(一)俸給表の等級数の縮減を図ることが是非とも必要である。

2. 大学教官特有な職務に見合う手当として「大学研究調整額」(仮称)を新設すること。

周知のように、義務教育教員には、教職調整額、医療職については初任給調整手当など特別な手当がその職務の特殊性に基づいて支給されている。

大学教官にも研究・教育上の高度の専門性と特殊性に基づいて実験・実習、フィールド・ワークなど多様な職務を遂行するなどの特別な負担があり、近年この負担がますます高まっている。

よって、国家公務員給与のうちの各種の手当について再検討、見直しを加える中で、こうした大学教官特有の職務遂行に見合う特別な手当を新設し、これをすべての大学教官に適用し、支給されるよう措置されたい。

3. 研究教育支援職員等の待遇の抜本的改善を図ること。

当国立大学協会は、かねてより大学特有の専門職である教務職員、技術職員等の研究教育支援職員の抜本的な待遇改善を要望してきたところであるが、本年の人事院勧告の中に予定されている「専門技術職俸給表（仮称）」の新設に関しては、大学特有の研究教育支援職員についてはこれに盛り込まれないと聞いている。これら職員の現状が人事院の基準を適用できる組織体制の下に置かれていないとして、見送られるということであるが、研究教育支援職員の俸給をその職務に見合う水準に引上げることは、俸給表の種類に係りなく、当然の措置であり、これら職員の特殊性を十分考慮のうえ、同俸給表への移行が早期かつ円滑に実現するよう、特段の配慮をお願いしたい。

4. 部局長（学生部長、事務局長等を含む。）のすべてについて指定職の完全適用を図ること。

部局長等は、その職務からして指定職の適用を受けるのが当然の措置であるが、未だ定数が必ずしも十分ではないために、すべての部局長等が指定職の適用をうけているわけではない。これには、指定職定数の適用に当たっての運用上の問題もあるが、指定職制度は、特定の職務就任を条件に適用するのが本来の主旨である。

よって、この際、指定職制度の本来の主旨を踏まえ、部局長等については、現行の管理職手当の適用をやめ、すべての部局長等にその在職期間中指定職俸給が適用できるよう特段に措置されたい。

5. 管理職手当の適用対象を拡大すること。

近年、大学における管理運営の職務がますます重くなりつつある実情にかんがみ、現行の管理職手当制度の見直しを図りながら、評議員、全学段階の委員等の学内教育行政の激職にある者には、その職務の内容や任用の手続きを明確化することが前提であるが、これを制度化したうえで管理職手当支給の途を開くよう特に配慮されたい。

6. 大学の中堅職員（事務系）の待遇改善を図ること。

近年、大学においては、事務長、係長等役付職員の定数が限定され、有資格者に比べて不足しているために、職務経験、職務遂行能力の面では適格者でありながら昇格任用が行われず、俸給の上での改善が遅れるという問題が提起されている。大学の業務の効率的運営を図るためには、これら中堅職員の職務遂行意欲の向上と能力を発揮させることが不可欠である。現状では、これが妨げられていることは問題であるといわなければならない。とりわけ、国立大学については、新制大学発足時に採用された職員が大量に在職しているが、役職ポスト不足のために昇進、昇格が困難となり、待遇改善が遅れている。

よって、この際、これらの役付職員と同等の資格、能力を有するものについては、民間企業で広く普及している職能資格給制度や専門職制度を国家公務員の俸給表への格付け運用方法として導入し、待遇改善を図られたい。

7. 年金・退職金を含めた「生涯所得」の維持・改善を図ること。

近年、「生涯所得」をめぐるいわゆる「官民格差」が問題とされ、とりわけ、公務員の年金並びに退職金の見直しが提起されている。これらの所得のうち、年金給付水準や年金額算定方式等については、現在問題とされているように官民の年金制度の統合一元化のために見直しされようとしているが、その際年金給付水準に対する公務員の期待権を損なわないよう特段に配慮されたい。

また、公務員の退職金制度については、公務員には民間サラリーマンとは異なって雇用保険法（失業保険）の適用はなく、離職時の生活保障にしても、再就職のための種々なる援助措置にしても講じられていない。

また在職時についても、有給教育訓練休暇制度などの援助措置もない。公務員については、これらの援助措置がないことの見返りを加味した退職金制度となっている。

よって公務員の退職金制度の見直しに当たっては、これらの諸点を踏まえて官民比較を行い是正されることを要望する。

人事院勧告の取扱いに関する要望書

昭和60年6月19日
国立大学協会会長
沢田敏男

人事院による一般職国家公務員の給与改定に関する勧告は、三年前以来、勧告通りに完全実施されることなく今日に至っている。しかも、本年夏に予定される勧告も完全に実施されるかどうか危ぶまれる状況がある。

周知のように、人事院の給与勧告制度は、国家公務員の給与水準を適正に維持する制度として定着し、公務の能率的運営と公務員労使関係の健全性の実現にとって大きく寄与してきた。

もし、本年度も、人事院勧告の完全実施が見送られるとすれば、人事院勧告制度がもつ本来の主旨が否定されるだけでなく、そうでなくてさえ低下しつつある国家公務員の士気を一層低下させることに拍車をかけ、公務員労使関係の不安定化など種々の悪影響の生ずる恐れが強まることを危惧する。

もとより、当国立大学協会は、国の財政状態が極めて厳しい状況におかれていることを十分に承知しているところで、経費の節減、歳費の適正使用などによって行政経費の節減・抑制につい

て引き続き努力を惜しむものではない。また、人事院勧告の実施によって国家公務員に対する給与的経費の総額の若干の増加は避けられないとしても、過去数次にわたる定員削減についても幾多の困難をかえりみず協力し、給与的経費の抑制に努めてきたところである。

給与的経費の総額抑制という要請は十分理解できるが、公務員といえども、給与所得者の一員であるから、民間給与の実態に準拠して給与の適正水準が不断に確保されるかどうかは別次元の問題である。

今日、教育の荒廃が叫ばれ、高等教育・研究機関としての大学についても、その在り方の見直しに関する審議が臨時教育審議会で開始されている。そうであればこそなおのこと、大学教職員の給与の抑制措置がとられるとすれば、大学改革に対する人的エネルギーの発揮を損なうだけではなく、大学の使命である高度の研究・教育の遂行に対する妨げとなる恐れがあるといわざるを得ない。

上記の理由により、国立大学協会は、本年夏に予定される人事院勧告が、完全に実施されることを第76回国立大学協会総会の決議により強く要望する次第である。

国際大学都市（仮称）の創設に関する要望書

昭和60年6月19日

国立大学協会会長

沢田敏男

戦後の復興期を経て、わが国は経済摩擦や文化摩擦という国際的問題に直面している。この背景下に、例えば「21世紀への留学生政策に関する提言」が発表される等、大学の国際化が強く要望されている。

人類の文化、学術活動の歴史を顧みるとき、日本における学術活動の活性化をより一層増進するためには、大学を真に開かれたものとし、学術国際交流を推進し、研究教育の発展をはからなければならない。

このため外国人研究者や留学生を受け入れることのできる国際大学都市（仮称）を各地域ブロックごとに創設することが必要かつ緊急な課題である。

この大学都市においては、センターとして日本語・日本文化を教授するのみならず、各種国際的視野に立つ文化・教育活動も行う。

受入れる研究者や留学生は、このセンターをベースとし、地域内の他の高等教育機関において専門分野の研究勉学を行うものを含むものである。

この大学都市は、これらの活動を遂行し得る適正規模・環境を有するものとする。

また、内外の研究者、学生が起居を共にし、学術振興のための交流のできるセンターを設けることにより、従来とも努力を重ねて来た各地各大学の留学生受入れ事業等が一層円滑に発展する

ことを期待できる。

以上の如き機能をもつ国際大学都市の創設を特に要望するものである。

大学院博士課程の新設拡充に関する要望書

昭和60年6月19日

国立大学協会会長

沢田敏男

現今の学問の多様化，急激な進展に対応するためには，多種多様な人材養成が必要緊急課題であり，特に学術国際交流や教育協力の重要視される今日こそ益々大学院の充実・拡充は，わが国の急務といわざるを得ない。

この時に当たり，このたび総合大学院や連合大学院等の創設をみたことは誠に時宜に適した措置として，高く評価するものである。

国立大学協会は，これらの方式等により大学院博士課程が逐次且つ速やかに設置，拡充されるよう強く要望するものである。

資 料

国立大学入学者選抜方法の改革について

昭和60年6月20日

国立大学協会

1. 共通第1次学力試験については、国語、社会、数学、理科、外国語の5教科について試験を実施する。社会、理科の受験科目はそれぞれ1とする。
入学志願者に要求する共通第1次学力試験の受験教科の数は各大学の決定に委ねる。
ただし、5教科を受験させることが望ましい。
社会については「倫理、政治・経済」、「日本史」、「世界史」、「地理」の内から1科目、理科については「物理」、「化学」、「生物」、「地学」の内から1科目を選択解答させる。
なお、職業科高等学校出身受験者については、その履修の状況に鑑み、「現代社会」と「理科I」とを出題科目に加え、あらかじめ願い出で選択解答出来ることとする。
2. この改革の実施時期は昭和62年度からとする。
3. 国立大学の受験機会の複数化については、引き続き検討を進める。

国立大学入学者選抜に係る資料の交流に関する申合せ

昭和60年6月19日

国立大学協会

(趣旨)

- 1 この申合せは、各国立大学における大学入学者の選抜に関する研究の推進に資するため、国立大学における入学者選抜に係る資料の交流について、その取扱上の参考に供するものである。

(申合せの性格)

- 2 国立大学は、この申合せを参考として、それぞれにおいて、その保有する資料の交流及び研究成果の公開に関し、その具体的な基準、手続等を定めることが望ましい。

(資料の定義)

- 3 この申合せにおいて、「資料」とは、国立大学入学者選抜に係る資料で、次に掲げるものをいう。
 - (1) 共通第1次学力試験に関する資料
 - (2) 第2次学力試験に関する資料
 - (3) 実技検査、面接及び小論文に関する資料
 - (4) 高等学校の調査書及びこれに係る資料
 - (5) 特別の選抜方法に関する資料

(6) 入学後の成績その他大学の入学者の選抜に関する資料

(資料の利用目的)

4 資料は、「入学者の選抜のための判定資料」として用いるほか、次に掲げる調査研究に限り、利用することができるものとすることが望ましい。

(1) 入学者の選抜方法の改善に関する調査研究

(2) 入学者の教育に係る調査研究

(資料の利用の制限)

5 資料の利用を制限するに当たっては、次の事項を考慮することが望ましい。

(1) 入学者の選抜の公正な実施の確保

(2) 個人のプライバシーの保護

(3) 高等学校における正常な教育の確保

(4) 大学における正常な教育研究の確保

(5) 個人属性による差別の排除

(6) 受験生に与える影響に対する配慮

(7) 社会一般に与える影響に対する配慮

(資料のランク)

6 資料は、次のとおりにランク付をするのが適当であろう。

(1) N (非公開), n (非提供); 秘密保全の必要性が極めて高く、利用について厳しい制限が必要なもの

(2) A (制限付き公開), a (制限付き提供); 秘密保全の必要性があり、利用について制限が必要なもの

(3) O (公開), o (提供); 秘密保全の必要性がなく、利用について制限が不要なもの

7 資料のランクは、資料を、「①研究に利用する場合」及び「②研究に利用してその成果を発表する場合」の2面から、第5項に掲げる制限の必要性を考慮すると、次表のように区分することができるであろう。

資料のランク

			研究成果を発表する場合		
			N	A	O
			非公開	国立大学の限定関係者に限り交流	公開
研究に利用する場合	n	当該国立大学の限定関係者に限り利用できる	Nn	An	On
	a	国立大学の限定関係者に限り提供できる	Na	Aa	Oa
	o	利用者を限定しない			Oo

参考までに若干の解説を加えると、次のとおりである。

- Nn 当該国立大学の限定関係者（入学者選抜方法研究委員会委員その他の関係者をいう。以下同じ。）だけが研究に利用できるが、そのままの形ではそれに基づく研究成果を公開することができない資料
- An 当該国立大学の限定関係者だけが研究に利用でき、それに基づく研究成果を全国立大学の限定関係者に対してだけ交流できる資料
- On 当該国立大学の限定関係者だけが研究に利用でき、それに基づく研究成果を適切な処理を施すことによって、一般に公開できる資料
- Na 全国立大学の限定関係者の研究にだけ提供できるが、それに基づく研究成果を公開することができない資料
- Aa 全国立大学の限定関係者の研究だけに提供でき、それに基づく研究成果も全国立大学の限定関係者に対してだけ交流できる資料
- Oa 全国立大学の限定関係者の研究だけに提供でき、それに基づく研究成果を適切な処理を施すことによって一般に公開できる資料
- Oo 全国立大学の関係者であれば誰にでも提供でき、それに基づく研究成果も一般に公開できる資料

（判定のための委員会等）

- 8 国立大学は、前3項に掲げるところにより、保有する資料のランク及びその取扱いの指定期間等について判定するため、各国立大学の定めるところにより、委員会等を置くことが望ましい。

（利用手続）

- 9 国立大学は、他の国立大学の保有する資料の利用を希望するときは、その利用目的、利用範囲（研究利用・研究成果発表）、利用者（取扱責任者・研究者）等を明記して、資料の提供をするものとする。
- 10 前項の依頼があった場合、資料を提供するか否かは当該国立大学の自由な判断に委ねられるが、各国立大学は資料のランク、利用範囲及びその取扱いの指定期間等を考慮して、できるかぎる資料を提供することが望ましい。
- 11 国立大学は、提供を受けた資料のランク等の変更を希望するときは、当該国立大学に協議しなければならないものとする。

（資料の提供を受けた国立大学の責任）

- 12 国立大学は、提供を受けた資料の利用に当たっては、制限事項等を遵守するとともに、その研究成果その他提供に当たり示された事項を、当該資料を提供した国立大学に報告しなければならないものとする。

（付帯了解事項）

各国立大学と大学入試センターは、国立大学入学者選抜に係る資料の交流及び研究成果の公開に関し、本申合せにより相互に協力するものとする。

大学の使命と国立大学の役割

京都大学総長 沢田敏男

はじめに

わが国における高等教育の改革問題や大学のありかたについての世論の高まりが痛感される。臨時教育審議会においても、主要テーマの一つに取り上げられているところである。とりわけ、国立大学の使命や役割について厳しい評価や、時には偏見とも思われるような指摘がなされていることを見聞するのであるが、もちろん、これらの批判や評価に対し、われわれ国立大学関係者は、謙虚に耳を傾け、反省する真摯な態度を忘れてはならない。しかしまた、不十分な認識に基づく正当性を欠くような見解や意見に対しては、われわれの考えるところを率直に申し述べて、理解・認識を深めていただくことが、今日、格別大切なことではなからうかと思う。

ここに、拙文と一資料を公にするのも、そのようなことを願うからである。

1. 大学の使命

大学 (universitas) は、9～10世紀の中世ヨーロッパに知的創造と文化の継承のための共同体として生まれ、その後千年の人類の歴史のなかでさまざまな形態をとって発展してきた。そうした伝統にたち、また現代社会の課題のもとに、今日の大学は次の三つの使命を担っていると考えられる。

- (1) 学術の創造と継承
- (2) 専門的知識人と技術者の養成
- (3) 社会の一般的教養の向上と啓蒙された市民の育成

これらの三つの使命は、これらを個々に切り離してみるならば今日ではかならずしも大学のみによって、独占的に担われているものではない。例えば、第1の学術の創造と継承は、大学外に多数の学術機関や団体が存在する現代では、もはや大学の独占するものではない。また、第2の専門家の養成は、それを目的とした機関によって、より効率的になされるかもしれない。さらに、第3の社会の一般的教養の向上と啓蒙された市民の育成については、諸種の社会教育機関や高等学校等が、本来果すべきものということができよう。したがって、もしこれらの使命を個々に切り離して果すことができ、またその方が望ましいという立場にたつならば、大学を縮小し、それぞれの専門機関や組織を使命別に発達させることがよいこととなる。

しかし、これらの三つの使命は、本来、相互に関連し、互いに総合化・統合化されることによって達成できるものである。例えば、専門家の養成や啓蒙された市民の育成は、創造的な学術研究を背景にしてなりたつものであるが、また、他方、創造的な学術研究や専門家の養成は、一般

的教養の水準の高い社会や啓蒙された市民によって支えられて発展しうるものである。したがって、これらの使命は、具体的にはそれぞれを専門とする機関や団体によって果されるにしても、それらは互いに関連づけられ、総合・統合される必要があり、それができるのは大学をにおいて外にはない。

いいかえれば、大学は、上記の3使命をそれ自身において総合・統合し、そしてそれぞれを成就させることのできる唯一の機関であり、そうした役割を果たすところに大学の存在意義がある。そしてその場合、そうした使命を遂行することを保障するものは、学問の自由の原則に基づいた大学の自治の制度である。これは、前述のような大学のながい歴史のなかでつくりあげられてきたものであって、これによって、大学は直接的な政治的圧力や、経済的功利主義から独立し、人類的文明的な立場において、学問を発展させ、その学問に基づいて専門家や市民の養成に貢献してきたのである。もちろん現実の大学がそうした役割を十分に果たしているかどうかは、大学として大いに反省すべきではあるが、国家政策としては、これらの大学の本来の使命とするものが、大学の外の代替的な機関において行われているとして、大学の発展を抑制すべきではなく、むしろ、大学がその本来の使命をより総合的・統合的に発揮できるような、奨励策がとられるべきである。

2. 国立大学の役割

先進諸国の大学制度はそれぞれの歴史的事情によって、その設置の形態にはさまざまなものがある。わが国は発生的にはフランスやドイツを範とし、国立の大学の設置から始まったが、これらの国々においてはその後も、国立ないし州立の大学が大学教育を独占したのに対して、わが国の大学制度は、後に私立や公立の大学の設置を認めることによって、形態的には州立、公立、私立併存のアメリカに近くなり、また、公・私立大学に国庫援助を与えることによって、部分的にはイギリス型を組み込んだ大学制度となった。こうした、いわば折衷的な制度をとったことにより、一方では、フランスや西ドイツ、イギリスなどでは到達し得ていない大学教育の大衆化をなしとげ、市民の教養水準の向上に貢献するとともに、産業社会に必要な専門的技術者を養成することができたし、また他方では、これらの国々やアメリカに劣らない学術の水準を全般的に発展、維持することができたのである。国立大学はこうしたわが国の大学制度のなかで、次のようないくつかの重要な役割を果たしてきている。

(1) 国立大学は、わが国の学術研究の場の大きな部分を担ってきた。学術研究は、もちろん国立大学だけで行われているものではないし、またこれを水準で論ずることは難しい。しかし、例えばこれを下記のような項目について量的にみてもみることは可能である。

(a) 設置者別、部門別研究本務者数

(b) 設置者別、部門別大学院学生数

(c) 設置者別、部門別博士号授与者数

(d) 所屬別研究者の学会誌論文掲載数

ちなみに昭和58年度において、大学教員総計 109,139 名中、国立大学教員は46%の50,642名であり、大学院学生総計62,000名中、国立大学生は61%の37,941名である。また博士号取得者数では、総計 7,233 名中64%の、4,656 名が国立大学で取得している。(文部統計要覧59年版、大学資料 No.94) また、学会誌論文掲載数(資料)を概観すると、学問分野によって多少異なるが、国立大学所属研究者によるものが多数を占めていること、さらにその研究内容が基礎的諸分野はもちろん、莫大な経費を要する実験的な基礎的応用的諸分野にわたっていることも、資料によって示すことができよう。

このように、国立大学がわが国の学術の発展に貢献してきたのは、かつて必ずしも豊かではなかったわが国が、その国家財政のなかから少なからぬ資金を、国立機関等の学術研究に注いだ結果によるものであるが、さらにそうした資金を国立大学においては、先に述べたように直接的な政治的配慮や経済的功利主義から独立に、人類的文明的立場から有効に配分・活用してきたことによるところが大きい。

(2) 国立大学は全国に偏在なく設置され、高等教育の機会の地域的均等化に貢献するとともに、地方における学術文化の向上に貢献してきた。もちろん、このことはひとり国立大学に限ったことではなく、今日、いずれの府県にも公立・私立のどちらか、または両者がおかれてあり、それぞれ地域の教育・文化の発展に貢献していることは事実である。しかし、それらの大学の学部や学科には、時として偏りがあることも事実である。そうした点で、国立大学は、一面では地域に密着した伝統的な学術分野を含むとともに、多面、比較的均衡のとれた学部や学科組織によって、広く地域の期待に応えているのである。

(3) 国立大学は国費により教育の機会を比較的低廉に提供し、それによって、経済的理由による教育機会の不平等をおさえることに貢献してきた。理想論としては、教育は小学校から大学まで、あるいは国・公・私立をとわず無償とすべきであろう。それは、それを受けたことからもたらされる利益が、単にその個人にとどまらず、国や社会全般に還元されるからである。しかし、現実の問題として、大学教育を受けるものが、その負担能力に応じて、いくらかの学費の負担を負わなければならないとしても、少なくとも国立大学においては、その額を最低にとどめることによって、経済的理由による教育機会の不平等がおこらないような配慮がなされてきた。このことはひとり日本人学生に限らず、日本より経済水準の低い途上国からの、とくに私費の留学生が増加している実状からみても重要なことである。また、今後、増加するであろう、いわゆる社会人や熟年学生にとっても、国立大学による低廉な教育機会の提供が望まれるのである。

(4) 国立大学は、わが国の大学全般の研究教育条件の水準の維持に貢献してきた。もちろん「大

学基準」や「大学院基準」によって、わが国の国・公・私立を含む全大学の研究教育条件は一定の水準に保たれているはずである。しかし、それらを国際的に比較してみると、例えば下記の「学生一人当り教育費の比較」によっても明らかなように、国・公立（研究所や病院の経費を除く。）の場合、他国に比べほぼ同等のレベルにあるといえるが、私立についてみると、いずれよりも低額である。

日 本	国・公立		1,835,871円
	私立		741,292円
	国・公立・私立平均		1,001,698円
ア メ リ カ	州・公立	5,576ドル	1,303,300円
	私立	8,175ドル	1,910,800円
イ ギ リ ス	私立	3,684ポンド	1,871,300円
フ ラ ン ス	国立	17,004フラン	913,900円
西 ド イ ツ	国立	10,390マルク	1,299,000円

(1980, 文部省『教育指標の国際比較』59年)

このように、わが国においては、国立大学がわが国の大学全般の水準維持にとって重要な役割を果たしており、この役割は今後も続くものと思われるが、それに関してとくに指摘しておきたいのは、先に述べた大学の使命に関して、現在のわが国の大学における研究教育の水準は、これを量的な点に限定しても、決して満足すべきものではないことである。

例えば、学術研究に関しての先に引用した数値について、これを国際的に比較してみると、わが国の大学教員総数（短大を含む）の12万（1980）はアメリカの全大学教員数62万には遙かに及ばないにしても、確かに西ドイツの85,234、フランスの42,504、イギリスの33,329より多い。しかし、これらの数をわが国の国立大学教員数47,842と比べると、フランス、イギリスは、それぞれ89%、70%程度に留まるが、西ドイツは1.8倍である。また、大学院学生数についてみると、日本の53,992（1980）は、アメリカの110万とは比較にもならないし、フランスの148,999を下まわり、イギリスの48,439を僅かに上まわるが、国立大学大学院学生に限ると32,728となり最少となる。さらに博士号取得者については、日本の7,233（1983）は、アメリカの32,615（1979）、フランスの14,354（1978）、西ドイツの11,340（1981）のいずれよりも少ない。

また、先にあげた学生一人当りの高等教育費も、これを総額についてみれば下記のようになり、わが国の国・公立大学の教育費総額は、イギリス・フランスの大学を上回るものの、アメリカの公立及び私立大学や西ドイツの大学を遙かに下回るのである。またGNP比からもこの傾向がうかがわれる。

		(学生数)		(高等教育費総額 百万円)	(GNP比)
日 本	国・公立	536千人		1,481,404	0.61%
				#(984,027)	(0.41)
	私立	1,717 //		1,662,858	0.69
				#(1,272,798)	(0.55)
ア メ リ カ	公立	7,873 //	43,900百万ドル	10,260,916	1.67
	私立	2,581 //	21,100百万ドル	4,931,850	0.80
イ ギ リ ス	私立	375 //	1,381百万ポンド	701,483	0.57
フ ラ ン ス	国立	854 //	14,521百万フラン	780,448	0.50
西 ド イ ツ	国立	1,032 //	17,751百万マルク	2,219,302	1.16
				※(10,722百万マルク)	※(1,340,508) (0.70)

は附置研究所や附属病院 ※は附属病院の経費を除いた額 (1980, 文部省『教育指標の国際比較』59年)

したがって、わが国の大学は、量的にも質的にも、まだまだ発展させなければならないのである。とくに私立大学の研究教育条件の水準向上のために大幅な大学予算の増額が必要であり、また国立大学についても、これを国立から他の設置形態の大学に移管することによって大学の効率化や活性化をはかろうとすること、あるいは私立大学との平準化をはかろうとするようなことは、いたずらにわが国の大学全体の水準を低下させることになりかねないのである。むしろ私立大学の水準を国立大学のそれに引き上げることや、またわが国大学全般の水準向上のために、学術研究費を含む高等教育費総額を増額する方策こそまさに望まれるものである。

おわりに

掲載した資料のうち、学問分野によっては、調査対象とした学会誌の数や内容等に、多少の差異が生じたこと、また、法学関係については適当な資料を得ることができなかったことをお断りしておく。

この拙文や資料をまとめるにあたり、ご協力いただいた本学の教育学部長小林哲也教授をはじめ、関係者の方々に謝意を表すものである。

資料

所属別学会誌論文掲載数

《文 学》

哲 学 研 究

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	8	7	23	38	90.4
公立大学	2	0	0	2	4.8
私立大学	1	0	0	1	2.4
その他	1	0	0	1	2.4
計	12	7	23	42	100.0

史 林

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	22	16	18	56	75.7
公立大学	0	1	1	2	2.7
私立大学	0	4	3	7	9.4
その他	2	2	5	9	12.2
計	24	23	27	74	100.0

国 語 国 文

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	25	22	17	64	54.2
公立大学	11	6	4	21	17.8
私立大学	6	12	8	26	22.0
その他	1	2	4	7	6.0
計	43	42	33	118	100.0

人 文 地 理

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	13	14	14	41	49.4
公立大学	4	2	3	9	10.8
私立大学	7	5	4	16	19.3
その他	3	8	6	17	20.5
計	27	29	27	83	100.0

東洋史研究

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	10	14	8	32	53.4
公立大学	4	2	3	9	15.0
私立大学	2	4	8	14	23.3
その他	1	1	3	5	8.3
計	17	21	22	60	100.0

西洋古典学研究

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	5	2	6	13	59.1
公立大学	1	1	0	2	9.1
私立大学	0	4	2	6	27.3
その他	1	0	0	1	4.5
計	7	7	8	22	100.0

《教育学》

教育学研究

日本教育学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	12	15	12	39	63.9
公立大学	1	1	1	3	4.9
私立大学	6	4	5	15	24.6
その他	0	1	3	4	6.6
計	19	21	21	61	100.0

心理学研究

日本心理学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	61	52	44	157	63.3
公立大学	2	2	10	14	5.6
私立大学	24	22	15	61	24.6
その他	5	5	6	16	6.5
計	92	81	75	248	100.0

教育心理学研究

日本教育心理学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	46	44	39	129	72.1
公 立 大 学	3	1	2	6	3.3
私 立 大 学	10	12	3	25	14.0
そ の 他	6	3	10	19	10.6
計	65	60	54	179	100.0

日本教育行政学会年報

日本教育行政学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	19	26	25	70	64.2
公 立 大 学	1	0	1	2	1.8
私 立 大 学	2	7	19	28	25.7
そ の 他	1	3	5	9	8.3
計	23	36	50	109	100.0

日本社会教育学会年報

日本社会教育学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	9	4	12	25	36.2
公 立 大 学	0	3	0	3	4.4
私 立 大 学	13	7	4	24	34.8
そ の 他	10	5	2	17	24.6
計	32	19	18	69	100.0

注) その他には、教育庁、教育委員会を含む。

日本社会教育学会紀要

日本社会教育学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	5	6	6	17	65.4
公 立 大 学	2	0	1	3	11.5
私 立 大 学	3	1	0	4	15.4
そ の 他	1	1	0	2	7.7
計	11	8	7	26	100.0

教育哲学研究

教育哲学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	4	2	3	9	56.3
公立大学	0	0	0	0	0.0
私立大学	2	3	2	7	43.7
その他	0	0	0	0	0.0
計	6	5	5	16	100.0

教育方法学研究

日本教育方法学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	7	3		10	71.4
公立大学	0	1		1	7.2
私立大学	0	0		0	0.0
その他	1	2		3	21.4
計	8	6		14	100.0

《経済学》

季刊 理論経済学

理論・計量経済学会

区 分	執 筆 者		引用文献の著者所属機関		引用文献の著者出身機関		学 会 会 員	
	人	%	件	%	件	%	人	%
国立大学	267	55	936	65	1,259	88	257	41
公立大学	55	11	84	6	11	1	72	11
私立大学	64	13	166	12	101	7	176	2
外国大学	80	16	113	8	63	4	15	2
政府機関等	25	5	104	7	—	—	41	6
その他	—	—	29	2	—	—	73	12
計 (累積度%)	491 (82)	100	1,432 (96)	100	1,434 (96)	100	634 (93)	100

注) 1961~1984年を累積調査したものである。

社会経済史学

社会経済史学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	28	27	41	96	46.4
公立大学	3	5	3	11	5.3
私立大学	33	25	26	84	40.6
外国大学	1	0	4	5	2.4
その他	4	4	3	11	5.3
計	69	61	77	207	100.0

HIRSCH ET AL: ECONOMICS DEPARTMENTAL RATINGS

Table 2—Non-U. S. Economics Departmental Rankings Based on
AER-Standardized Pages, 1978-83

Name of universities	Total Pages ^a	Non-U. S. Rank ^b	Worldwide Rank	
			(1)	(2)
1. London Sch. of Econ.	1878.0	1	4	4
2. British Columbia	961.8	3	18	19
3. Western Ontario	833.4	4	24	20
4. Hebrew (Jerusalem)	830.1	5	25	26
5. Oxford	817.4	2	26	16
6. Tel-Aviv	816.7	7	27	28
7. Toronto	814.5	6	28	27
8. Australian National	653.9	8	31	29
9. Cambridge	527.5	9	37	35
10. Queen's (Ontario)	514.8	10	44	40
11. Warwick	306.4	11	61	58
12. Bristol	280.3	12	66	61
13. Carleton	264.0	13	71	66
14. York (U. K.)	249.6	15	77	74
15. Essex	246.7	17	78	79
16. Birmingham	237.0	14	80	70
17. McMaster	236.7	18	81	82
18. Southampton	222.5	20	82	89
19. Bonn	213.3	16	86	77
20. New South Wales	195.9	19	93	87
21. Birkbeck (London)	187.8	22	95	94
22. Monash	185.3	21	98	90
23. Alberta	180.6	24	99	98
24. Simon Fraser	174.8	23	100	95
25. Manchester	166.2	27	106	104
26. L'Ecole Polytechnique	159.6	25	108	101
27. Newcastle-upon-Tyne	157.1	28	110	109
28. Kyoto	154.8	31	111	116
29. U. College of London	149.9	26	112	102
30. McGill	148.6	29	113	110
31. Tokyo	138.7	30	119	112
32. Norwegian Sch. Econ. & Bus. Ad.	134.1	35	121	122
33. Catholique de Louvain	129.6	33	124	120
34. Canterbury (N. Z.)	121.8	37	127	126
35. Stockholm	115.8	32	132	118
36. Bar-Ilan	113.5	38	134	130
37. Paris	111.3	36	135	123
38. Ben Gurion	111.1	42	137	142
39. Montreal	109.6	43	138	144
40. Leeds	102.5	47	143	152

Note: Worldwide Rank: Col. (1) by AER-standardized pages; Col. (2) by unstandardized total pages.

^{a,b}See Table 1.

b. AER Standard Page によらない順位

注. この順位は

Econometrics, The American Economic Review, The Journal of Political Economy, など国際的に最も権威のある24誌より求められた。

《数 学》

Journal of the Mathematical Society of Japan

日本数学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	37	42	29	108	62.4
公立大学	1	4	8	13	7.5
私立大学	3	3	8	24	13.9
外国大学等	11	3	10	24	13.9
その他	2	1	1	4	2.3
計	64	53	56	173	100.0

《物 理 学》

Journal of the Physical Society of Japan

日本物理学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	1,296	1,290	359	3,945	79.1
公立大学	81	54	61	196	3.9
私立大学	152	165	148	465	9.3
その他	133	139	109	381	7.7
計	1,662	1,648	1,677	4,987	100.0

注) 国立大学には, 国立研究所を含む。

《化 学》

日本化学会誌 (化学と工業化学)

日本化学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	602	543	542	1,686	54.0
公立大学	39	16	47	102	3.3
私立大学	201	205	209	615	19.7
民間会社	92	120	114	326	10.4
その他	170	102	122	394	12.6
計	1,104	985	1,034	3,123	100.0

注) その他には, 国外・国内研究機関, 小・中・高を含む。

《植物学》

The Botanical Magazine

日本植物学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	35	43	44	122	53.7
公立大学	15	5	15	35	15.4
私立大学	2	12	5	19	8.4
外国大学等	12	10	17	39	17.2
その他	2	4	6	12	5.3
計	66	74	87	227	100.0

《動物学》

Zoological Science (Zoological Magazine 1983まで)

日本動物学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	37	36	109	182	45.4
公立大学	6	4	19	29	7.2
私立大学	23	41	45	109	27.2
外国大学等	5	1	13	19	4.7
その他	20	31	11	62	15.5
計	91	113	197	401	100.0

日本生態学会誌

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	46	48	41	135	60.8
公立大学	12	12	12	36	16.2
私立大学	5	8	2	15	6.8
外国大学等	4	2	4	10	4.5
その他	11	5	10	26	11.7
計	78	75	69	222	100.0

Primates (国際誌)

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	32	24	18	74	84.1
公立大学	2	0	0	0	2.3
私立大学	3	1	0	4	4.6
その他	1	5	2	8	9.0
小 計	38	30	20	88	100.0
外国大学等	76	76	66	218	
合 計	114	106	86	306	

《地 質 学》

地質学雑誌

日本地質学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	111	69	88	268	55.2
公立大学	6	6	0	12	2.5
私立大学	10	8	13	31	6.4
その他	92	27	55	174	35.9
計	219	110	156	485	100.0

注) その他には、地質調査所、小・中・高を含む。

《宇宙物理学》

Publications of the Astronomical Society of Japan

日本天文学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	86	78	168	332	58.3
公立大学	0	0	4	4	0.7
私立大学	0	6	5	11	1.9
外国大学等	5	7	12	24	4.2
宇宙科学研	1	15	158	174	30.5
その他	0	10	15	25	4.4
計	92	116	362	570	100.0

《生 化 学》

Journal of Biochemistry (Tokyo)

日本生化学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	1,133	1,249	1,365	3,747	69.8
公立大学	93	119	151	363	6.7
私立大学	240	222	225	687	12.8
国立研究所	68	40	36	144	2.7
公立研究所	21	29	41	91	1.7
私立研究所	76	64	54	194	3.6
海 外	40	43	60	143	2.7
計	1,671	1,766	1,932	5,369	100.0

《薬 理 学》

Japanese J. of Pharmacology

日本薬理学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	219	229	253	701	39.6
公立大学	32	35	54	121	6.8
私立大学	188	117	107	412	23.3
国立研究所	18	14	9	41	2.3
公立研究所	3	6	6	15	0.8
民間研究所	94	139	185	418	23.6
海 外	7	15	42	64	3.6
計	561	555	656	1,772	100.0

J. of Pharmacol. & Exp. Therapeutics

(アメリカ)

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	25	46	67	138	69.0
公立大学	3	1	0	4	2.0
私立大学	4	13	22	39	19.5
国立研究所	2	1	0	3	1.5
公立研究所	0	1	5	6	3.0
民間研究所	8	2	0	10	5.0
計	42	64	94	200	100.0

《生理学》

Japanese J. of Physiology

日本生理学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	133	140	148	421	57.2
公立大学	14	13	35	62	8.4
私立大学	55	41	38	134	18.2
国立研究所	20	20	23	63	8.8
公立研究所	20	10	8	38	5.3
私立研究所	7	2	9	18	2.4
計	249	226	261	736	100.0

《病理学》

Acta Pathologica Japonica

日本病理学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	279	308	338	925	53.1
公立大学	50	53	57	160	9.2
私立大学	92	111	131	334	19.1
国立研究所	7	4	17	28	1.6
公立研究所	33	37	47	117	6.7
私立研究所	30	38	78	146	8.4
その他	5	7	21	33	1.9
計	496	558	689	1,743	100.0

《腫瘍学》

Gann

日本癌学会

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	332	324	315	971	44.8
公立大学	95	86	66	247	11.4
私立大学	43	44	76	163	7.5
国立研究所	87	148	314	549	25.3
公立研究所	15	18	33	66	3.0
私立研究所	2	9	10	21	1.0
民間企業	25	23	37	85	3.9
その他	15	19	33	67	3.1
計	614	671	884	2,169	100.0

Table 4: The institutional affiliations of the authors on the list. Institutions are listed in descending order of the number of times they appear in Table 1.

NIH. Bethesda, MD	35	Beth Israel Hosp., Boston, MA	3
NCI	17	Charles A. Dana Res. Inst.	1
NICHHD	5	Dept. Med.	1
NIADDKD	3	Harvard-Thorndike Lab.	1
NIAID	3	Genentech, Inc., San Francisco, CA	3
Bethesda, MD	2	Kobe Univ., Japan	3
Hamilton, MT	1	Albert Einstein Coll. Med., New York, NY	2
NIDR	2	Children's Hosp. Med. Ctr., Boston, MA	2
NIMH	2	Cold Spring Harbor Lab., NY	2
NHLBI	1	Hoffmann-La Roche, Inc., Nutley, NJ	2
NIEHS. Research Triangle Park, NC	1	Dept. Mol. Genet.	1
NINCDS	1	Roche Inst. Mol. Biol.	1
Harvard Univ., Boston, MA	9	Imperial Cancer Res. Fund, UK	2
Univ. California, CA	6	Balham	1
San Francisco	4	London	1
La Jolla	2	Keio Univ., Tokyo, Japan	2
Cal Tech. Pasadena, CA	5	Max Planck Soc. Adv. Sci., Goettingen, FRG	2
Johns Hopkins Univ., Baltimore, MD	5	Inst. Biophys. Chem.	1
Sch. Med.	4	Inst. Exp. Med.	1
Univ. Hosp.	1	NY Vet. Admin. Med. Ctr., NY	2
Kyoto Univ., Japan	5	St. Luke's-Roosevelt Hosp. Med. Ctr., New York, NY	2
Sidney Farber Cancer Inst., Boston, MA	5	Univ. Arizona, Tucson, AZ	2
Stanford Univ., CA	5	Arizona Hlth. Sci. Ctr.	1
Univ. London, UK	5	Dept. Biochem.	1
Roy. Postgrad. Med. Sch.	2	Univ. Michigan, Ann Arbor, MI	2
Charing Cross Hosp.	1	Univ. Minnesota, St. Paul, MN	2
King's Coll. Hosp.	1	Yale Univ., New Haven, CT	2
Roy. Free Hosp.	1	Addiction Res. Fdn., Palo Alto, CA	1
Fred Hutchinson Cancer Res. Ctr., Seattle, WA	4	Aichi Med. Univ., Nagoya, Japan	1
MIT, Cambridge, MA	4	Anim. Virus Res. Inst., Woking, UK	1
MRC, UK	4	Baylor Coll. Med., Houston, TX	1
Lab. Mol. Biol., Cambridge	2	Beth Israel Med. Ctr., New York, NY	1
Leukaemia Unit, Balham	1	Biomed. Res. Inst., Rockville, MD	1
Natl. Inst. Med. Res., London	1	Brown Univ., Providence, RI	1
NYU, NY	4	Burroughs-Wellcome Co., Research Triangle Park, NC	1
Med. Ctr.	3	Cancer Inst., Tokyo, Japan	1
Sch. Med.	1	Carnegie Inst., Washington, Baltimore, MD	1
Salk Inst. Biol. Stud., San Diego, CA	4	Case Western Reserve Univ., Cleveland, OH	1
Univ. Washington. Seattle, WA	4	Cent. Middlesex Hosp., London, UK	1
Sch. Med.	3	Children's Orthoped. Hosp. Med. Ctr., Seattle, WA	1
Univ. Hosp.	1	Christian Albrechts Univ., Kiel, FRG	1
		Cleveland Clin. Fdn., OH	1
		CNRS. Marseille, France	1

Columbia Univ., New York, NY	1	Swiss Fed. Inst. Technol., Zurich, Switzerland	1
CDC, Atlanta, GA	1	Technicare Corp., Solon, OH	1
CUNY, NY	1	Thorn-EMI Ltd., London, UK	1
DNAX Res. Inst., Palo Alto, CA	1	Uniformed Servs. Univ., Hlth. Sci.,	1
Emory Univ., Atlanta, GA	1	Bethesda, MD	
Frederick Cancer Res. Ctr., MD	1	Univ. Bayreuth, FRG	1
German Cancer Res. Ctr., Heidelberg, FRG	1	Univ. Cambridge, UK	1
Hosp. Joint Dis. Orthopaed. Inst., New	1	Univ. Colorado, Denver, CO	1
York, NY		Univ. Dundee, UK	1
Inst. Gen. Pathol., Padova, Italy	1	Univ. Geneva, Switzerland	1
Intl. Agcy. Res. Cancer, Lyon, France	1	Univ. Glasgow, UK	1
Kochi Med. Sch., Japan	1	Univ. Hamburg, FRG	1
Litton Bionet., Inc., Kensington, MD	1	Univ. Hosps. Cleveland, OH	1
Merck Labs., West Point, PA	1	Univ. Oregon, Eugene, OR	1
Natl. Inst. Basic Biol., Okazaki, Japan	1	Univ. Oxford, UK	1
Naval Med. Res. Inst., Bethesda, MD	1	Univ. Utrecht, the Netherlands	1
NY Blood Ctr., NY	1	Univ. Virginia, Charlottesville, VA	1
NY Hosp.-Cornell Med. Ctr., NY	1	Univ. Zurich, Switzerland	1
NY State Inst. Basic Res. Mental	1	USC, Los Angeles, CA	1
Retardation, NY		Uppsala Univ., Sweden	1
Ortho Pharmaceut. Corp., Raritan, NJ	1	Vanderbilt Univ., Nashville, TN	1
Osaka Univ., Japan	1	Vet. Admin. Hosp., Seattle, WA	1
Queen's Univ., Belfast, UK	1	Virginia Commonwlth. Univ., Richmond, VA	1
Rockefeller Univ., New York, NY	1	Whitehead Inst, Biomed. Res., Cambridge,	
Scripps Clin., Res. Inst., La Jolla, CA	1	MA	1
Shinrakuen Hosp., Niigata, Japan	1	Wistar Inst. Anat. Biol., Philadelphia, PA	1
St. James Hosp., Balham, UK	1		

《内 科学》

日本内科学会雑誌

日本内科学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	406	427	425	1,258	51.9
公 立 大 学	24	51	55	130	5.4
私 立 大 学	146	134	219	499	20.6
外国大学等	3	3	0	6	0.3
病院・研究機関等	146	203	179	528	21.8
計	725	818	878	2,421	100.0

《外 科学》

日本外科学会雑誌

日本外科学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	222	247	279	748	60.6
公 立 大 学	12	21	17	50	4.1
私 立 大 学	102	58	102	262	21.2
外国大学等	0	0	4	4	0.3
病院・研究機関等	49	52	69	170	13.8
計	385	378	471	1,234	100.0

《精神・神経学》

精神神経学雑誌

日本精神神経学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	55	25	25	105	49.3
公 立 大 学	6	0	3	9	4.2
私 立 大 学	3	4	3	10	4.7
外国大学等	1	0	0	1	0.5
病院・研究機関等	34	15	39	88	41.3
計	99	44	70	213	100.0

《衛生学》

日本衛生学雑誌

日本衛生学会

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	75	65	44	184	45.5
公立大学	36	21	13	70	17.3
私立大学	39	18	39	96	23.8
外国大学等	0	0	0	0	0.0
病院・研究機関等	15	12	27	54	13.4
計	165	116	123	404	100.0

《ウイルス学》

ウイルス学関係の代表的国際学術雑誌5種（米2，英1，オーストリア1，チェコ1）に掲載された日本人による論文数。

1971～1980の10年間の総数と，そのうち国立大学，私立大学からの数を示す。

	国立大学	私立大学	日本人全体
Virology (米)	103	15	236
Journal of Virology (米)	40	0	85
Journal of General Virology (英)	47	6	128
Archives of Virology (チェコ)	44	1	134
Acta Virologica (オーストリア)	16	2	28
計	250	24	611
%	40.9	3.9	100.0

《土木系》

土木学会論文集

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学		161	124	285	57.1
公立大学		12	9	21	4.2
私立大学		37	30	67	13.4
その他		71	55	126	25.3
計		281	218	499	100.0

土質工学会誌，土と基礎

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	51	78	50	179	36.2
公立大学	4	2	4	10	2.0
私立大学	15	18	13	46	9.3
その他	94	88	78	260	52.5
計	164	186	145	495	100.0

《機 械 系》

日本機械学会論文集

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学		453	561	1,014	62.4
公立大学		28	46	74	4.5
私立大学		106	103	209	12.9
その他		178	151	329	20.2
計		765	861	1,626	100.0

《電気・電子系》

電気学会論文集

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学		129	119	248	53.0
公立大学		5	5	10	2.1
私立大学		36	35	71	15.2
その他		60	79	139	29.7
計		230	238	468	100.0

電子通信学会論文集

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学		304	282	586	48.6
公立大学		9	7	16	1.3
私立大学		70	69	139	11.6
その他		232	232	464	38.5
計		615	590	1,205	100.0

《建築系》

日本建築学会論文報告集

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学		125	120	245	56.2
公立大学		6	13	19	4.4
私立大学		55	59	114	26.1
その他		28	30	58	13.3
計		214	222	436	100.0

《化学系》

高分子論文集

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学		63	54	117	50.4
公立大学		7	4	11	4.7
私立大学		14	11	25	10.8
その他		35	44	79	34.1
計		119	113	232	100.0

Polymer Journal

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学		83	64	147	62.6
公立大学		1	1	2	0.8
私立大学		13	14	27	11.5
その他		27	32	59	25.1
計		124	111	235	100.0

《情報系》

情報処理学会論文誌

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学		69	75	144	59.5
公立大学		0	2	2	0.8
私立大学		9	8	17	7.0
その他		32	47	79	32.7
計		110	132	242	100.0

Journal of Information Processing

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学		13	15	28	54.9
公 立 大 学		1	1	2	3.9
私 立 大 学		3	3	6	11.8
そ の 他		7	8	15	29.4
計		24	27	51	100.0

電子通信学会論文誌 (D)

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学		123	106	229	61.1
公 立 大 学		4	2	6	1.6
私 立 大 学		20	17	37	9.8
そ の 他		43	60	103	27.5
計		190	185	375	100.0

注) 電子通信学会論文誌の(D)は情報関係の論文誌を意味する。

コンピュータソフトウェア

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学			4	4	40.0
公 立 大 学			0	0	0.0
私 立 大 学			0	0	0.0
そ の 他			6	6	60.0
計			10	10	100.0

《農芸化学》

日本土壌肥料学会誌

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	52	40	40	132	51.6
公 立 大 学	3	2	4	9	3.5
私 立 大 学	4	3	5	12	4.7
試 験 場・企 業	31	36	36	103	40.2
計	90	81	85	256	100.0

Soil Science and Plant Nutrition

(土壤肥料学会欧文誌)

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	31	28	36	95	59.7
公 立 大 学	0	0	4	4	2.5
私 立 大 学	0	0	0	0	0.0
試 験 場・企 業	12	16	13	41	25.8
国 外	9	3	7	19	12.0
計	52	47	60	159	100.0

Agricultural and Biological Chemistry

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	345	289	336	970	63.5
公 立 大 学	31	35	36	102	6.7
私 立 大 学	24	24	36	84	5.5
企 業	68	48	60	176	11.5
そ の 他	76	72	48	196	12.8
計	544	468	516	1,528	100.0

日本農芸化学会誌

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	16	24	21	61	32.3
公 立 大 学	3	3	6	12	6.3
私 立 大 学	24	21	9	54	28.6
企 業	7	18	17	42	22.2
そ の 他	9	6	5	20	10.6
計	59	72	58	189	100.0

醸酵工学会誌

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	52	48	46	146	42.0
公 立 大 学	5	3	3	11	3.1
私 立 大 学	7	8	13	28	8.0
企 業 関 係	10	15	16	41	11.8
官 庁, 外 国 そ の 他	44	43	35	122	35.1
計	118	117	113	348	100.0

日本栄養食科学会誌

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	20	27	25	72	39.3
公立大学	7	9	4	20	10.9
私立大学	18	22	22	62	33.9
企業関係	8	6	9	23	12.6
公共機関, その他	0	0	6	6	3.3
計	53	64	66	183	100.0

ビ タ ミ ン

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	15	18	11	44	41.1
公立大学	6	1	3	10	9.4
私立大学	20	8	12	40	37.4
企業関係	8	1	3	12	11.2
公共機関, その他	0	1	0	1	0.9
計	49	29	29	107	100.0

分 析 化 学

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	86	76	90	252	36.5
公立大学	11	9	11	31	4.5
私立大学	58	60	55	173	25.1
企業関係	22	21	28	71	10.3
国立研究機関, その他	60	52	51	163	23.6
計	237	218	235	690	100.0

栄養生理研究会報

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	5	8	8	21	63.6
公立大学	0	0	0	0	0.0
私立大学	0	1	1	2	6.1
企業関係	2	0	1	3	9.1
国立試験機関, その他	2	2	3	7	21.2
計	9	11	13	33	100.0

《林 学》

日本林学会誌

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	71	77	58	206	50.4
公立大学	3	5	7	15	3.7
私立大学	3	0	0	3	0.7
国試験場等	40	38	73	151	37.0
県試験場等	9	10	8	27	6.6
企業,その他	2	2	3	7	1.6
計	128	132	149	409	100.0

林業経済

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	24	28	32	84	52.5
公立大学	0	0	0	0	0.0
私立大学	6	7	6	19	11.8
国試験場等	8	3	5	16	10.0
県試験場等	3	4	4	11	6.9
企業,その他	8	10	12	30	8.8
計	49	52	59	160	100.0

木材学会誌

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	83	95	97	275	77.0
公立大学	4	1	1	6	1.7
私立大学	4	3	2	9	2.5
企業関係	0	1	3	4	1.1
国公立試験所, その他	20	27	16	63	17.7
計	111	127	119	357	100.0

《農業土木》

農業土木学会誌

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	27	21	15	63	31.1
公立大学	3	1	5	9	4.4
私立大学	2	8	3	13	6.4
企 業	5	1	5	11	5.4
官公庁(試験場)	7	13	10	30	14.8
官公庁行政部門	13	20	20	53	26.1
そ の 他	6	6	12	24	11.8
計	63	70	70	203	100.0

農業土木学会論文集

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	44	49	50	143	79.9
公立大学	1	2	9	12	6.7
私立大学	7	1	2	10	5.6
企 業	3	0	0	3	1.7
官公庁(試験場)	2	3	5	10	5.6
官公庁行政部門	0	0	0	0	0.0
そ の 他	0	1	0	1	0.5
計	57	56	66	179	100.0

《農業経済》

農業経済研究

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	27	27	15	69	69.7
公立大学	1	2	0	3	3.0
私立大学	1	4	8	13	13.2
国試験研究機関	2	5	4	11	11.1
そ の 他	0	1	2	3	3.0
計	31	39	29	99	100.0

《農学関係》

J. Nutr. Sci. Vitaminol

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	28	44	30	102	44.3
公立大学	4	3	7	14	6.1
私立大学	24	24	16	64	27.8
企業関係	4	6	4	14	6.1
外 国	5	9	6	20	8.7
国立研究機関	6	4	6	16	7.0
計	71	90	69	230	100.0

J. Fermentation Technology

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	37	41	39	117	56.5
公立大学	2	0	2	4	1.9
私立大学	2	3	5	10	4.8
企業関係	21	14	10	45	21.8
国立研究機関, その他	7	13	11	31	15.0
計	69	71	67	207	100.0

遺伝学雑誌

年 度	昭和57年	昭和58年	昭和59年	計	%
国立大学	28	36	30	94	56.0
公立大学	6	5	3	14	8.3
私立大学	4	9	7	20	11.9
企業関係	3	1	1	5	3.0
試験所, 外国, その他	12	13	10	35	20.8
計	53	64	51	168	100.0

日本植物病理学会報

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	37	41	26	104	39.7
公 立 大 学	4	0	1	5	1.9
私 立 大 学	3	6	4	13	5.0
企 業 関 係	6	2	2	10	3.8
試験場, 外国, その他	42	50	38	130	49.6
計	92	99	71	262	100.0

Plant and Cell Physiology

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	90	140	80	310	59.6
公 立 大 学	9	8	12	29	5.6
私 立 大 学	9	8	8	25	4.8
企 業 関 係	5	4	0	9	1.7
外 国 関 係	59	44	44	147	28.3
計	172	204	144	520	100.0

日本応用動物昆虫学会誌及び

Applied Entomology and Zoology

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	58	56	60	174	41.7
公 立 大 学	5	3	5	13	3.1
私 立 大 学	7	7	2	16	3.8
企 業 関 係	5	9	8	22	5.3
国立研究機関, その他	62	63	67	192	46.1
計	137	138	142	417	100.0

《水産学》

日本水産学会誌

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	169	203	232	604	66.3
公立大学	0	0	8	8	0.9
私立大学	34	32	29	95	10.4
企業関係	21	20	17	58	6.4
国立研究所	34	24	26	84	9.2
公立試験所	28	24	10	62	6.8
計	286	303	322	911	100.0

日本海洋学会誌

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	33	26	31	90	72.6
公立大学	0	0	0	0	0.0
私立大学	2	1	3	6	4.8
企業関係	0	0	1	1	0.8
国立研究所	5	9	9	23	18.6
公立試験所	0	1	3	4	3.2
計	40	37	47	124	100.0

《畜産学》

日本畜産学会報

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国立大学	73	62	76	211	56.0
公立大学	1	2	3	6	1.6
私立大学	12	25	23	60	15.9
企業関係	8	6	8	22	5.8
農水省試験機関	21	16	24	61	16.2
都道府県 試験機関	7	3	6	16	4.2
その他	1	0	0	1	0.3
計	123	114	140	377	100.0

日本家禽学会誌

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	42	53	13	108	66.7
公 立 大 学	2	1	0	3	1.8
私 立 大 学	1	2	4	7	4.3
企 業 関 係	1	1	1	3	1.8
農水省試験機関	9	8	9	26	16.1
都 道 府 県 試 験 機 関	2	7	6	15	9.3
計	57	72	33	162	100.0

家畜繁殖学雑誌

年 度	昭和 57 年	昭和 58 年	昭和 59 年	計	%
国 立 大 学	20	20	27	67	46.2
公 立 大 学	4	5	2	11	7.6
私 立 大 学	6	2	5	13	9.0
企 業 関 係	7	4	4	15	10.3
国立試験機関, そ の 他	13	14	12	39	26.9
計	50	45	50	145	100.0

名 簿

昭和60年8月24日現在

○印は常置委員会委員長を兼任

理 事 会

会 長	森 亘	東京大学長
副 会 長	沢田 敏男	京都大学長
"	松田 武彦	東京工業大学長
理 事	○有江 幹男	北海道大学長
"	牧野吉五郎	弘前大学長
"	○石田名香雄	東北大学長
"	小野 周	群馬大学長
"	井出源四郎	千葉大学長
"	種瀬 茂	一橋大学長
"	○猪 初男	新潟大学長
"	金子 曾政	金沢大学長
"	吉利 和	浜松医科大学長
"	飯島 宗一	名古屋大学長
"	山村 雄一	大阪大学長
"	新野幸次郎	神戸大学長
"	高木 篤	鳥取大学長
"	沖原 豊	広島大学長
"	関田 英里	高知大学長
"	田中 健蔵	九州大学長
"	松山 公一	熊本大学長
"	遠藤 尚	宮崎大学長
第3常置委員長	原田 三郎	岩手大学長
第4常置委員長	黒木剛司郎	茨城大学長
第5常置委員長	鈴木 幸壽	東京外国語大学長
監 事	福田 信之	筑波大学長
"	天野 慶之	東京水産大学長

第1常置委員会

委 員 長	石田名香雄	東北大学長
委 員	藤井 栄一	小樽商科大学長
"	黒田 一秀	旭川医科大学長
"	福田 信之	筑波大学長
"	小菅 稔	埼玉大学教授
"	阿部 猛	東京学芸大学長
"	藤巻 正生	お茶の水女子大学長
"	花輪 俊哉	一橋大学教授
"	北條 舒正	信州大学長
"	八木 壽郎	福井大学長
"	飯島 宗一	名古屋大学長
"	新野幸次郎	神戸大学長
"	近藤 良夫	京都大学教授
"	山村 雄一	大阪大学長
"	檜 学	島根医科大学長
"	添田 番	徳島大学長
"	安永武一郎	福岡教育大学長
"	中村 家政	大分医科大学長
"	遠藤 尚	宮崎大学長
専門委員	下沢 隆	埼玉大学教授
"	遠藤 輝明	横浜国立大学教授
"	高田 敏	大阪大学教授
"	官野 禮一	東京大学事務局長
"	久保庭信一	京都大学事務局長
"	遠藤 丞	東北大学事務局長

第2 常置委員会

委員長	猪 初男	新潟大学長
委員	小林 晴夫	室蘭工業大学長
"	帷子 康雄	弘前大学教授
"	久佐 守	山形大学長
"	小野 周	群馬大学長
"	井出源四郎	千葉大学長
"	鞠谷 宏士	東京商船大学長
"	金子 曾政	金沢大学長
"	潮木 守一	名古屋大学教授
"	丸井 文男	愛知教育大学長
"	脇坂 行一	滋賀医科大学長
"	谷口 澄夫	兵庫教育大学長
"	山田 一郎	島根大学長
"	田中 善正	岡山大学教授
"	木村 等	香川大学長
"	坂上 英	愛媛大学長
"	井上 順吉	九州工業大学長
"	保田 正人	長崎大学長
"	松山 公一	熊本大学長
専門委員	宮崎 莊平	新潟大学教授
"	松井 栄一	京都教育大学教授
"	金子 照基	大阪大学教授
"	猪岡 武	大阪教育大学教授

第3 常置委員会

委員長	原田 三郎	岩手大学長
委員	林 正道	北見工業大学長
"	山田 舜	福島大学長
"	世良晃志郎	宇都宮大学長
"	須甲 鉄也	埼玉大学長
"	加納 六郎	東京医科歯科大学長
"	辰野 千壽	上越教育大学長
"	鈴木 寛	金沢大学教授
"	吉利 和	浜松医科大学長
"	本多 波雄	豊橋技術科学大学長
"	福井 謙一	京都工芸繊維大学長
"	中山 昭雄	大阪大学教授
"	松本 吉春	神戸商船大学長
"	高木 篤	鳥取大学長
"	森本 正紀	高知医科大学長
"	吉武 泰水	九州芸術工科大学長
"	榎本 則行	佐賀大学教授
"	古川 哲二	佐賀医科大学長
専門委員	小路 敏彦	長崎大学教授
"	立野 晴夫	東京大学学生部長
"	石井 久夫	大阪大学事務局長

第4常置委員会

委員長	黒木剛司郎	茨城大学長
委員	八戸 芳夫	北海道大学教授
"	石井 久	北海道教育大学長
"	梅津 良之	秋田大学長
"	喜多 勲	東京農工大学長
"	天野 慶之	東京水産大学長
"	町田 正治	山梨大学長
"	高梨 昌	信州大学教授
"	能勢 善嗣	福井医科大学長
"	加藤 一夫	静岡大学長
"	井澤 道	三重大学長
"	川端 博	京都教育大学長
"	西原 道雄	神戸大学教授
"	後藤 和夫	奈良女子大学長
"	前田 嘉明	鳴門教育大学長
"	関田 英里	高知大学長
"	山川 寛	佐賀大学長
"	玉井 達二	宮崎医科大学長
専門委員	小島 圭二	東京大学教授
"	中條利一郎	東京工業大学教授
"	安藤 和夫	長岡技術科学大学事務局長
"	舟橋 昭夫	九州大学事務局長
"	森嶋 和次	東京大学庶務部長

第5常置委員会

委員長	鈴木 幸壽	東京外国語大学長
委員	鈴木 省三	帯広畜産大学長
"	菅野 正	宮城教育大学長
"	山本 正男	東京芸術大学長
"	田中 栄	電気通信大学長
"	佐藤 毅	一橋大学教授
"	横山 亨	横浜国立大学長
"	佐々 学	富山医科薬科大学長
"	太田 正光	名古屋工業大学長
"	森 主一	滋賀大学長
"	林 栄一	大阪外国語大学長
"	藤永太一郎	奈良教育大学長
"	沖原 豊	広島大学長
"	栗屋 和彦	山口大学長
"	大和 啓祐	高知大学教授
"	野澤 洽治	鹿児島大学教授
"	江橋慎四郎	鹿屋体育大学長
"	東江 康治	琉球大学長
専門委員	光田 明正	東京外国語大学事務局長
"	山本 清	信州大学事務局長

第6常置委員会

委員長	有江 幹男	北海道大学長
委員	牧野吉五郎	弘前大学長
"	塚本 哲人	東北大学教授
"	町田 貞	図書館情報大学 長
"	松村 陸豪	筑波大学教授
"	大石嘉一郎	東京大学教授
"	種瀬 茂	一橋大学長
"	齋藤 進六	長岡技術科学大 学長
"	高安 久雄	山梨医科大学長
"	大井 信一	富山大学長
"	早野 三郎	岐阜大学長
"	西田 文夫	大阪教育大学長
"	池田 芳次	和歌山大学長
"	大藤 真	岡山大学長
"	砂田 輝武	香川医科大学長
"	田中 健蔵	九州大学長
"	釘宮 保雄	大分大学長
"	石神 兼文	鹿児島大学長
専門委員	塩野 宏	東京大学教授
"	慶谷 淑夫	東京工業大学助 教授
"	宮野 禮一	東京大学事務局 長
"	前田登司男	東京医科歯科大 学事務局長
"	築坂 亨	横浜国立大学事 務局長

教員養成制度特別委員会

委員長	井澤 道	三重大学長
委員	石井 久	北海道教育大学 長
"	小松 教之	宮城教育大学教 授
"	山田 舜	福島大学長
"	須甲 鉄也	埼玉大学長
"	椎名 万吉	千葉大学教授
"	阿部 猛	東京学芸大学長
"	田浦 武雄	名古屋大学教授
"	丸井 文男	愛知教育大学長
"	池田 芳次	和歌山大学長
"	小林 哲也	京都大学教授
"	川端 博	京都教育大学長
"	前田 嘉明	鳴門教育大学長
"	後藤 誠也	鳥取大学教授
"	坂上 英	愛媛大学長
"	安永武一郎	福岡教育大学長
"	釘宮 保雄	大分大学長
"	岡本 洋三	鹿児島大学教授
専門委員	山田 昇	奈良女子大学教 授

医学教育に関する特別委員会

委員長	吉利 和	浜松医科大学長
委員	井出源四郎	千葉大学長
"	猪 初男	新潟大学長
"	高安 久雄	山梨医科大学長
"	飯島 宗一	名古屋大学長
"	井澤 道	三重大学長
"	脇坂 行一	滋賀医科大学長
"	山村 雄一	大阪大学長
"	古川 哲二	佐賀医科大学長
"	石神 兼文	鹿児島大学長
専門委員	堀 原一	筑波大学教授
"	大西 義久	新潟大学教授
"	尾島 昭次	岐阜大学教授
"	中川 米造	大阪大学教授
"	小椋 秀亮	東京医科歯科大学教授

教養課程に関する特別委員会

委員長	須甲 鉄也	埼玉大学長
委員	原田 三郎	岩手大学長
"	久佐 守	山形大学長
"	天野 慶之	東京水産大学長
"	猪 初男	新潟大学長
"	加藤 一夫	静岡大学長
"	吉利 和	浜松医科大学長
"	川端 博	京都教育大学長
"	粟屋 和彦	山口大学長
"	田中 健蔵	九州大学長
"	松山 公一	熊本大学長
専門委員	浅野 博	筑波大学教授
"	永野 巖	埼玉大学教授
"	拓植 利之	名古屋大学教授
"	緒方 道彦	九州大学教授
"	重岡 和信	熊本大学教授
"	伊理 正夫	東京大学教授
"	坂井 昭宏	千葉大学助教授

大学院問題特別委員会

委員長	大藤 真	岡山大学長
委員	藤井 栄一	小樽商科大学長
"	小野 周	群馬大学長
"	須甲 鉄也	埼玉大学長
"	阿部 猛	東京学芸大学長
"	種瀬 茂	一橋大学長
"	横山 亨	横浜国立大学長
"	猪 初男	新潟大学長
"	加藤 一夫	静岡大学長
"	飯島 宗一	名古屋大学長
"	金子 曾政	金沢大学長
"	坂上 英	愛媛大学長
"	田中 健蔵	九州大学長
専門委員	下沢 隆	埼玉大学教授
"	遠藤 輝明	横浜国立大学教授
"	田中 稠生	金沢大学事務局長

図書館特別委員会

委員長	松山 公一	熊本大学長
委員	町田 貞	図書館情報大学長
"	松田 武彦	東京工業大学長
"	川井 健	一橋大学教授
"	加藤 一夫	静岡大学長
"	山崎 弘郎	東京大学教授
"	山村 雄一	大阪大学長
"	添田 喬	徳島大学長
"	吉武 泰水	九州芸術工科大学長
専門委員	石田 晴久	東京大学教授
"	長沢 雅男	東京大学教授
"	井上 如	東京大学教授
"	今村慶之助	筑波大学附属図書館事務部長
"	田中 久文	東京大学附属図書館事務部長

入試改善特別委員会

委員長	松田 武彦	東京工業大学長
委員	藤井 栄一	小樽商科大学長
"	山田 舜	福島大学長
"	福田 信之	筑波大学長
"	小野 周	群馬大学長
"	井出源四郎	千葉大学長
"	天野 郁夫	東京大学教授
"	小林 啓美	東京工業大学教授
"	猪 初男	新潟大学長
"	飯島 宗一	名古屋大学長
"	丸井 文男	愛知教育大学長
"	谷口 澄夫	兵庫教育大学長
"	永田 雅宜	京都大学教授
"	松井 栄一	京都教育大学教授
"	池田 芳次	和歌山大学長
"	喜多村和之	広島大学教授
"	添田 喬	徳島大学長
"	田中 健蔵	九州大学長

特別会計制度協議会

文 部 省	文 部 事 務 次 官	宮 地 貫 一
"	高 等 教 育 局 長	大 崎 仁
"	学 術 国 際 局 長	植 木 浩
"	官 房 長	西 崎 清 久
"	文 教 施 設 部 長	高 野 文 雄
"	官 房 会 計 課 長	坂 元 弘 直
国 大 協	会 長	森 亘
"	副 会 長	沢 田 敏 男
"	"	松 田 武 彦
"	第 4 常 置 委 員 長	黒 木 剛 司 郎
"	第 6 常 置 委 員 長	有 江 幹 男
"	大 阪 大 学 長	山 村 雄 一
"	名 古 屋 大 学 長	飯 島 宗 一
"	東 京 大 学 事 務 局 長	宮 野 禮 一
"	東 京 医 科 歯 科 大 学 事 務 局 長	前 田 登 司 男
"	横 浜 国 立 大 学 事 務 局 長	筑 坂 亨
"	国 大 協 事 務 局 長	石 塚 龍 之 進

そ の 他

■学長等の異動

○ 学長の交代

	(前 任)	(新 任)
東京医科歯科大学	吉田 久	加納 六郎

○ 役員の交代

	(前 任)	(新 任)
会 長	沢田 敏男 (京都大学長)	森 亘 (東京大学長)
副会長	山村 雄一 (大阪大学長)	沢田 敏男 (京都大学長)

○ 委員長の交代

	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会	山村 雄一 (大阪大学長)	石田名香雄 (東北大学長)
第3常置委員会	世良晃志郎 (宇都宮大学長)	原田 三郎 (岩手大学長)
大学院問題特別委員会	金子 曾政 (金沢大学長)	大藤 真 (岡山大学長)

○ 委員の交代

	(前 任)	(新 任)
第1常置委員会	宮川 公男 (一橋大学教授)	花輪 俊哉 (一橋大学教授)
//	桐柴 良三 (京都大学教授)	近藤 良夫 (京都大学教授)
第3常置委員会	水野 克彦 (大阪大学教授)	中山 昭雄 (大阪大学教授)
第4常置委員会	百々 和 (神戸大学教授)	西原 道雄 (神戸大学教授)

○ 専門委員の委嘱

第1常置委員会	遠藤 丞 (東北大学事務局長)
図書館特別委員会	井上 如 (東京大学教授)

○ 専門委員の解嘱

大学のあり方の検討小委員会 (60.7 解散)	原島 文雄 (東京大学教授)
	大口勇次郎 (お茶の水女子大学教授)
	外池 正治 (一橋大学教授)
	明島 高司 (東京工業大学教授)
	市川 惇信 (東京工業大学教授)
入試教科目改訂専門委員会	吉村 朔夫 (鹿児島大学教授)

○ 臨時専門委員の解嘱

大学のあり方の検討小委員会	山野 俊雄
	長谷 章久

■寄贈図書

- 大学時報—特集—教育改革のめざすもの（日本私立大学連盟）
大学と学生—特集—留学生交流（文部省）
学生生活実態調査報告書 58年度（鳥取大学）
大学資料 No. 94 1985.4（文部省）
一般教育学会誌 第7巻 昭和60年5月（一般教育学会）
学校基本調査報告書 昭和59年度（文部省）
研究ノート 大学と社会 1984.12（東北大学）
大学図書館実態調査結果報告 59年度（文部省）
クレセント Vol. No. 1 1985 SUMMER（関西学院）
広島大学保健管理センター年報 No. 24（広島大学）
総合保健科学 （ " ）
会報 昭和59年度（国立短期大学協会）
大学と学生—特集—就職 第231号（広島大学）
甲南大学の30年 研究・教育のあゆみ（甲南大学）
開学10周年記念誌（浜松医科大学）
高等教育制度の改善に関する主な答申・意見等 昭和60年4月（衆議院文教委員会調査室）
大学関係雑誌等記事文献目録 昭和59年4月～60年3月現在収集分（早稲田大学）
大学教育開放センター紀要 第5号（金沢大学）
学徒援護会年報 昭和57, 58年度（学徒援護会）
大阪教育大学教育研究所報 No. 20（大阪教育大学）
第21回大学教員懇談会記録（大学セミナー・ハウス）
大学と学生—特集—現代の学生（文部省）
会報 第22号 昭和60年6月（国立高等専門学校協会）
臨教審だより 昭和60年6月臨時増刊（臨教審事務局）
大学時報—特集—大学の設置形態を考える（日本私立大学連盟）
学士会会報 1985-II No. 768（学士会）
みんなで教育改革を No. 3（日教組）
大学・短大・高専案内'86（学徒援護会）
学術情報システムと大学図書館 1985年7月（日教組）
ANNUAL REPORT OF TOKYO UNIVERSITY OF AGRICULTURE
AND TECHNOLOGY（東京農工大学）
大学と学生 第233号 8月号（文部省）

編集後記

* 梅雨明けと同時に猛暑が訪れ厳しい残暑が今なお続いております。遅ればせながら残暑お見舞いを申し上げます。

* 酷暑のさ中に編集された会報8月号が出来上りましたので、お届けいたします。

本号は、前総会関係の記事及びその際に沢田会長（当時）より提出された資料「大学の使命と国立大学の役割」等を収録した関係で相当大部のものになりましたが、国立大学の当面する重要課題である入試改革や国立大学の在り方の問題についてのご理解の一助としてお目通しいただければ幸いと存じます。

* 本号の「巻頭言」には山村大阪大学長の“健康談義”をご寄稿いただきました。ご多忙のところご執筆くださいました先生のご厚意に対し、深く感謝申し上げます。（R）

夏川に笹舟二双進水す

竜石

会報発行=年4回（2月・6月・8月・11月）

昭和60年8月29日 印刷
昭和60年8月31日 発行（非売品）

会 報 第109号

（第35巻第3号 通巻第109号）

編集兼
発行者

石塚龍之進

発行所

国立大学協会事務局

郵便番号 113（東京大学構内）

東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03(812)2111 内線(7950・7951)

03(813)0647

印刷・製本 懶文唱堂

国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総 会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名、各常置委員長）
- 監 事 2名
- 常置委員会
 - 第1常置委員会（大学の組織・制度 研究・教育体制）
 - 第2 “ （学科課程・入学試験等）
 - 第3 “ （学生の厚生補導）
 - 第4 “ （教職員の待遇改善）
 - 第5 “ （大学間の協力）
 - 第6 “ （大学財政・学費）
- 特別委員会
 - 科学技術行政特別委員会
 - 医学教育に関する特別委員会
 - 教養課程に関する特別委員会
 - 大学院問題特別委員会
 - 図書館特別委員会
 - 研究所特別委員会
 - 教職員の厚生等に関する特別委員会
 - 教員養成制度特別委員会
 - 入試改善特別委員会
- 特別会計制度協議会